

# 岩手山火山防災ガイドライン

平成12年3月  
平成27年2月改訂

監修

岩手山火山災害対策検討委員会

発行

国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所、岩手県、盛岡市、  
八幡平市、滝沢市、雫石町、盛岡地方气象台

## 「防災先進地域」をめざして

石川啄木や宮沢賢治がこよなく愛し、県民が敬愛して止まない岩手山は、平成10年2月以降、火山性地震や微動の増加に加え、地殻変動にも大きな変化が現れ、火山活動が活発化しました。

このため、建設省東北地方建設局岩手工事事務所と県は、岩手山周辺6市町村の首長及び学識者からなる「岩手山火山災害対策検討委員会」を立ち上げ、防災対策の基礎となる「岩手山火山防災マップ」と「岩手山火山防災ハンドブック」を平成10年10月に作成するとともに、引き続き、噴火前の対策から復旧・復興までの具体的な対策を示した「岩手山火山防災ガイドライン」の検討を進め、市町村等防災関係機関とともに、できるところからその対策に着手して参りました。

今回策定したガイドラインは、『噴火はいつか起こることを前提に、例え起こっても被害を少なくするため、必要な対策をできるところから実行し、火山と共生する防災先進地域をめざす。』ことを基本理念とし、『防災の実務的な対策は、国、県及び市町村が連帯して責任を負うこと。また、行政、防災関係機関、学識者及び住民が連携して、それぞれの役割を遂行することにより、地域の安全が守られる。』ことを対策の推進の柱として掲げております。

異常データ観測・活動活発期から、避難期、避難生活期及び生活再建期までの系統的かつ総合的な火山防災のガイドラインを噴火前に作成することは、我が国では初めての取組みであり、特に、行政の連帯責任と学識者、防災関連機関及び住民までの連携が理念として明記されたことは、画期的なことであります。

県では、昨年8月に、21世紀に岩手が誇りを持って輝くために、『自立・参画・創造』を新しい岩手づくりの理念とした「岩手県総合計画」をスタートさせたところであり、このガイドラインの策定とこれに基づく対策の推進は、岩手県総合計画を具体化する重要施策の一つとして位置づけられるものであります。

災害をもたらす火山も、一方では風光明媚な自然景観や温泉などの恵みを与えております。自然のシステムの中で生かされ、これからも生かされていく私たちにとって、長期的な視野で防災対策に取り組む努力が不可欠であり、住民の信頼と協力のもとに、防災関係機関と一体となって、ガイドラインに掲げられた対策を着実に進めて参りたいと考えております。

平成12年3月

岩手県知事 増田寛也

## 「岩手山火山防災ガイドライン」改訂にあたり

岩手山は、平成10年2月から火山性地震が増えはじめ、同年6月には気象庁臨時火山情報2号により噴火の可能性があることが発表されました。これを受け、建設省東北地方建設局岩手工事事務所（当時。現国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所）と県は、岩手山周辺6市町村（当時）の市町村長及び学識者からなる「岩手山火山災害対策検討委員会」を組織し、噴火前の対策から復旧・復興までの具体的な対策を示した「岩手山火山防災ガイドライン」を平成12年3月に策定し、このガイドラインに基づく対策を推進して参りました。

その後、幸いにして岩手山は噴火することなく、火山活動は平穏に推移しておりますが、一方で、ガイドラインの策定から十数年が経過し、また、策定以後の法律改正や社会情勢の変化等に対応する必要があることから、ガイドラインを改訂することとし、平成25年4月から防災関係機関とともに改訂作業を進めてきたところです。

こうした中、戦後最悪の火山災害となった平成26年9月の御嶽山の噴火は、防災関係者はもとより、国民全体に大きな衝撃を与えることになりました。

今回の改訂では、ガイドライン策定以後の状況変化等のほか、「降灰後の大雨による土石流の発生が予想される場合における県・学識者等による助言体制の構築」など、平成26年度に、岩手県総合防災訓練としては初めて火山災害を想定し実施した訓練で得られた成果等を反映しました。

さらには、御嶽山噴火災害の教訓を踏まえ、入山規制前における突発的な噴火が発生した場合等の対応や緊急時を含めた入山者等に対する情報の提供等のほか、これまでのガイドラインには位置付けられていなかった「突発的な火山噴火」を想定し、異常データ観測以前の平時からの防災対策についても盛り込んだところです。

今回の改訂を通じ、ガイドラインに記した『噴火はいつか起こることを前提に、たとえ起こっても被害を少なくするため、必要な対策をできるところから実行し、火山と共生する防災先進地域をめざす』という基本理念の重要性を改めて認識したところであり、今後とも、この基本理念を胸に刻み、住民の信頼と協力を得ながら、防災関係機関や学識者と一体となって、火山防災対策を推進して参ります。

平成27年2月

岩手県知事 達 増 拓 也

## ■■ 目 次 ■■

### — 序 —

[1] はじめに.....	2
[2] 基本理念.....	3
(1) 岩手山における火山防災の目標に関する基本理念.....	3
(2) 岩手山における火山防災の推進に関する基本理念.....	3
[3] 検討内容.....	4
(1) 既往事例及び防災対策現況調査.....	4
(2) 仮想シナリオの作成と火山防災の概要整理.....	4
(3) 噴火警戒レベルと防災対応計画の関係.....	5
(4) ガイドラインの構成.....	15
(5) 今後の取り組みに向けて.....	15

### — 本 編 —

#### 第0期：予防対策期（普及啓発対策）

##### 1 注意喚起等の周知、登山者カード提出の啓発

(1) 注意喚起等周知計画 p 18	噴火警戒レベル 1
(2) 登山者カード提出啓発活動計画 p 18	噴火警戒レベル 1

##### 2 火山活動状況の情報共有

火山活動状況情報共有計画 p 19	噴火警戒レベル 1
-------------------	-----------

##### 3 関係機関における打合せの開催

関係機関打合せ計画 p 19	噴火警戒レベル 1
----------------	-----------

#### 第1期：異常データ観測・活動活発期（噴火前対策）

##### 1 火山観測・情報収集伝達

(1) 噴火警報・予報等伝達計画 p 20	噴火警戒レベル 1～5
(2) 緊急監視観測計画 p 22	噴火警戒レベル 2～5
(3) 住民通報等の受理計画 p 22	噴火警戒レベル 1～5

(4) 立入規制計画	p 23	噴火警戒レベル 2
<b>2 災害予想危険度把握</b>		
事態想定計画	p 24	噴火警戒レベル 1～5
<b>3 警戒体制の整備</b>		
(1) 災害警戒本部の設置計画	p 24	噴火警戒レベル 2～3
(2) 関係機関の連絡体制の整備計画	p 25	噴火警戒レベル 1～5
(3) 岩手山火山検討会との連携体制の整備計画	p 26	噴火警戒レベル 1～5
<b>4 注意喚起・避難準備</b>		
(1) 注意喚起・避難準備に関する広報計画	p 28	噴火警戒レベル 3
(2) 家畜等の避難計画	p 31	噴火警戒レベル 1～5
<b>5 入山規制の実施</b>		
(1) 入山規制計画	p 32	噴火警戒レベル 3
(2) 入山者下山計画	p 33	噴火警戒レベル 1～5
<b>6 観光対応</b>		
(1) 観光客等への情報提供計画	p 33	噴火警戒レベル 1～5
(2) 風評被害防止計画	p 34	噴火警戒レベル 2～5
<b>7 問合せ・報道機関対応</b>		
(1) 問合せ対応計画	p 34	噴火警戒レベル 2～5
(2) 報道機関の取材対応・連携計画	p 35	噴火警戒レベル 2～5
<b>8 治山・砂防設備の整備</b>		
火山治山・砂防計画	p 36	噴火警戒レベル 1～5
<b>第 2 期：避難期（緊急対策）</b>		
<b>1 災害対策本部の設置</b>		
(1) 職員参集計画	p 37	噴火警戒レベル 4～5
(2) 災害対策本部の設置計画	p 37	噴火警戒レベル 4～5
(3) 避難準備情報発令・自主避難・要配慮者等の避難計画	p 38	噴火警戒レベル 4
<b>2 避難勧告及び警戒区域の設定</b>		
(1) 避難勧告計画	p 40	噴火警戒レベル 5
(2) 警戒区域設定計画	p 43	噴火警戒レベル 5
(3) 降灰後の土石流に対する避難計画	p 44	噴火警戒レベル対象外
<b>3 緊急退避</b>		
(1) 緊急退避計画	p 45	噴火警戒レベル 5
(2) 避難所の開設・運営計画	p 47	噴火警戒レベル 4～5

(3) 避難誘導・避難路確保計画	p 47	噴火警戒レベル5
<b>4 被害概況調査</b>		
(1) 被害概況の把握体制整備計画	p 48	噴火警戒レベル2～5
(2) 火山灰調査体制整備計画	p 49	噴火警戒レベル2～5
(3) 土砂災害防止法に基づく緊急調査計画	p 50	噴火警戒レベル2～5
<b>5 災害予測図修正</b>		
災害予測図修正計画	p 52	噴火警戒レベル2～5
<b>6 自衛隊の災害派遣要請・受入れ</b>		
(1) 自衛隊災害派遣要請計画	p 52	噴火警戒レベル2～5
(2) 自衛隊の受入れ体制整備計画	p 53	噴火警戒レベル2～5
<b>7 捜索・救出活動</b>		
(1) 救出活動計画	p 53	噴火警戒レベル2～5
(2) 残留者・行方不明者情報の把握、捜索・救出区域の特定計画	p 55	噴火警戒レベル2～5
(3) 遺体の検視・安置、火葬計画	p 55	噴火警戒レベル2～5
<b>8 安否情報の提供</b>		
(1) 安否情報の提供体制整備計画	p 56	噴火警戒レベル2～5
(2) 問合せ対応計画	p 57	噴火警戒レベル2～5
(3) 報道機関の取材対応・連携計画	p 57	噴火警戒レベル2～5
<b>9 観光客対応</b>		
(1) 観光客等への情報伝達計画	p 57	噴火警戒レベル3～5
(2) 帰宅促進のための輸送計画	p 58	噴火警戒レベル3～5
<b>10 輸送確保</b>		
(1) 交通規制計画	p 58	噴火警戒レベル4～5
(2) 鉄道・バス輸送活用計画	p 59	噴火警戒レベル4～5
<b>11 ライフラインの確保</b>		
ライフライン確保計画	p 59	噴火警戒レベル2～5
<b>12 河川管理対応</b>		
(1) ダム管理体制整備計画	p 60	噴火警戒レベル2～5
(2) 河川水質管理体制整備計画	p 61	噴火警戒レベル2～5
(3) 河道確保計画	p 61	噴火警戒レベル2～5
<b>13 火山噴火緊急減災対策砂防計画</b>		
火山噴火緊急減災対策砂防計画	p 62	噴火警戒レベル2～5
<b>14 災害医療</b>		
(1) 災害医療指揮計画	p 62	噴火警戒レベル2～5

(2) 救護所設置計画	p 64	噴火警戒レベル 2～5
(3) 後方医療計画	p 65	噴火警戒レベル 2～5
(4) 負傷者の搬送計画	p 66	噴火警戒レベル 2～5
(5) 被災地内への医療応援計画	p 67	噴火警戒レベル 2～5
(6) 医薬品等配備計画	p 67	噴火警戒レベル 1～5

### 第3期：避難生活期（応急対策）

#### 1 避難所運営

(1) 避難所運営計画	p 69	噴火警戒レベル 4～5
(2) 食料供給計画	p 70	噴火警戒レベル 4～5
(3) 物資の配布計画	p 70	噴火警戒レベル 4～5
(4) 避難者への情報提供計画	p 71	噴火警戒レベル 4～5
(5) 避難所設備の確保計画	p 71	噴火警戒レベル 4～5
(6) 避難所外避難者への対応計画	p 72	噴火警戒レベル 4～5

#### 2 物資調達・受入れ・輸送

(1) 物資調達計画	p 72	噴火警戒レベル 4～5
(2) 義援物資・義援金の受入れ計画	p 73	噴火警戒レベル 4～5
(3) 物資輸送計画	p 73	噴火警戒レベル 4～5

#### 3 人員・物資の輸送路確保

輸送路の確保計画	p 74	噴火警戒レベル 4～5
----------	------	-------------

#### 4 ボランティアの活動

ボランティア活動計画	p 74	噴火警戒レベル 4～5
------------	------	-------------

#### 5 被害調査・罹災証明発行

(1) 被害調査体制整備計画	p 75	噴火警戒レベル 2～5
(2) 罹災証明発行体制整備計画	p 76	噴火警戒レベル 2～5

#### 6 医療・衛生活動

(1) 巡回医療計画	p 76	噴火警戒レベル 4～5
(2) こころのケアの体制整備計画	p 77	噴火警戒レベル 4～5
(3) 衛生活動計画	p 78	噴火警戒レベル 4～5

#### 7 学校の再開

応急教育計画	p 78	噴火警戒レベル 4～5
--------	------	-------------

#### 8 仮設住宅建設

(1) 仮設住宅建設計画	p 79	噴火警戒レベル 4～5
(2) 仮設倉庫利用計画	p 80	噴火警戒レベル対象外
(3) 建設業者・資機材の調達確保計画	p 80	噴火警戒レベル 4～5

(4) 入居者募集計画	p 81	噴火警戒レベル 4～5
<b>9 義援金配分</b>		
義援金配分計画	p 81	噴火警戒レベル 4～5
<b>10 生活情報の提供</b>		
(1) 生活情報収集・伝達計画	p 82	噴火警戒レベル 2～5
(2) 問合せ対応計画	p 82	噴火警戒レベル 2～5
(3) 報道機関の取材対応・連携計画	p 82	噴火警戒レベル 2～5
<b>11 二次災害対応</b>		
(1) 火山灰調査体制整備計画	p 82	噴火警戒レベル 2～5
(2) 二次災害避難計画	p 83	噴火警戒レベル 2～5
(3) ダム管理体制整備計画	p 84	噴火警戒レベル 2～5
(4) 河川水質管理体制整備計画	p 84	噴火警戒レベル 2～5
(5) 河道確保計画	p 84	噴火警戒レベル 2～5
<b>12 応急治山・砂防工事</b>		
応急治山・砂防計画	p 84	噴火警戒レベル 1～5
<b>13 被災現場等の一時入域</b>		
(1) 避難勧告対象区域・警戒区域の一時入域計画	p 85	噴火警戒レベル 5
(2) 入域者の安全対策計画	p 86	噴火警戒レベル 5
<b>14 避難勧告対象区域・警戒区域の見直し</b>		
避難勧告対象区域・警戒区域の見直し計画	p 86	噴火警戒レベル 5

## 第4期：生活再建期（復旧・復興対策）

### 1 公共施設の復旧

(1) 河川復旧計画	p 88	噴火警戒レベル 2～5
(2) 道路復旧計画	p 88	噴火警戒レベル 2～5
(3) ライフライン施設復旧計画	p 89	噴火警戒レベル 2～5
(4) 広域応援要員の受入れ計画	p 89	噴火警戒レベル 2～5

### 2 住宅再建

(1) 住宅の応急修理・火山灰除去計画	p 90	噴火警戒レベル 2～5
(2) 災害危険区域設定・集団移転計画	p 91	噴火警戒レベル 2～5

### 3 地域経済再建支援

(1) 住民・事業者相談業務計画	p 91	噴火警戒レベル 2～5
(2) 地域経済再建・生活再建計画	p 92	噴火警戒レベル 2～5
(3) 生活再建支援金の支給計画	p 93	噴火警戒レベル 2～5



#### **4 恒久治山・砂防工事**

恒久治山・砂防計画 p 94

噴火警戒レベル 2～5

#### **5 ボランティアの活動**

ボランティア活動計画 p 94

噴火警戒レベル 2～5

#### **6 災害の長期化への対応**

(1) 火山灰調査体制整備計画 p 95

噴火警戒レベル 2～5

(2) 火山灰対応計画 p 95

噴火警戒レベル 2～5

(3) 被災後の感染症予防活動計画 p 95

噴火警戒レベル 2～5

#### **7 復興計画の策定**

(1) 復興準備計画 p 96

噴火警戒レベル 2～5

(2) 災害記録編纂計画 p 97

噴火警戒レベル 1～5

付) 用語一覧 p 98



序



## [1] はじめに

岩手山の火山活動の活発化に伴い、国土交通省、県、関係4市町は、住民等の生命を災害から守るとの観点から、噴火現象及び噴火の影響が及ぶ区域を想定し、併せて避難所を定めた「岩手山火山防災マップ」を作成するとともに、さまざまな火山防災対策に着手した。

しかし、火山災害は、

- ①噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること。
- ②長期化する恐れがあること。
- ③被害が複数の市町に及ぶこと。
- ④被害や影響が多方面にわたること。

等から、行政機関、防災関係機関、学識者においては、さまざまな噴火に伴う現象が刻々と変化するののに的確に対応するため、共通認識のもと役割分担を明確にした上で、互いに連携し、一体となって防災対策を進めることが重要となる。

このため、国土交通省、県、関係4市町は、火山の活動状況に応じて、関係する機関が実施すべき対策について噴火前から取り組むべき指針を定めた「岩手山火山防災ガイドライン」を策定することとした。

また、策定してから10年以上が経過し、社会情勢等が変化していること、さらには平成26年9月に御嶽山が突発に噴火し、戦後最悪の火山災害が発生したことも踏まえ、平成27年2月に改訂することとした。

岩手山火山防災マップでは、西岩手山は3200年前の水蒸気爆発の、東岩手山においては1686年のマグマ噴火の実績をもとに策定した。西岩手山は水蒸気爆発に伴う噴石、火山灰、土石流を、東岩手山では、噴石、火山灰、火砕サージ、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、土石流を対象としている。

岩手山火山防災ガイドラインでは、防災マップに示されているすべての現象を対象として必要な対策を取り上げている。また、噴火は繰り返し発生し、長期間に及ぶことも想定し、そのための具体的な対応についても示している。

なお、岩手山では、過去の噴火の履歴において、山体崩壊が記録されているが、現在のところ山体崩壊の規模を想定することは難しく、また、防災マップに示されている被害と比べても、その影響範囲はかなり違ってくると予想されることから、その対策については必要に応じて検討するものとする。

## [2] 基本理念

岩手山における火山防災ガイドラインは、次の基本理念に基づき策定することとした。

### (1) 岩手山における火山防災の目標に関する基本理念

災害を“可能な限り小さく抑えること”、特に人的被害を抑えることを対策の最優先目標とし、必要な対策をできることから実現していくとの観点から、対策の目標とする基本理念を以下のとおりとした。

- 噴火は“いつか起こる”ことを前提に（～噴火は防げない～）、
- たとえ起こっても“被害”を少なくするため（～災害は軽減できる～）、
- 必要な対策をできるところから実行し、
- 「火山と共生」する「防災先進地域」をめざす。

### (2) 岩手山における火山防災の推進に関する基本理念

当ガイドラインにおいては、対策の実施主体を明確に表現することで、主として行政の責務を明らかにした上で、行政機関・防災関係機関・学識者・住民の連携を重要視し、対策を推進するにあたっての基本理念を以下のとおりとした。

- 火山防災の実務的な対策は、行政機関すなわち国・県・市町が連帯して責任を負う。
- 地域の安全は、行政機関・防災関係機関・学識者・住民が連携して、それぞれの役割を遂行することにより、初めて守られる。

### [3] 検討内容

当ガイドラインの策定にあたっての検討内容及びその流れについて示す。

#### (1) 既往事例及び防災対策現況調査

岩手山の火山防災対策について検討を行うにあたり、他の火山災害等における地元自治体や防災関係機関の対応状況やその後の防災対策の取組状況について、現地聞き取り調査等を行い把握した。

また、岩手山に関しては、地元の行政機関や防災関係機関において、火山防災対策に関連する各種対策の現状について、聞き取り調査を実施し把握した。

#### (2) 仮想シナリオの作成と火山防災の概要整理

岩手山の噴火前から、ほぼ終息するまでの状況をあらかじめ定め、状況に応じて必要となる防災対応を時系列に整理した「**図1 岩手山の火山活動と防災対応の仮想シナリオ**」を策定した。岩手山の場合、噴火の場所や形態、季節等の条件によりさまざまなケースが想定され、また噴火も繰り返し発生することも考えられるが、各種の防災対応が火山活動のどの局面で実施されるべきかを整理するために、基本となるシナリオを策定したものである。

また、平成26年9月に御嶽山が突発に噴火した火山災害も踏まえたシナリオとする必要があることから、平成27年2月の改訂において、シナリオを見直し（第0期の追加）、岩手山の火山活動の状況を、次の5つの局面に分類することとした。

##### ■第0期：予防対策期（普及啓発対策）

異常データ観測前における時期を想定している。

##### ■第1期：異常データ観測・活動活発期（噴火前対策）

火山性微動等異常データが観測され、さらに火山性地震の頻発、噴気量の増加等、異常が増大している時期を想定している。

##### ■第2期：避難期（緊急対策）

噴煙・火山灰等の噴出あるいは水蒸気爆発等の噴火が発生した場合で、目安として災害発生後48時間を想定している。

##### ■第3期：避難生活期（応急対策）

噴火が継続し、住民等の生活維持のための各種の応急活動が本格化してくる時期で、目安として災害発生後1～2週間を想定している。

##### ■第4期：生活再建期（復旧・復興対策）

噴火による災害の危険がやや低下し、復旧活動や復興につながる対策の検討が本格化してくる時期で、目安として災害発生から3週間以降を想定している。

この局面と活動を軸に、必要となる対応計画の全容を整理し示したものが、「表1 岩手山火山防災の概要」である。この対応計画毎に、その計画の方針や指針等の検討を進めることとした。

対応計画とは、体制の整備や計画策定のほかに、住民啓発や訓練といったソフト面の対応、システムや機器の整備等関連するハード面の対策も含めて捉えており、そのポイントとなる項目については、表の中に抽出し整理している。

### **(3) 噴火警戒レベルと防災対応計画の関係**

岩手山に対する噴火警戒レベルの運用にあたり、平成19年10月の岩手山火山災害対策検討委員会で確認された防災対策を噴火警戒レベルに応じて実施するため、対応する計画に、噴火警戒レベル1～5を明記した。なお、噴火警戒レベルに対応しない計画は、対象外と明記した。

#### **① 噴火警戒レベルについて**

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

岩手県は、岩手山の火山活動に関する検討会、岩手山火山災害対策検討委員会を設置し、異常データ観測前から岩手山の火山活動状況、噴火時の避難について共同で検討を行っている。

国全体の火山防災の基本方針を定めた防災基本計画（火山災害対策編）と「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」に基づき、平成19年、岩手山火山災害対策検討委員会での共同検討の結果、火山活動の状況に応じた避難開始時期・避難対象地域が設定され、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められ、噴火警戒レベルの運用が開始された。

岩手山では、岩手山火山災害対策検討委員会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、地元の避難計画と一体的に噴火警報・予報を発表する。市町等の防災機関では、あらかじめ合意された範囲に対して迅速に入山規制や避難勧告等の防災対応をとることができ、噴火災害の軽減につながる事が期待される。

なお、実際には、前兆現象が把握されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りに上がったたり下がったりするとは限らな

い。例えば火山活動の状況や居住地域の位置によっては、レベル1（平常）から直ちにレベル4（避難準備）またはレベル5（避難）へと至る可能性もあることにも留意が必要である。

また、実際の運用面においても、噴火警戒レベルを変更する際に気象台から市町村に情報連絡を十分に行う時間的な余裕のない場合も想定されることから、異常データ観測前から火山防災協議会等のコアグループのメンバー（都道府県、市町村、気象台、砂防部局、火山専門家等）間で意思の疎通を図り、迅速な対応が取れるようにしておく必要がある。

## ② ガイドラインにおける噴火警戒レベルの位置づけ

平成19年7月以降、気象台が発表する「噴火警戒レベル」に関して、数回の「岩手山噴火警戒レベル導入に係る調整会議」が開催され、同年10月「岩手山火山災害対策検討委員会」にて噴火警報（噴火警戒レベル）の発表時には、各機関が可能な限り事前に情報を共有・連携することにより、発表と同時に防災対応が取れるようにすることが確認され、12月に岩手山での「噴火警戒レベル」の運用を開始した。

岩手山噴火警戒レベルは「岩手山火山防災ガイドライン」の火山防災の推進に関する基本理念に沿って、行政機関、防災関係機関、学識者の意見が反映された火山防災に関する指標の一つである。噴火警戒レベルの運用は行政機関、防災関係機関、学識者と連携して行われるものであり（ただし、異常データ観測前の状態から前兆現象無しに噴火した場合はこの限りではない）、関係市町は、噴火警戒レベルに合わせて、あらかじめ定められた防災対応を実施することにより被害軽減を図ることができる。

## ③ 特別警報について

平成25年8月30日、気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律が施行され、特別警報の運用が始まった。噴火警報における特別警報は、「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4または5）を特別警報に位置づけており、名称の変更はない。

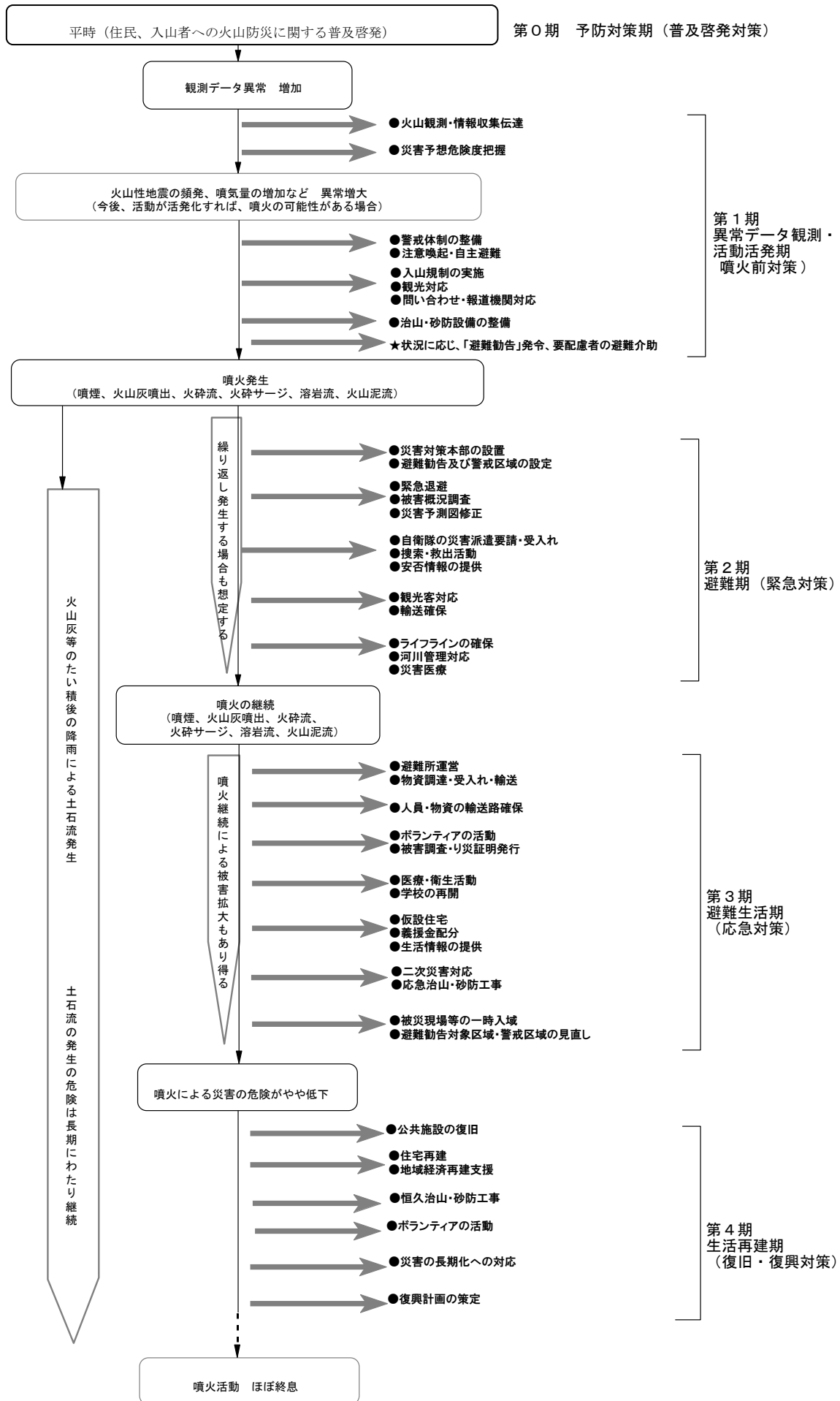


図1 岩手山の火山活動と防災対応の仮想シナリオ



表 1 岩手山火山防災の概要

第0期：予防対策期（普及啓発対策）								
防災対応	対応計画	●役割分担（主体となる機関）						
		ソフト面（体制整備・計画策定、住民啓発・訓練等）	ハード面（施設・設備の整備等）	岩手 河内	気象台	県	市町	防災関 連機関
1 注意喚起・登山者カード提出の啓発	(1) 注意喚起等計画	○ホームページ等による周知	○注意喚起の看板等の整備	●	●	●	●	●
	(2) 登山者カード提出啓発活動計画	○ホームページ等による啓発	○提出を促す看板等の整備	●	●	●	●	●
2 火山活動状況の情報共有	火山活動状況情報共有計画	○定期的な情報提供			●			
3 関係機関における打合せの開催	関係機関における打合せの開催	○定期的な打合せ		●	●	●	●	

第1期:異常データ観測・活動活発期(噴火前対策)								
防災対応	対応計画	ソフト面(体制整備・計画策定、住民啓発・訓練等)	ハード面(施設・設備の整備等)	●役割分担(主体となる機関)				
				岩手 河国	気象台	県	市町	防災関 連機関
1 火山観測・情報収集伝達	(1) 噴火警報等伝達計画	○噴火警報等の伝達体制の整備	○噴火警報等の伝達体制の整備 ○住民(入山者を含む。)への情報伝達手段の整備	●	●	●	●	●
	(2) 緊急監視観測計画	○監視観測情報の集約体制の整備	○火山監視観測機器の整備 ○監視観測システムの整備	●	●	●	●	●
	(3) 住民通報等の受理計画	○通報受理のための受入れ窓口の明確化 ○異常現象通報に関する住民啓発 ○調査結果等の発表体制の整備		●	●	●	●	●
	(4) 立入規制計画	○火口周辺の立入規制 ○広報体制の整備	○広報手段の整備		●	●	●	
2 災害予想危険度把握	事態想定計画	○防災マップ等の作成 ○事態想定による防災訓練実施 ○住民説明会や勉強会、シンポジウム等の開催による啓発		●	●	●	●	
3 警戒体制の整備	(1) 災害警戒本部の設置計画	○職員参集基準の明確化 ○本部設置に関する各機関の連携体制の整備	○携帯電話等連絡手段の整備	●	●	●	●	
	(2) 関係機関の連絡体制の整備計画	○連絡体制の整備 ○連絡系統図の整備	○専用電話・専用ファックス等の整備 ○防災行政無線等の整備	●	●	●	●	●
	(3) 岩手山火山検討会との連携体制の整備計画	○緊急時連絡体制の整備	○緊急時連絡手段の整備	●	●	●		
4 注意喚起・避難準備	(1) 注意喚起・避難準備に関する広報計画	○判断体制の整備 ○対象区域設定の検討 ○広報内容や避難所等の啓発・周知 ○住民組織の育成 ○避難所開設計画の検討 ○要配慮者の実態把握と避難計画の策定、避難準備情報発令 ○避難者の確認体制の啓発・周知 ○訓練の実施 ○特異地域等への避難準備情報発令 ○八幡平市国際交流村及び滝沢村相の沢温泉お山の湯の使用規制	○防災行政無線等の整備		●	●	●	
	(2) 家畜等の避難計画	○避難マニュアルの作成 ○家畜共済制度への加入の促進				●	●	
5 入山規制の実施	(1) 入山規制計画	○判断体制の確立 ○判断基準の検討 ○広報体制の整備	○広報手段の整備		●	●	●	
	(2) 入山者下山計画	○入山規制の実施 ○広報体制の整備 ○広報の実施	○広報手段の整備		●	●	●	
6 観光対応	(1) 観光客等への情報提供計画	○防災マップ等の配布・掲示			●	●	●	
	(2) 風評被害防止計画	○観光事業者勉強会の実施(緊急調査、岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画(案)を周知) ○インターネットの活用 ○安全観光地のアピール体制の整備		●	●	●	●	
7 問合せ・報道機関対応	(1) 問合せ対応計画	○各機関の組織内の情報伝達体制の整備 ○インターネット等による情報提供	○インターネット対応機器の整備	●	●	●	●	
	(2) 報道機関の取材対応・連携計画	○取材対応の体制の整備 ○報道機関との連携強化		●	●	●	●	●
8 治山・砂防設備の整備	火山治山・砂防計画	○計画の策定 ○工事の安全管理 ○治山・砂防設備の有効性等の啓発・周知(緊急減災対策砂防計画(案)の周知)	○監視観測機器の整備 ○治山・砂防設備の整備	●		●		

第2期：避難期（緊急対策） 災害発生後48時間以内								
防災対応	対応計画	ソフト面（体制整備・計画策定、住民啓発・訓練等）	ハード面（施設・設備の整備等）	●役割分担（主体となる機関）				
				岩手 河内	気象台	県	市町	防災関 連機関
1 災害対策本部の設置	(1) 職員参集計画	○参集計画の整備 ○職員配置体制の整備 ○職員連絡体制の整備	○携帯電話等連絡手段の整備	●	●	●	●	
	(2) 災害対策本部の設置計画	○本部設置基準の明確化 ○現地災害対策本部の設置計画の策定と連絡体制の検討	○現地災害対策本部の連絡手段の整備	●	●	●	●	●
	(3) 避難準備情報発令・自主避難・要配慮者等の避難計画	○要配慮者、特異地域住民・特定地域住民、自主避難に対応した避難所の開設 ○要配慮者・避難行動支援者の避難 ○避難者の確認体制			●	●	●	
2 避難勧告及び警戒区域の設定	(1) 避難勧告計画	○判断体制の整備 ○対象区域設定の検討 ○広報計画の策定 ○広報に関する住民等への啓発・周知	○緊急サイレン・防災行政無線等の整備	●	●	●	●	
	(2) 警戒区域設定計画	○判断体制の整備 ○警戒区域設定の検討			●	●	●	
	(3) 降灰後の土石流に対する避難計画	○判断体制の整備 ○土石流が発生すると予想される範囲の検討 ○協議結果の助言 ○必要に応じ避難勧告計画の実施		●	●	●	●	
3 緊急退避	(1) 緊急退避計画	○避難所及び避難体系等の計画策定 ○避難所や避難時の行動等に関する住民への啓発・周知 ○要配慮者の実態把握と避難予定者の名簿作成等と介助体制の整備 ○避難者の確認体制の整備	○重要施設への戸別受信機等の整備				●	
	(2) 避難所の開設・運営計画	○避難所開設方法に関する住民への啓発・周知 ○初期避難所運営体制の整備・計画の策定					●	
	(3) 避難誘導・避難路確保計画	○誘導員の配置計画の策定 ○避難路・避難所に関する住民への周知・啓発 ○誘導方法に関する各機関相互の調整と検討	○避難誘導板等の整備				●	
4 被害概況調査	(1) 被害概況の把握体制整備計画	○ヘリコプターによる被害概況調査計画の策定 ○調査体制の検討と連絡体制の整備 ○共通地図、航空写真等の整備と活用 ○情報集約計画の策定 ○衛星写真の活用	○調査班のための連絡手段の整備	●	●	●	●	
	(2) 火山灰調査体制整備計画	○たい積状況の推測、組成等の分析体制の構築 ○降灰調査体制の構築		●	●	●	●	
	(3) 土砂災害防止法に基づく緊急調査計画	○土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施と土砂災害緊急情報の通知		●		●	●	
5 災害予測図修正	災害予測図修正計画	○再シミュレーションの実施計画の策定 (リアルタイムハザードマップの活用)		●		●	●	
6 自衛隊の災害派遣要請・受入れ	(1) 自衛隊災害派遣要請計画	○災害派遣要請計画の策定 ○地形データ等の事前整備				●	●	
	(2) 自衛隊の受入れ体制整備計画	○集結拠点、活動拠点、駐機場所等についての調整確認 ○災害対策本部との連携についての検討				●	●	
7 捜索・救出活動	(1) 救出活動計画	○捜索・救出計画の策定 ○捜索救出班の編成 ○安全確保のための判断体制の整備	○安全確保のための連絡手段の整備 ○安全装具の整備 ○救出用資材の整備	●		●	●	
	(2) 残留者・行方不明者情報の把握、捜索・救出区域の特定計画	○情報収集伝達計画の策定 ○共通地図の整備と活用		●		●	●	
	(3) 遺体の検視・安置、火葬計画	○遺体安置場所に関する計画策定 ○医師派遣に関する判断体制の検討 ○広域的な火葬計画の策定				●	●	●
8 安否情報の提供	(1) 安否情報の提供体制整備計画	○情報収集・提供計画の策定 ○インターネットによる情報提供 ○災害用伝言ダイヤル等の活用と住民への啓発・周知	○インターネット対応機器等の整備			●	●	
	(2) 問合せ対応計画	○各機関の組織内の情報連絡体制の整備 ○インターネット等による情報提供	○インターネット対応機器等の整備	●	●	●	●	
	(3) 報道機関の取材対応・連携計画	○取材対応の体制の整備 ○報道機関との連携強化		●	●	●	●	●

9 観光客対応	(1) 観光客等への情報伝達計画	○避難誘導に関する情報伝達体制の整備 ○避難誘導計画の策定 ○施設の連絡体制の整備 ○避難訓練の実施	○施設への戸別受信機等の整備					●	
	(2) 帰宅促進のための輸送計画	○交通情報収集体制の整備 ○集団輸送体制等に関する各機関相互の調整						●	
10 輸送確保	(1) 交通規制計画	○交通規制計画等の策定 ○通行規制図等の調整 ○交通規制に関する情報伝達体制や各機関相互の連携体制の整備 ○広報体制の整備	○住民への広報手段の整備	●			●	●	
	(2) 鉄道・バス輸送活用計画	○輸送計画等の策定 ○各機関相互の情報連絡体制の整備	○連絡手段の整備				●	●	●
11 ライフラインの確保	ライフライン確保計画	○被害や影響に関する検討 ○重要施設の把握と各機関への周知 ○避難時の心得に関する住民への啓発・周知 ○対応計画の策定	○非常時の電源の整備 ○給水拠点の整備	●			●	●	●
12 河川管理対応	(1) ダム管理体制整備計画	○水量変化に対応するための体制の整備 ○情報伝達体制の整備		●			●		
	(2) 河川水質管理体制整備計画	○水質変化に対応するための体制の整備 ○情報伝達体制の整備		●			●	●	
	(3) 河道確保計画	○情報伝達体制の整備 ○河道確保体制の整備		●			●		
13 火山噴火緊急減災対策砂防計画	火山噴火緊急減災対策砂防計画	○緊急ハード対策の整備	○監視観測機器の整備	●			●	●	
14 災害医療	(1) 災害医療指揮計画	○災害医療体制の整備 ○災害医療総合指揮所(仮称)設置計画の策定 ○情報集約体制の整備 ○災害医療に関する訓練実施	○医療施設や活動拠点における情報連絡システム等の整備				●	●	
	(2) 救護所設置計画	○救護所開設計画の策定 ○医療救護班体制の整備 ○救護所設置場所に関する住民への啓発・周知 ○救護所設置訓練の実施						●	
	(3) 後方医療計画	○後方医療計画の策定 ○後方医療機関の設定 ○後方医療訓練の実施					●		
	(4) 負傷者の搬送計画	○負傷者搬送計画の検討 ○搬送ルート、手段の検討 ○ヘリコプターの活用					●		
	(5) 被災地内への医療応援計画	○応援要請計画の策定 ○医療ボランティアの受入れ計画の策定					●	●	
	(6) 医薬品等配備計画	○救護所等への応急手当セットの配備 ○医薬品の備蓄 ○緊急時の調達計画の策定					●	●	

第3期:避難生活期(応急対策) 災害発生後1~2週間		●役割分担(主体となる機関)						
防災対応	対応計画	ソフト面(体制整備・計画策定、住民啓発・訓練等)	ハード面(施設・設備の整備等)					
				岩手 河内	気象台	県	市町	防災関 連機関
1 避難所運営	(1) 避難所運営計画	○収容避難所に関する住民への啓発・周知 ○避難所運営体制の確立 ○避難所運営マニュアルの策定 ○旅館・ホテルの借り上げ等に関する検討				●		
	(2) 食料供給計画	○食料供給計画の策定 ○食料の備蓄 ○関係業者との協定 ○災害救助法の検討				●		
	(3) 物資の配布計画	○品目別の配給基準等の検討 ○物資配布計画策定 ○物資の管理体制の検討				●		
	(4) 避難者への情報提供計画	○連絡体制の整備 ○情報の掲示場所や方法等の検討	○情報提供手段の整備				●	
	(5) 避難所設備の確保計画	○設備と設置場所の検討 ○要配慮者への配慮 ○ライフライン事業への情報提供体制の整備 ○災害救助法の検討	○情報提供手段の整備				●	●
	(6) 避難所外避難者への対応計画	○避難者の把握体制の検討 ○避難行動に関する住民への啓発・周知 ○物資、情報の提供計画の策定					●	
2 物資調達・受入れ・輸送	(1) 物資調達計画	○必要な物資・資機材等の内容検討 ○物資・資機材等の備蓄 ○物資調達計画の策定 ○物資や輸送関係業者との協定				●		
	(2) 義援物資・義援金の受入れ計画	○担当及び受入れ窓口等の明確化 ○受入れに関する計画の策定 ○物資集積場所に関する計画の策定 ○ボランティアの活用 ○インターネット等による情報提供	○インターネット対応機器等の整備			●	●	
	(3) 物資輸送計画	○物資の一時保管・配送拠点の確保 ○輸送計画の策定				●		
3 人員・物資の輸送路確保	輸送路の確保計画	○輸送路に関する計画の策定 ○各機関相互の連携強化		●		●	●	
4 ボランティアの活動	ボランティア活動計画	○ボランティアの受入れ体制の整備 ○ボランティアの育成 ○ボランティアに関する住民への啓発・周知 ○ボランティア保険加入の促進				●	●	●
5 被害調査・罹災証明発行	(1) 被害調査体制整備計画	○調査体制の整備 ○調査実施に関する判断体制の整備 ○調査班の安全対策の整備	○調査班のための連絡手段の整備				●	
	(2) 罹災証明発行体制整備計画	○罹災証明のあり方についての検討 ○発行体制の整備					●	
6 医療・衛生活動	(1) 巡回医療計画	○巡回医療計画の策定 ○病人等運搬に関する検討 ○応急措置等に関する住民への啓発・周知					●	
	(2) こころのケアの体制整備計画	○避難所や仮設住宅入居計画の検討 ○専門ボランティア等の受入れ・派遣体制の整備 ○専門家の確保 ○こころのケアに関する住民等への啓発・周知 ○活動要員のためのこころのケアについての検討		●		●	●	●
	(3) 衛生活動計画	○専門職員派遣計画の策定 ○ゴミ処理等に関する住民への啓発・周知 ○仮設トイレ等の備蓄 ○関係業者との協定促進				●	●	

7 学校の再開	応急教育計画	○仮設校舎建設、他施設利用に関する計画の策定 ○通学時の安全に関する検討 ○給食に関する検討 ○災害救助法の検討						●	
8 仮設住宅建設	(1) 仮設住宅建設計画	○建設用地の検討 ○ライフライン確保に関する調整 ○周辺環境整備に関する検討 ○災害救助法の検討 ○公営住宅等の情報把握体制の整備 ○関連支援制度の検討						●	
	(2) 仮設倉庫利用計画	○既存施設、避難所、仮設住宅の利用に関する検討 ○倉庫借り上げ等に関する助成制度の検討						●	
	(3) 建設業者・資機材の調達確保計画	○関係業者との協定促進 ○建設資材の輸送に関する調整					●		
	(4) 入居者募集計画	○入居基準等の検討 ○既存コミュニティ、要配慮者への配慮						●	
9 義援金配分	義援金配分計画	○義援金配分委員会の設置に関する協議 ○義援金の管理体制の整備 ○広報体制の整備					●	●	
10 生活情報の提供	(1) 生活情報収集・伝達計画	○各機関相互の情報収集伝達体制の整備 ○住民への情報伝達体制の整備 ○報道機関との連携についての協議		●	●	●	●		
	(2) 問合せ対応計画	○各機関の組織内の情報収集伝達体制の整備 ○インターネット等による情報提供	○インターネット対応機器等の整備	●	●	●	●		
	(3) 報道機関の取材対応・連携計画	○取材対応の体制の整備 ○報道機関との連携強化		●	●	●	●	●	
11 二次災害対応	(1) 火山灰調査体制整備計画	○たい積状況の推測、組成等の分析体制の構築 ○降灰調査体制の構築		●	●	●	●		
	(2) 二次災害避難計画	○監視観測体制の強化 ○発生予測に関する情報伝達体制の整備 ○基準雨量の見直しに関する判断体制の整備 ○警報等に関する住民への啓発・周知 ○避難勧告対象区域等に関する計画の策定 ○継続的な緊急調査の実施と土砂災害緊急情報の通知	○監視観測体制の強化 ○情報伝達手段の整備 ○避難施設の確保	●	●	●	●		
	(3) ダム管理体制整備計画	○水量変化に対応するための体制の整備 ○情報伝達体制の整備		●		●			
	(4) 河川水質管理体制整備計画	○水量変化に対応するための体制の整備 ○情報伝達体制の整備		●		●	●		
	(5) 河道確保計画	○情報伝達体制の整備 ○河道確保体制の整備		●		●			
12 応急治山・砂防工事	応急治山・砂防計画	○治山・砂防に関する住民への啓発・周知 ○工事実施体制の整備	○応急対策資材の備蓄	●		●	●		
13 被災現場等の一時入域	(1) 避難勧告対象区域・警戒区域の一時入域計画	○判断体制の整備 ○一時入域に関する計画の策定 ○巡回体制の整備					●	●	
	(2) 入域者の安全対策計画	○情報伝達体制の整備 ○安全確保計画の策定						●	
14 避難勧告対象区域・警戒区域の見直し	避難勧告対象区域・警戒区域の見直し計画	○判断体制の整備 ○関係機関による協議体制の整備 ○継続的な緊急調査の実施と土砂災害緊急情報の通知		●	●	●	●		

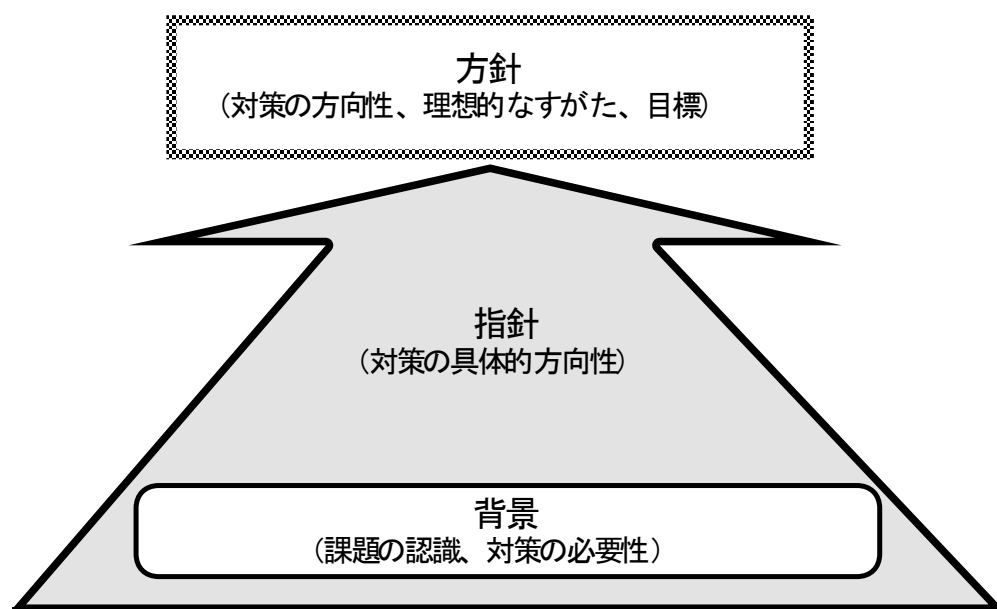
第4期:生活再建期(復旧・復興対策) 災害発生後3週間目～								
防災対応	対応計画	ソフト面(体制整備・計画策定、住民啓発・訓練等)	ハード面(施設・設備の整備等)	●役割分担(主体となる機関)				
				岩手 河内	気象台	県	市町	防災関 連機関
1 公共施設の復旧	(1) 河川復旧計画	○復旧計画策定のための体制の整備 ○住民等との協議等の場づくり		●		●	●	
	(2) 道路復旧計画	○復旧計画の策定 ○工事の安全対策についての検討 ○住民等への広報体制の整備		●		●	●	●
	(3) ライフライン施設復旧計画	○重要施設の住所把握 ○復旧計画の策定 ○火山活動によるライフラインへの影響についての検討		●		●		
	(4) 広域応援要員の受入れ計画	○施設利用計画の策定		●		●	●	●
2 住宅再建	(1) 住宅の応急修理・火山灰除去計画	○災害救助法の検討 ○降灰除去等に関する住民への啓発・周知 ○降灰除去・防除事業に関する検討 ○降灰除去作業支援計画の策定 ○要配慮者への配慮とボランティアの活用 ○保険・共済制度に関する啓発・周知					●	
	(2) 災害危険区域設定・集団移転計画	○各種関連事業の検討 ○住民の合意形成のための計画の整備 ○地籍等各種データの整備				●	●	
3 地域経済再建支援	(1) 住民・事業者相談業務計画	○総合窓口設置計画の策定				●	●	
	(2) 地域経済再建・生活再建計画	○各種産業への影響調査体制・手法の検討 ○各種支援制度の検討 ○要配慮者への支援に関する検討 ○災害対策基金の設置に関する検討 ○防災営農施設等整備事業の検討 ○各種データの整備 ○観光開発に関する検討				●	●	
	(3) 生活再建支援金の支給計画	○制度に関する住民への啓発・周知 ○適用対象外災害の場合の対応検討				●	●	
4 恒久治山・砂防工事	恒久治山・砂防計画	○復興計画との調整、見直し ○住民等との議論等の場づくり		●		●	●	
5 ボランティアの活動	ボランティア活動計画	○ボランティアの受入れ体制の整備 ○ボランティアの育成 ○ボランティアに関する住民への啓発・周知 ○ボランティア保険加入の促進				●	●	●
6 災害長期化への対応	(1) 火山灰調査体制整備計画	○たい積状況の推測、組成等の分析等の構築 ○降灰調査体制の構築		●	●	●	●	
	(2) 火山灰対応計画	○風向風速情報の伝達体制の整備 ○住民等の健康調査に関する検討			●	●	●	
	(3) 被災後の感染症予防活動計画	○衛生・感染症予防活動計画の策定 ○災害廃棄物等の処理計画の策定				●	●	
7 復興計画の策定	(1) 復興準備計画	○地籍等関連データの整備 ○各機関の連携や学識者の協力体制についての検討 ○住民等の意見の集約方法等の検討		●	●	●	●	
	(2) 災害記録編纂計画	○体制の構築 ○記録方法等の検討		●	●	●	●	●

#### (4) ガイドラインの構成

岩手山火山防災対策の概要で示している各対応計画毎に、既往事例や現状の防災対策等から、岩手山防災対策としての課題を認識し、その課題や今後の対策の必要性等について、【背景】としてとりまとめた。この【背景】をもとに、各対応計画の方向性や理想的なすがた、計画策定にあたっての目標等を示しているのが【方針】である。

さらに、その【方針】を実現するための対応機関及び具体的方向性を【指針】として、とりまとめた。

また、関係機関の具体的な火山防災への取組状況や、他の火山災害等の対応事例や教訓等については、「別冊・取組状況、参考事例」として取りまとめた。



なお、本編においては、【方針】【背景】【指針】という構成で、各対応計画毎にとりまとめている。

#### (5) 今後の取り組みに向けて

「岩手山火山防災ガイドライン」に基づき、国、県、市町、防災関係機関は、具体的な対策の構築、計画の策定等を行うものとする。その際、各機関においては、具体的な担当部署を明確にし、検討を進めていくことが必要である。

また、今後、国、県、市町、防災関係機関は、対策の進捗状況の確認や調整等を図っていくこととする。



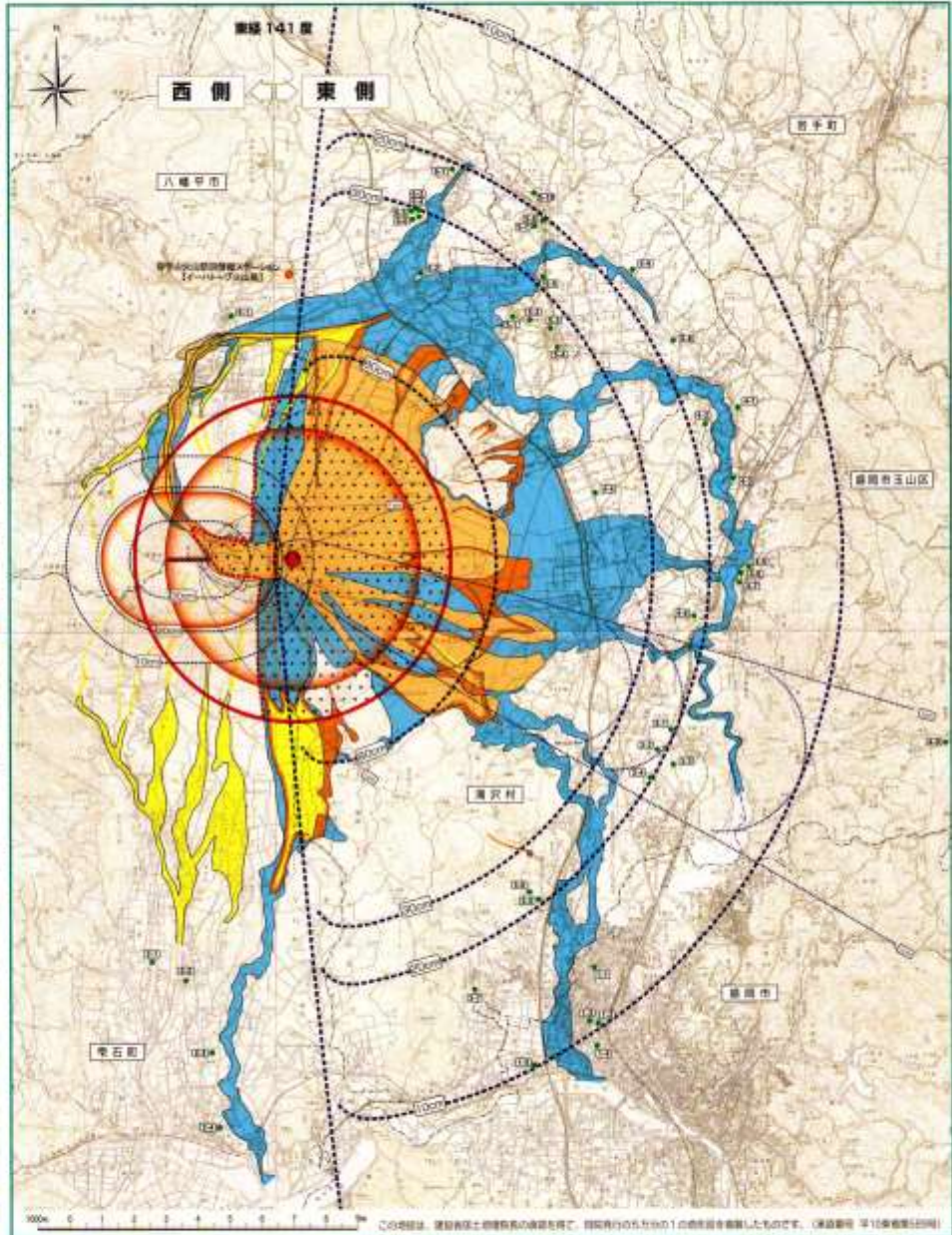
# 岩手山火山防災マップ

(西側で水蒸気爆発、東側でマグマ噴火が起きた場合)

このマップは岩手山の過去の噴火に関する調査をもとに作成したものです。今後岩手山で想定される噴火について多くの方に知っていただき、一般家庭や観光施設をはじめ、関係機関での防災に役立てていただくことを目的としています。西側では約3,200年前の水蒸気爆発、東側では1686年のマグマ噴火と同じ規模の噴火が発生した場合を想定して、災害予想区域を表示しています。

ただし、実際の噴火はこの図と異なる場合もありますので、噴火の状況に即した対応が必要となります。

市	避難所名	避難所住所	電話番号
八幡平市	1-1 八幡小中学校	八幡町三ツ木一丁目	019-441-4142
	1-2 八幡小中学校	八幡町三ツ木二丁目	019-441-4142
	1-3 八幡小中学校	八幡町三ツ木三丁目	019-441-4142
	1-4 八幡小中学校	八幡町三ツ木四丁目	019-441-4142
	1-5 八幡小中学校	八幡町三ツ木五丁目	019-441-4142
	1-6 八幡小中学校	八幡町三ツ木六丁目	019-441-4142
	1-7 八幡小中学校	八幡町三ツ木七丁目	019-441-4142
滝沢村	2-1 滝沢小中学校	滝沢町一丁目	019-481-2111
	2-2 滝沢小中学校	滝沢町二丁目	019-481-2111
	2-3 滝沢小中学校	滝沢町三丁目	019-481-2111
	2-4 滝沢小中学校	滝沢町四丁目	019-481-2111
滝沢町	3-1 滝沢小中学校	滝沢町一丁目	019-481-2111
	3-2 滝沢小中学校	滝沢町二丁目	019-481-2111
	3-3 滝沢小中学校	滝沢町三丁目	019-481-2111
	3-4 滝沢小中学校	滝沢町四丁目	019-481-2111
滝沢町	4-1 滝沢小中学校	滝沢町一丁目	019-481-2111
	4-2 滝沢小中学校	滝沢町二丁目	019-481-2111
	4-3 滝沢小中学校	滝沢町三丁目	019-481-2111
	4-4 滝沢小中学校	滝沢町四丁目	019-481-2111
滝沢町	5-1 滝沢小中学校	滝沢町一丁目	019-481-2111
	5-2 滝沢小中学校	滝沢町二丁目	019-481-2111
	5-3 滝沢小中学校	滝沢町三丁目	019-481-2111
	5-4 滝沢小中学校	滝沢町四丁目	019-481-2111
滝沢町	6-1 滝沢小中学校	滝沢町一丁目	019-481-2111
	6-2 滝沢小中学校	滝沢町二丁目	019-481-2111
	6-3 滝沢小中学校	滝沢町三丁目	019-481-2111
	6-4 滝沢小中学校	滝沢町四丁目	019-481-2111
滝沢町	7-1 滝沢小中学校	滝沢町一丁目	019-481-2111
	7-2 滝沢小中学校	滝沢町二丁目	019-481-2111
	7-3 滝沢小中学校	滝沢町三丁目	019-481-2111
	7-4 滝沢小中学校	滝沢町四丁目	019-481-2111



**(噴火に備えて)**  
 避難所には、避難所から避難所までのルート、避難所住所を必ずチェックしておきましょう。  
 ・ルート  
 ・避難所住所  
 ・避難所住所  
 ・避難所住所



**防災マップの問い合わせ先**

国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所  
 〒980-0801 岩手県滝沢市八幡町三ツ木一丁目1番1号  
 TEL: 019-441-4142 (総機) / 019-441-4143 (岩手県) / 019-441-4144 (八幡平市) / 019-441-4145 (滝沢村) / 019-441-4146 (滝沢町)

避難場所	想定火口	噴石	降灰	火砕流	火砕サーージ(爆風)	溶岩流	土石流	火山泥流
●	●	○	○	○	○	○	○	○
手摺りされた火口位置	噴火の中心位置	噴石が降りかかる危険のある範囲	火山灰が降りかかる危険のある範囲	大規模な噴火による危険のある範囲	大規模な噴火による危険のある範囲	溶岩流が流れる危険のある範囲	土石流が流れる危険のある範囲	火山泥流が流れる危険のある範囲

※ 風向・地形条件等で、到達する方向は異なります。図に示した範囲に一律に到達するわけではありません。

平成10年10月 監修: 岩手山火山災害対策検討委員会  
 発行: 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所、岩手県、盛岡市、雫石町、八幡平市、滝沢村

平成26年1月 滝沢村→滝沢市



本編



## 第0期：予防対策期（普及啓発対策）

岩手山の火山活動が静穏な時に、実施されるべき対応を示す。

### 1 注意喚起等の周知・登山者カード提出の啓発

予防対策期においては、住民等（入山者を含む。以下同じ。）への注意喚起等を行うとともに、登山者カードの提出を促す啓発活動を行う。

#### （1）注意喚起等周知計画（噴火警戒レベル1）

##### 【方針】

国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、住民等に対し、注意喚起等を行い、火山災害等の危険性について認識が深められるよう努める。

##### 【背景】

突発的な噴火活動等があることから、住民等に対し、岩手山の火山活動状況や岩手山において注意すべき場所などを周知し、火山災害等の危険性があることを認識させる必要がある。

##### 【指針】

- ① 国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、ホームページ等を活用し、住民等に対し、火山災害の危険性について周知を行う。
- ② 県は、いわてモバイルメールを活用し、住民等に対し、火山活動状況について周知を行う。
- ③ 関係市町は、入山者に対する注意喚起のための看板等を登山口等に整備する。

#### （2）登山者カード提出啓発活動計画（噴火警戒レベル1）

##### 【方針】

国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、住民等に対し、登山者カードを提出するよう、啓発する。

##### 【背景】

- ① 前兆現象が把握されず噴火した場合（入山規制前）において、その後の捜索・救出活動のためには、入山者数等を把握可能な登山者カードが必要であることから、必ず提出するよう啓発する必要がある。
- ② 入山者の確認は、その後の捜索・救出活動や安否問合せへの対応のため、可能な限り迅速に行うことが必要である。

##### 【指針】

- ① 国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、ホームページ等を活用し、登山者カー

- ドの提出について啓発を行う。
- ② 関係市町は、入山者に対し、登山者カードの提出を促すための看板等を登山口等に整備する。

## 2 火山活動状況の情報共有

予防対策期においても、関係機関は火山活動状況の情報を共有することについて示す。

### 火山活動状況情報共有計画（噴火警戒レベル1）

#### 【方針】

国（国土交通省等）、県、岩手山火山検討会は、気象台が把握している日別地震回数などの火山活動に関する情報を共有する。

#### 【背景】

気象台が把握している日別地震情報などは、異常データの兆候を判断する重要な判断材料となる。このため、異常データ観測前においても情報を共有しておくことが必要である。

#### 【指針】

気象台は、把握している日別地震回数などについて、国（国土交通省）、県、岩手山火山検討会に対し、定期的に情報提供を行う。

## 3 関係機関における打合せの開催

予防対策期においても、関係機関は火山防災対策などの確認のため、定期的に打合せをすることについて示す。

### 関係機関打合せ計画（噴火警戒レベル1）

#### 【方針】

国（国土交通省等）、県、市町は、定期的に打合せを行い、火山防災対策などを確認する。

#### 【背景】

火山防災の実務的な対策は、行政機関すなわち国・県・市町が連帯して行う必要がある。このため、異常データ観測前においても定期的に打合せを行い、火山防災対策などを確認していく必要がある。

#### 【指針】

- ① 国（国土交通省等）、県、市町は、定期的に打合せを行い、火山防災対策などを確認する。
- ② 岩手山火山検討会は、必要に応じ、打合せに参加し助言等を行う。

## 第1期：異常データ観測・活動活発期（噴火前対策）

岩手山で火山性微動等異常データが観測され、活動が活発化した場合に、実施されるべき対応を示す。

### 1 火山観測・情報収集伝達

異常データ観測・活動活発期において、まず取り組まれるべき噴火警報・予報等の伝達、緊急監視観測体制のあり方やその充実化、さらには情報収集の一環としての住民等からの通報受理の対応について示す。

#### （1）噴火警報・予報等伝達計画（噴火警戒レベル1～5）

##### 【方針】

国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、気象台が発表する噴火警報・予報等を迅速かつ確実に収集・伝達できるシステムの構築を目指すとともに、住民等への広報についても伝達体制を整備する。また、気象台は住民等の被害軽減のため観測精度及び情報の更なる向上を目指す。

平成19年に運用を開始した噴火警戒レベルに合わせ、あらかじめ定められた防災対応を実施すべく、行政機関、防災関係機関、学識者と連携し、各種の防災対応を検討・実施することにより被害軽減を図る。

##### 【背景】

気象台から発表される噴火警報・予報等は、国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関における体制の構築や避難等の対応に関して、重要な判断材料になっている。このため、情報が少しでも早く、また確実に伝達されることが必要である。

平成19年の気象業務法の改正に伴い、それまでの緊急火山情報、臨時火山情報、火山観測情報の3種類の情報は廃止され、噴火警報・予報等が発表されることになった。噴火警報は、居住地域を含めた広域に対する警報と、火口周辺に対する警報に分かれている。なお、警報に至らない場合は、噴火予報が発表される。

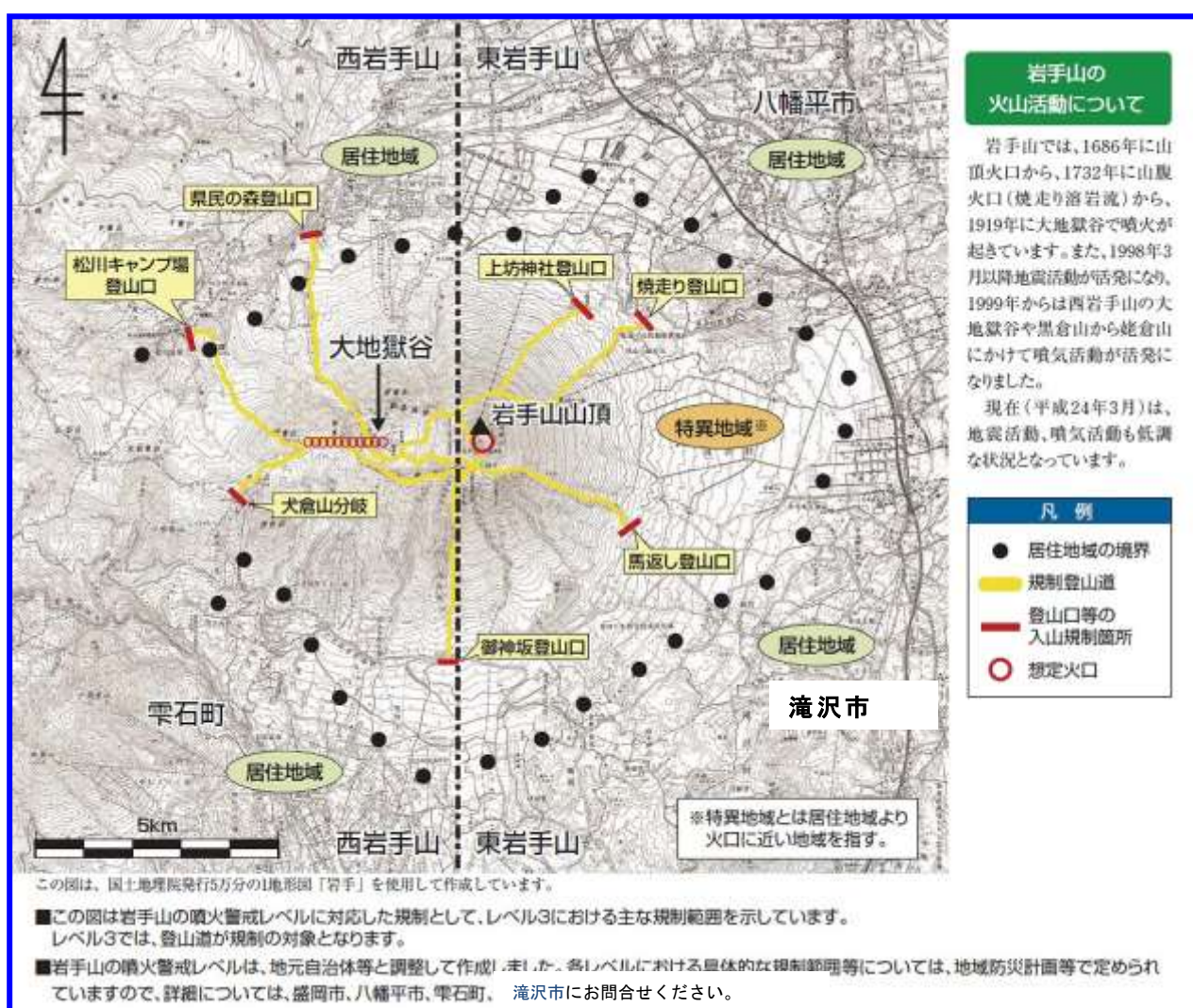
また、同時に、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、「平常」「火口周辺規制」「入山規制」「避難準備」「避難」のキーワードを付して発表する噴火警戒レベルの運用を開始した。

##### 【指針】

- ① 気象台は、国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関に対し、迅速かつ確実に噴火警報・予報等を伝達するための送信装置等を整備するとともに、平時から県、市町、国（国土交通省）、学識者の間で活動状況の共有を図る。
- ② 県、市町は、気象台からの噴火警報・予報等を迅速かつ確実に受信するために、次のような端末装置や受信装置等を整備する。

- a) 県は、気象台からの噴火警報・予報等を受信し、市町へ伝達するための装置
- b) 市町は、気象台、県から噴火警報・予報等を受信するための装置
- ③ 県は、いわてモバイルメールを活用し、住民等に対し、噴火警報・予報等を伝達する。
- ④ 市町は、気象台からの噴火警報・予報等を住民等に迅速かつ確実に伝達するための体制や伝達手段を整備する。
- ⑤ 国（国土交通省等）、防災関係機関は、気象台からの噴火警報・予報等を迅速かつ確実に受信するために、必要に応じ、受信装置等を整備し、山頂部や山腹に影響がある噴火が発生、または発生する可能性があり、災害が発生することが予想されるときは、岩手山火山検討会と連携をとり、噴火警戒レベルに応じた警戒体制または非常体制に移行する措置をとる。

噴火警戒レベル3（入山規制）に対応した規制範囲



## (2) 緊急監視観測計画（噴火警戒レベル2～5）

### 【方針】

- ① 県は、防災対応に活用できる監視観測情報の収集に努める。
- ② 国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、監視観測システムを整備・支援する。

### 【背景】

- ① 岩手山の火山活動に関する観測については、さまざまな機関が実施している。こうした監視観測情報は、国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関の防災対応の判断材料として生かすことが重要である。
- ② 一方、観測データは、さまざまな内容や形式のものがあり、また、原データであるため判断材料として活用するのは容易ではないという問題点がある。
- ③ 蓄電池や太陽電池で作動する監視観測機器は、冬期においては安定的な電源の供給に支障がでるおそれがあり、夏期に比べて観測データが不十分な状態となることが考えられる。

### 【指針】

- ① 県は、防災対応を総合的に判断するという立場で、以下のように観測情報の集約体制を整える。
  - a) 監視観測を実施している機関とその内容について事前に把握する。
  - b) あらかじめ監視観測機関に整理された情報の提供を依頼する。
  - c) 観測情報の収集及び活用について、岩手山火山検討会と連携を図るべく情報連絡体制を構築する。
- ② 国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、監視観測機器の整備及びそのネットワーク化を通じて、監視観測システムの整備・強化を図る。特に、冬期における観測情報の充実を図る。
- ③ 国（国土交通省等）、県、市町は、地元民間組織等で取り組まれている調査や観測についても、データを活用できるよう支援・協力関係の構築に努める。

## (3) 住民通報等の受理計画（噴火警戒レベル1～5）

### 【方針】

国（国土交通省等）、県、市町は、火山に関する情報の一環として、住民等による目視情報等を活用する。

### 【背景】

市町、県警、消防署等には、住民等による目視情報等が寄せられることがある。こうした情報は、監視観測情報を補う重要な情報であり、これを的確に受理し伝達する体制を構築する必要がある。

**【指針】**

- ① 市町は、住民等からの通報に関する受け入れ窓口を定め、情報の確認とともに、国（国土交通省等）、県、防災関係機関に対して速やかに伝達する。
- ② 県、市町は、住民等に対して、異常現象発見時の通報及びその受け入れ窓口について啓発・周知する。
- ③ 国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、住民等からの通報を相互に共有できるよう連携するとともに、あらかじめ共通の様式を定める。
- ④ 気象台は、目視情報等を受けて実施した調査の経過及び結果について、報道機関を通じ、逐次、発表する体制を構築する。
- ⑤ 県は、岩手山火山検討会による助言等も踏まえ、目視情報等を受けて実施した調査の経過及び結果等について、報道機関を通じ、逐次、発表する体制を構築する。

**（４）立入規制計画（噴火警戒レベル２）****【方針】**

- ① 市町は、入山者の安全を確保するため、必要に応じて、火口周辺などの立入禁止区域の注意喚起と見直しを実施する。
- ② 県、関係市町は、立入禁止区域の見直しに関して、緩和、解除等に関する判断基準、規制範囲等を検討する。

**【背景】**

黒倉山頂部付近では亀裂等が確認され、噴気活動も続いている。姥倉山付近は、火山活動により地温が高い状態にある。大地獄谷では、二酸化硫黄や硫化水素などの有毒な火山性ガスが噴出している。

**【指針】**

- ① 関係市町は、立入禁止区域の設定、緩和等に関する判断基準、防災マップを参考とした規制範囲等を検討する。
- ② 関係市町は、立入禁止区域について独自に判断することができない場合、県に対して助言を求め、県は、必要に応じて、岩手山火山検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け関係市町と協議する体制を確立する。
- ③ 関係市町は、気象台から火口周辺警報（噴火警戒レベル２）が発表される等、火口周辺に影響がある噴火が発生、または発生する可能性があり、災害が発生することが予想されるときは、立入禁止区域の見直しの措置をとる。
- ④ 関係市町は、入山者に対し、立入禁止区域に関する周知のための看板等を整備する。



## 2 災害予想危険度把握

国（国土交通省等）、県、市町は、災害に備えて的確な判断や対応ができるように、災害の種類や規模、地域の危険度を把握し、それらを防災マップ等にとりまとめる。また、防災マップ等は、住民啓発等にも活用する。

### 事態想定計画（噴火警戒レベル1～5）

#### 【方針】

- ① 国（国土交通省等）、県、市町は、各種の防災対応を検討するにあたり、噴火による事態想定を行い、災害予測図等の整備も行う。
- ② 県、市町は、防災マップ等を住民等への啓発にも積極的に活用する。

#### 【背景】

- ① 噴火により危険が予想される区域等を示した災害予測図は、国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関の火山防災対策をより具体的に構築する上で重要である。特に、災害発生後の対策を検討するには、危険区域の把握だけでなく、地域がどのような状況になるのかを想定（事態想定）することも必要である。
- ② 住民等がいざというときに慌てることなく冷静に行動できるよう、予想危険区域や避難所、気象台が発表する情報等に関する啓発・周知が必要である。

#### 【指針】

- ① 国（国土交通省等）、県、市町は、学識者・専門家等の協力を得て、火山活動に伴う予想危険区域や避難所等を示した防災マップを作成する。
- ② 市町は、防災マップをもとに、地区別等の詳細防災マップを作成する。
- ③ 国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、防災マップをもとに事態想定を行い、対策の手順等を検討する。
- ④ 国（国土交通省等）、県、市町は、事態想定をもとに、図上演習等の手法を導入し、本部訓練を実施する。
- ⑤ 国（国土交通省等）、県、市町は、住民等への説明会や勉強会、シンポジウム等の開催や防災訓練の実施を通じ、住民等の防災意識を啓発する。

## 3 警戒体制の整備

県、市町の災害警戒本部の設置、行政機関、防災関係機関相互の情報連絡、及び県と岩手山火山検討会との連携体制について示す。

### （1）災害警戒本部の設置計画（噴火警戒レベル2～3）

#### 【方針】

- ① 県、市町は、事態に即して直ちに対応ができるよう、災害警戒本部（県にあっては「災害

特別警戒本部」とする。以下同じ。)を設置する。

- ② 県、市町は、災害警戒本部の設置基準について調整を図る。
- ③ 国（国土交通省等）、県、市町は、勤務時間外における担当職員の参集が円滑に行われるよう、参集基準及び連絡体制を整備する。

### 【背景】

- ① 県、市町は、各種の防災対応を実施する上で、災害警戒本部の設置が不可欠であるため、噴火警報・予報等が発表された場合等には、迅速かつ円滑な設置が必要である。
- ② 岩手山においては、複数の市町が関わっており、火山活動の状況によっては、危険性の度合いに違いが出てくることが考えられるため、相互に設置基準の考え方や連携について調整を図る必要がある。
- ③ 勤務時間外の職員の参集基準や連絡体制の整備が必要である。

### 【指針】

- ① 県、市町は、気象台から火口周辺警報（噴火警戒レベル3）が発表された場合等には、災害警戒本部を設置するものとする。国（国土交通省等）も同様の体制をとる。
- ② 県、市町は、災害警戒本部の設置に関して、その設置基準を定め、必要に応じ互いに調整する。
- ③ 国（国土交通省等）、県、市町は、勤務時間外における職員の参集基準を定め、職員への指導・周知を徹底するとともに、一斉通報が可能な携帯電話等を用いた連絡手段を整備する。

## （2）関係機関の連絡体制の整備計画（噴火警戒レベル1～5）

### 【方針】

国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、必要とされる情報の共有化を目指し、情報連絡が迅速かつ確実に行えるよう連絡手段及び連絡体制を整備する。

### 【背景】

- ① 警戒体制では、状況に応じて入山規制や注意喚起に関する住民広報等の各種の防災対応が実施される。このため国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、これらの情報を互いに共有できるよう連絡体制を整備することが必要である。
- ② 異常データ観測・活動活発期においては、住民等や報道機関からの問合せが増加してくると考えられる。そのため、一般の電話が一時的に輻輳し、国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関相互の連絡がとりにくくなることも懸念される。
- ③ 国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関の連絡においては、連絡先と担当者について、互いに周知することが必要である。

### 【指針】

- ① 国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、必要な情報が互いに迅速に共有できるよう、以下のとおり緊急時における連絡手段及び連絡体制を整備する。
  - a) 専用電話、専用ファックス等の整備（音声だけでなく、文字、映像等の活用）
  - b) 連絡先と担当者等を示した連絡系統図の整備
- ② 市町は、防災関係機関との連絡手段として、防災行政無線等の導入等も検討する。
- ③ 県は、市町との連絡手段として、地域衛星通信ネットワーク等の整備を進める。

### （3）岩手山火山検討会との連携体制の整備計画（噴火警戒レベル1～5）

#### 【方針】

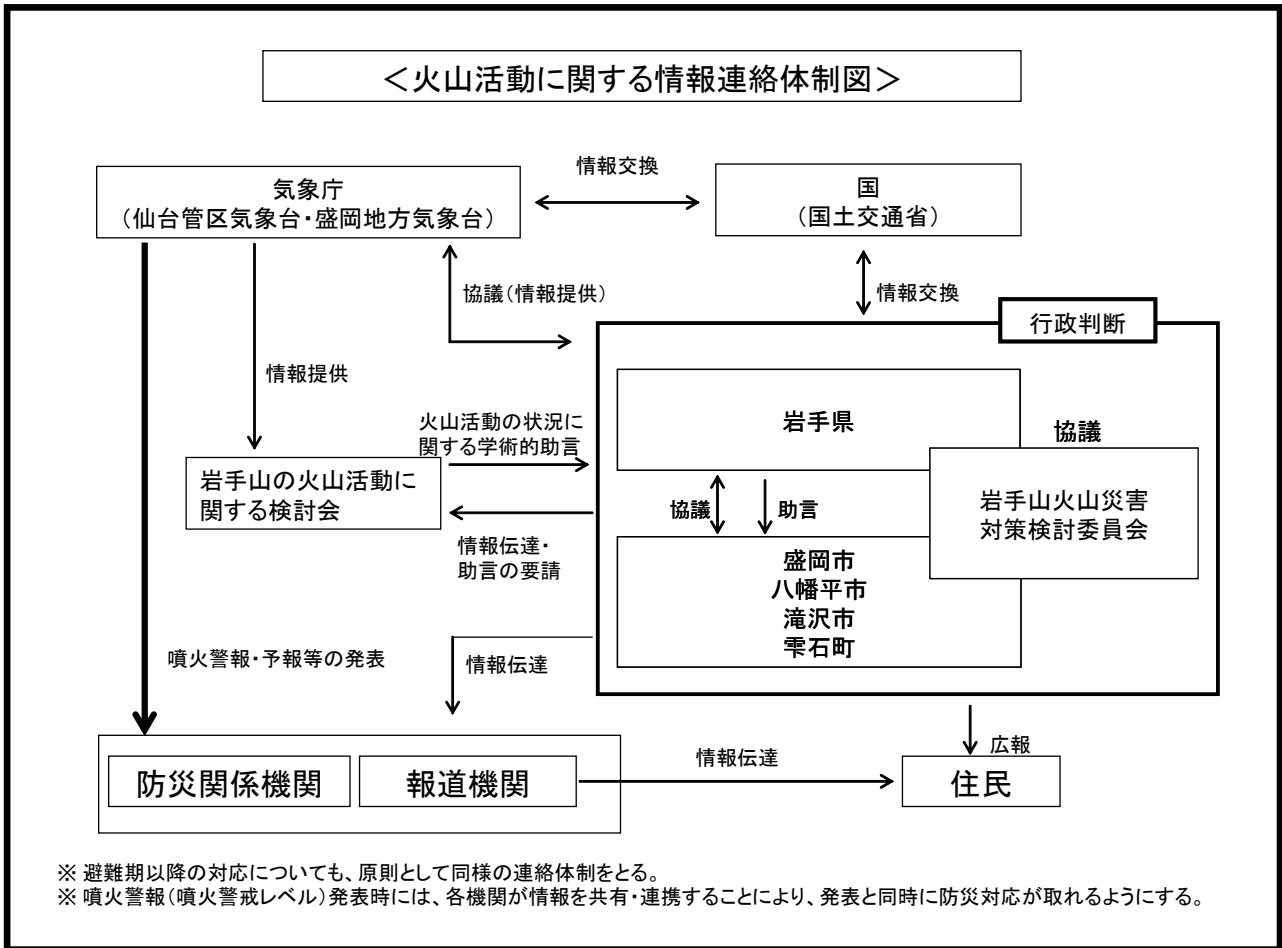
- ① 県は、必要に応じて岩手山火山検討会の助言を得るための連携体制を整備する。
- ② 県は、岩手山火山検討会の助言を受けて、各種の防災対応について検討し、市町等への助言を行えるよう、その判断体制を整備する。

#### 【背景】

- ① 市町が火山活動の状況について専門的な判断をすることは、困難である。また個々の市町の判断では、防災対応にばらつきが出て混乱を来す可能性がある。このため、県が中心となって市町への助言を行う必要がある。
- ② 県も、火山活動の状況について専門的な判断をすることは、市町と同様に困難である。そのため、県は必要に応じて岩手山火山検討会と連絡をとり、助言を受けるとともに対応措置について内部で協議し、判断する体制を整備することが必要である。

#### 【指針】

- ① 県は、岩手山火山検討会の各委員との緊急時の連絡手段及び連絡体制を整備する。
- ② 県は、必要に応じて岩手山火山検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、各種の防災対応について本部長を中心に協議・判断し、市町に助言または協議する体制を確立する。



## 4 注意喚起・避難準備

異常データ観測・活動活発期における住民等への注意喚起に関する広報のあり方について示す。

### (1) 注意喚起・避難準備に関する広報計画（噴火警戒レベル3）

#### 【方針】

- ① 県、市町は、住民等への注意喚起を迅速かつ確実に実施する。
- ② 市町は、注意喚起に伴い住民等が自主的に避難する可能性があるため、必要に応じて避難所を開設するとともに、避難者の所在等を確認する。
- ③ 市町は、災害発生時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、避難行動等において特に配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者に対しては、避難の準備を勧める。
- ④ 市町は、必要に応じて、特異地域（居住地域より火口に近い地域）等へ避難の準備を勧める。
- ⑤ 市町は、必要に応じて、八幡平市国際交流村及び滝沢市相の沢温泉お山の湯の使用を規制する。
- ⑥ 市町は、冬季において特別に被害が予想される地域（特定地域）に対して、必要に応じて、避難の準備を勧める。

#### 【背景】

- ① 異常データ観測・活動活発期においては、東西いずれの噴火に至るかの予測は難しく、東西両方の噴火を想定することが必要と考えられる。
- ② 注意喚起を実施する場合には、その対象となる住民等が理解しやすいように配慮することが必要である。そのため、広報内容を検討するとともに、その対象区域については住民等が理解しやすい町内会や自治会等行政区のまとまりを基本に設定することが必要である。
- ③ 危険区域内に病院や福祉施設等の要配慮者施設が位置している市町もあり、広報だけでなく、その後の防災対応についての検討が必要である。
- ④ 平成19年に、学識者より冬季等の噴火において、滝沢市一本木地区砂込川沿いでは、融雪型火山泥流が流下する危険があること、また、居住地域より火口に近い施設等は、火山災害の危険性が高いことを十分に考慮した対策が必要との指摘がなされている。

#### 【指針】

##### A. 注意喚起（要配慮者、特異地域・特定地域への避難準備等）の判断体制

- ① 市町は、注意喚起（要配慮者、特異地域・特定地域への避難準備）等の範囲及び時期について検討する。
- ② 県は、国（国土交通省等）、防災関係機関からの監視観測情報の収集に努め、市町に迅速かつ確実に伝達する体制や手段を整備する。
- ③ 市町は、注意喚起（要配慮者、特異地域・特定地域への避難準備）について協議する体制を確立する。

- ④ 市町は、気象台が火口周辺警報（噴火警戒レベル3）を発表した場合には、必要に応じて、あらかじめ定められた要配慮者に対して、避難の準備を勧める。
- ⑤ 市町は、気象台が火口周辺警報（噴火警戒レベル3）を発表した場合には、必要に応じて、あらかじめ定められた特異地域（居住地域より火口に近い地域）の集合施設等の使用を規制し、利用者等には避難の準備を勧める。
- ⑥ 市町は、気象台が火口周辺警報（噴火警戒レベル3）を発表した場合には、必要に応じて、あらかじめ定められた特定地域（冬季において特別に被害が予想される地域）に対して、避難の準備を勧める。
- ⑦ 市町は、必要に応じて、自主避難者（避難勧告に先立ち、自主的に判断し避難する者をいう。以下同じ。）のために避難所を開設する。

#### **B . 注意喚起（要配慮者、特異地域・特定地域への避難準備）対象区域の設定**

- ① 市町は、必要に応じて、防災マップから、既存の行政区、班、街区等による区分を用いた注意喚起対象区域をあらかじめ設定しておく。その設定範囲は、防災マップに基づく東西噴火の影響範囲とし、季節等に応じて以下のとおりとする。
  - a) 無雪時：西側噴火により、噴石、火口湖壁の決壊による土石流、降雨による土石流の影響が予想される範囲  
東側噴火により、噴石、火砕サージ（火砕流含む）、降雨による土石流の影響が予想される範囲
  - b) 積雪時：上記に加え、火山泥流の影響が予想される範囲
- ② 市町は、注意喚起対象区域及びその考え方について、あらかじめ住民等へ啓発・周知する。
- ③ 市町は、注意喚起対象区域内の学校の休校措置や、同区域内の要配慮者施設、集客施設等に対する防災対応について、あらかじめ検討する。
- ④ 市町は、気象台が火口周辺警報（噴火警戒レベル3）を発表した場合には、必要に応じて、あらかじめ定められた要配慮者に避難の準備を勧める。
- ⑤ 市町は、気象台が火口周辺警報（噴火警戒レベル3）を発表した場合には、必要に応じて、あらかじめ定められた特異地域（居住地域より火口に近い地域）の別荘、宿泊施設等の利用者等に対して、避難の準備を勧める。
- ⑥ 市町は、気象台が火口周辺警報（噴火警戒レベル3）を発表した場合には、必要に応じて、八幡平市国際交流村及び滝沢市相の沢温泉お山の湯の使用を規制する。
- ⑦ 市町は、気象台が火口周辺警報（噴火警戒レベル3）を発表した場合には、必要に応じて、あらかじめ定められた特定地域（冬季において特別に被害が予想される地域の滝沢市一本木地区砂込川沿いの地域）の住民に対して、避難の準備を勧める。

#### **C. 住民等への注意喚起（要配慮者、特異地域・特定地域への避難準備）広報計画**

- ① 市町は、注意喚起等の広報文についてあらかじめ検討し、統一のとれた文面を事前に策定する。
- ② 市町は、住民等に対して、広報内容及び広報手段に関して、周知のための啓発を事前に行う。
- ③ 市町は、注意喚起等を徹底するため、緊急サイレンや防災行政無線等を整備する。

- ④ 市町は、注意喚起等の広報に際しては、既存の施設・設備の配備状況に応じて、以下のよう  
な考え方で広報を計画する。
  - a) 固定系（同報）無線の戸別受信機、農事有線放送等が配備されている地域については、  
それを活用する。
  - b) 固定系（同報）無線の屋外拡声器が配備されており、音声による広報が可能な地域に  
ついては、これを活用する。
  - c) 上記のいずれの設備も未配備の地域については、市町や消防団による広報車等で巡回  
広報する。
- ⑤ 市町は、注意喚起等をさらに確実に行う目的で、町内会・自治会等により回覧やチラシを  
配布する等の計画を策定する。
- ⑥ 市町は、自主防災組織を育成する。

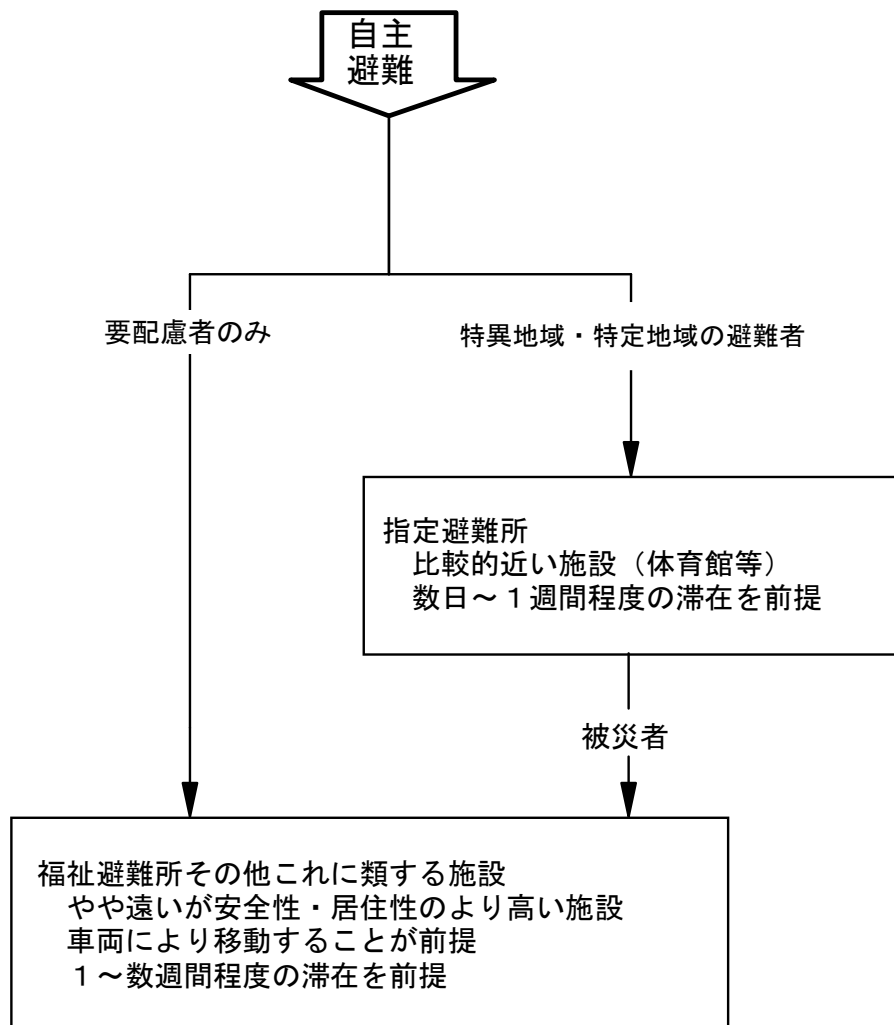
#### **D. 要配慮者、特異地域・特定地域の住民等の自主避難に対応した避難所の開設計画**

- ① 市町は、火口周辺警報（噴火レベル3）発表時に、住民等が自主的に避難することを想定  
し、避難所の開設に必要な計画を検討する。
- ② 市町は、自主避難者に対する避難所を以下のように区分する。
  - a) 特異地域・特定地域の要配慮者以外の避難者：指定避難所
  - b) 要配慮者：福祉避難所その他これに類する施設
- ③ 市町は、特異地域・特定地域の住民等に対し、自主避難における避難所開設についてあら  
かじめ周知する。※避難所の詳細に関しては、第2期3緊急退避（2）避難所の開設・運  
営計画の項参照

#### **E. 要配慮者の自主避難計画**

- ① 市町は、要配慮者に対し、火口周辺警報（噴火警戒レベル3）発表時に避難の準備を勧め  
る。
- ② 市町は、要配慮者のうち避難行動要支援者の実態についてあらかじめ把握する。
- ③ 市町は、要配慮者施設に対し、火口周辺警報（噴火警戒レベル3）発表時における自主避  
難に関する計画の策定を促す。

<自主避難の体系図>



**F. 避難者の確認体制**

市町は、以下の点についてあらかじめ住民に周知する。

- a) 自主避難する場合には、近隣に声をかける。
- b) 親戚・知人宅に避難する場合には、避難所または市町、町内会・自治会役員等にその旨申し出る。

**(2) 家畜等の避難計画（噴火警戒レベル1～5）**

**【方針】**

県、市町は、可能な限り家畜等の避難が実施できるよう事前の受入れ先の確保等について家畜関係事業者に指導する。

**【背景】**



家畜等の避難ができない場合、家畜関係事業者が避難を躊躇する等の影響が考えられるため、家畜等の避難計画についても検討が必要である。

#### 【指針】

- ① 市町、家畜関係事業者は、家畜等の避難について、実施する時期等を協議し検討する。
- ② 市町は、家畜関係事業者に避難マニュアル作成を指導する。特に避難先の確保については、市町、農協が斡旋し、関係事業者が確保するよう指導する。
- ③ 県、市町は、家畜関係事業者に家畜共済制度への加入を勧める。

## 5 入山規制の実施

入山規制に関する判断体制や判断基準等及び入山者の安全確保について示す。

### (1) 入山規制計画（噴火警戒レベル3）

#### 【方針】

- ① 関係市町は、異常データ観測・活動活発期において、気象台から火口周辺警報（噴火警戒レベル3）が発表された場合は、注意喚起とともに入山規制も実施する。
- ② 県、関係市町は、入山規制に関して、統一的な実施、緩和、解除等に関する判断基準、規制範囲等を検討する。
- ③ 県、市町は、入山規制を実施する場合、迅速に広報する。

#### 【背景】

- ① 入山規制に関しては、迅速かつ関係市町間で歩調の合った対応が求められる。
- ② 岩手山に通じるルートにおける確実な入山規制の実施と住民等への広報が重要となる。
- ③ 入山規制の実施にあたっては、入山者に対し緊急下山を促すことが必要である。

#### 【指針】

- ① 関係市町は、入山規制について独自に判断することができない場合、県に対して助言を求め、県は、必要に応じて岩手山火山検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け関係市町と協議する体制を確立する。また、関係市町長は、その協議に基づき、気象台から火口周辺警報（噴火警戒レベル3）が発表された場合、入山規制について判断する。
- ② 県、関係市町、気象台は、入山規制の実施、緩和、解除等に関する判断基準と、防災マップを参考とした規制範囲等を検討する。
- ③ 県、市町は、住民等に対し、入山規制に関する広報を迅速に行えるよう体制を整備する。
- ④ 関係市町は、入山規制を実施する場合に入山者へ緊急下山を促すための広報手段及び広報体制を整備する。

## (2) 入山者下山計画（噴火警戒レベル1～5）

### 【方針】

- ① 関係市町は、突発的に噴火の発生が予想される場合または突発的に噴火が発生した場合は、入山規制を実施するとともに、入山者に対し緊急下山を促す。
- ② 県、市町は、入山規制を実施する場合、迅速に広報する。

### 【背景】

- ① 突発的に噴火の発生が予想される場合または突発的な噴火により入山規制を実施した場合は、山中に入山者がいる可能性がある。
- ② 入山規制の実施にあたっては、入山者に対し緊急下山を促すことが必要である。

### 【指針】

- ① 関係市町は、入山規制を実施する。
- ② 県、市町は、住民等に対し、入山規制に関する広報を迅速に行えるよう体制を整備する。
- ③ 関係市町は、入山規制を実施する場合において、入山者へ緊急下山を促すための広報手段及び広報体制を整備する。
- ④ 県は、ヘリコプターにより、入山者に対し、入山規制、緊急下山の広報を実施する。

## 6 観光対応

観光客等の安全確保に必要な情報の提供や風評被害防止のための計画について示す。

### (1) 観光客等への情報提供計画（噴火警戒レベル1～5）

#### 【方針】

市町や観光事業者は、観光客等が安全に避難する等の的確な対応をとれるよう、事前に避難計画等に関する情報を提供する。

#### 【背景】

岩手山周辺には、スキー場、温泉、キャンプ場等の観光施設、宿泊施設等が存在している。これらの施設を利用する観光客等に対しては、避難所や避難路に関する情報提供が必要である。

#### 【指針】

市町や観光事業者は、観光・レジャー施設や宿泊施設において、防災マップ等避難所や避難ルートを明記した地図や避難時の心得等を示した冊子（パンフレット）、岩手山の噴火警戒レベルや噴火警報を示したリーフレット等の配布、掲示を行う。

## (2) 風評被害防止計画（噴火警戒レベル2～5）

### 【方針】

国（国土交通省等）、県、市町、観光事業者は、積極的に県内外に向けて正確な情報を発信し、風評による被害を早期防止する。

### 【背景】

- ① 風評による被害は、特に観光客等の減少等による経済的なダメージが大きく、しかもその影響が長期化することが考えられる。
- ② 観光地としてのアピールには、観光客等の安全対策をはじめとする地域の防災対策について併せて示していく必要がある。

### 【指針】

- ① 国（国土交通省等）、県、市町は、観光客等からの問合せに対して観光事業者が火山活動の状況や、緊急調査、岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画（案）、地域の防災対策等の説明が十分にできるよう、観光事業者を対象とした勉強会等を開催する。
- ② 国（国土交通省等）、県、市町は、岩手山火山検討会の協力を得て、気象台が発表する噴火警報等の本文中の警戒が必要な範囲を確認し、報道機関やインターネットを活用して正確な情報を提供し、風評被害を防止する。
- ③ 国（国土交通省等）、県、市町、観光事業者は、観光客等の安全対策を推進した上で、報道機関に協力を求めて、安全な観光地をアピールする体制を整備する。

## 7 問合せ・報道機関対応

住民や入山者家族等からの問合せ対応、報道機関との連携に関する計画を示す。

### (1) 問合せ対応計画（噴火警戒レベル2～5）

#### 【方針】

国（国土交通省等）、県、市町は、住民や入山者家族等からの問合せに的確に対応するための体制を整備する。

#### 【背景】

- ① 国（国土交通省等）、県、市町や防災関係機関には、住民や入山者家族等から多数の問合せが寄せられる。その問合せ内容は、火山活動の状況や対応方法等、多岐にわたることが予想される。一方で、住民や入山者家族等にとっては、どこに問合せをすべきかわからない場合もある。
- ② 正確な情報の不足による噂やデマの発生は、住民や入山者家族等の不安増大につながる。したがって、問合せへの的確な対応、情報提供が求められる。

**【指針】**

- ① 国（国土交通省等）、県、市町には、住民や入山者家族等からの問合せに対応するため、最新の情報を関係部署に伝達できるよう、組織内における連絡体制を整備する。
- ② 国（国土交通省等）、県、市町は、住民や入山者家族等への情報提供の方法として、インターネットや文字放送等を活用する。

**（2）報道機関の取材対応・連携計画（噴火警戒レベル2～5）****【方針】**

- ① 国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、報道機関の取材に対して、的確に対応するための体制を整備する。
- ② 国（国土交通省等）、県、市町は、住民や入山者家族等への広報に関して報道機関と連携する。

**【背景】**

- ① 災害時には、報道機関から国（国土交通省等）、県、市町への電話、取材が集中し、初期の防災対応が非常に混乱する場合がある。
- ② 一方で、広域的な広報に関しては、マスメディアとしての報道機関の役割は大きい。
- ③ 災害が小さい場合でも、噴火現象の撮影や地域の避難情報の取材等で、多数の報道関係者が現地を訪れるが、報道関係者自らの被災と過剰な取材等により避難救助活動に支障が生じることが想定される。

**【指針】**

- ① 国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、取材による混乱を避けるため、取材対応の体制及び計画をあらかじめ整備する。具体的には、以下のような点に関し検討する。
  - a) 防災担当部署とは独立して報道機関対応の窓口または広報班を設ける等、窓口の一本化
  - b) 同窓口（広報班）のメンバーとしては、広報担当部署職員だけでなく、たとえば防災担当部署経験職員を配置する等
  - c) プレスルーム設置、定期的記者会見、文書による回答等、取材対応の混乱を避けるための対応方法
- ② 県は、関係機関連絡会議のメンバーとして報道機関を位置づける等、報道機関との連携を強化する。
- ③ 市町は、必要に応じ、報道機関に対して住民や入山者家族等向け広報を依頼する。その場合、県も報道機関に対する情報を提供する。
- ④ 県は、多数の報道関係者に安全な取材・報道活動を行ってもらうため、災害対策本部等にも報道対策部門を設置し、責任者を置いて報道関係者への対応に当たる。なお、報道関係者に、避難誘導等の生命・身体を保護するための重要な情報の報道等を依頼する。

## 8 治山・砂防設備の整備

岩手山の火山治山・砂防事業のうち、特に異常データ観測・活動活発期に実施すべき対策について示す。

### 火山治山・砂防計画（噴火警戒レベル1～5）

#### 【方針】

国（国土交通省・農林水産省）、県は、岩手山の噴火に備えて、あらかじめ火山治山・砂防計画を策定し、治山・砂防設備等を整備する。

#### 【背景】

被害の拡大を防止し災害の軽減を図るためには、火山治山・砂防事業の推進が必要である。そのためには、火山治山・砂防計画の策定とともに、住民の理解を得られるよう、その啓発・周知も必要である。

#### 【指針】

- ① 国（国土交通省・農林水産省）、県は、互いに連携し、監視観測機器や治山・砂防設備について、その配置を定めた「岩手山火山治山計画」及び「岩手山火山砂防計画」を策定し、これに基づき整備する。
- ② 国（国土交通省）、県は、「岩手山火山噴火緊急減災砂防計画（案）」を作成し、これに基づき整備する。
- ③ 国（国土交通省・農林水産省）、県は、治山・砂防工事の安全管理等について互いに連携する。
- ④ 国（国土交通省・農林水産省）、県は、市町の協力を得て、火山治山・砂防計画の策定経過及び内容に関する情報公開を十分に行い、治山・砂防設備の有効性等について住民等へ啓発・周知する。

## 第2期：避難期（緊急対策）

噴煙・火山灰等の噴出あるいは水蒸気爆発等の噴火が発生した場合の48時間以内（目安）に最優先で実施されるべき防災対応について示す。

### 1 災害対策本部の設置

国（国土交通省等）、県、市町の職員参集計画及び災害対策本部の設置計画について示す。

#### （1）職員参集計画（噴火警戒レベル4～5）

##### 【方針】

国（国土交通省等）、県、市町は、勤務時間外における担当職員の参集が円滑に行われるよう、参集計画及び連絡体制を整備する。

##### 【背景】

国（国土交通省等）、県、市町は、職員の参集により災害対策本部を設置するが、勤務時間外には、この参集が円滑に行われるよう、参集計画及び連絡体制を整備する必要がある。

##### 【指針】

- ① 国（国土交通省等）、県、市町は、勤務時間外において、気象台からの噴火警報により職員が参集するよう計画を整備する。
- ② 市町は、避難所等に配置する職員をその居住地等を参考に事前に定め、早期に防災対応を開始できるよう体制を整備する。
- ③ 国（国土交通省等）、県、市町は、携帯電話等による一斉通報システムの導入等、職員への連絡手段及び連絡体制を整備する。

#### （2）災害対策本部の設置計画（噴火警戒レベル4～5）

##### 【方針】

- ① 県、市町は、噴火警報（噴火警戒レベル4）の発表を受け、災害対策本部の設置や災害警戒本部から災害対策本部に移行する。なお、噴火警報（噴火警戒レベル4）以外でも災害対策本部を設置し、災害警戒本部から災害対策本部に移行する場合がある。
- ② 国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、被災現場周辺において連携して防災対応を行う必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

##### 【背景】

- ① 国（国土交通省等）、県、市町は、災害対策本部の迅速かつ円滑な設置を行うために、火山活動の状況に基づく災害対策本部の設置基準や職員配備計画を定める必要がある。
- ② 被災現場周辺では、さまざまな機関が情報収集や救出等の防災対応を実施することになる。

噴火継続時等においては、国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関が互いに連携する必要がある。

#### 【指針】

- ① 県、市町は、気象台から噴火警報（噴火警戒レベル4）が発表された場合、ただちに災害対策本部を設置する。国（国土交通省等）も同様の体制をとる。なお、噴火警報（噴火警戒レベル4）以外でも災害対策本部を設置し、災害警戒本部から災害対策本部に移行する場合がある。
- ② 国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、火山泥流、溶岩流、土石流等による被害が発生し、それが局地的であった場合、情報収集伝達や救出活動、避難者対応等の防災対応のため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。このため、特に以下の点に留意して、あらかじめその設置計画を策定する。
  - a) 市町は、現地災害対策本部の設置個所（候補地）について、あらかじめ検討する。
  - b) 国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、現地災害対策本部において情報収集を十分に行えるよう、連絡手段及び連絡体制について検討する。

### （3）避難準備情報発令・自主避難・要配慮者等の避難計画（噴火警戒レベル4）

#### 【方針】

市町は、居住地域に被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）場合等には、住民の円滑な避難を実施するため、住民等に対し、避難の準備を勧める。

市町は、要配慮者及び季節等状況に応じて特定地域の住民、別荘や宿泊施設施設等の利用者にも避難を促す必要がある。なお、避難所におけるペットの受入れは、関係機関の協力を得ながら、その取扱いを避難所ごとに決定するよう努める。

#### 【背景】

避難準備情報は「要配慮者、滞在者及び状況に応じて特定地域住民の避難開始」、「支援者の支援活動開始」、「それ以外の人の避難準備開始」と3つの行動が考えられる。

#### 【指針】

- ① 市町は、注意喚起に伴い住民等が自主的に避難する可能性があるため、避難所を開設する。
- ② 市町は、災害発生時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、要配慮者に対しては、避難を促す。
- ③ 市町は、気象台から噴火警報（噴火警戒レベル4）が発表される等、居住地域に被害を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まってきている）場合には、必要に応じて、あらかじめ定められた居住地域より火口に近い地域（別荘、宿泊施設等）への利用者等に避難を促す。
- ④ 滝沢市は、気象台から噴火警報（噴火警戒レベル4）が発表される等、居住地域に被害を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まってきている）場合には、必

要に応じて、冬季において特別に被害が予想される滝沢市一本木地区砂込川流域の住民に対して、避難を勧める。

- ⑤ 市町は、避難所におけるペットの受入れは、関係機関の協力を得ながら、その取扱いを避難所ごとに決定するよう努める。

**A. 要配慮者、特異地域住民・特定地域住民、自主避難者に対応した避難所の開設計画**

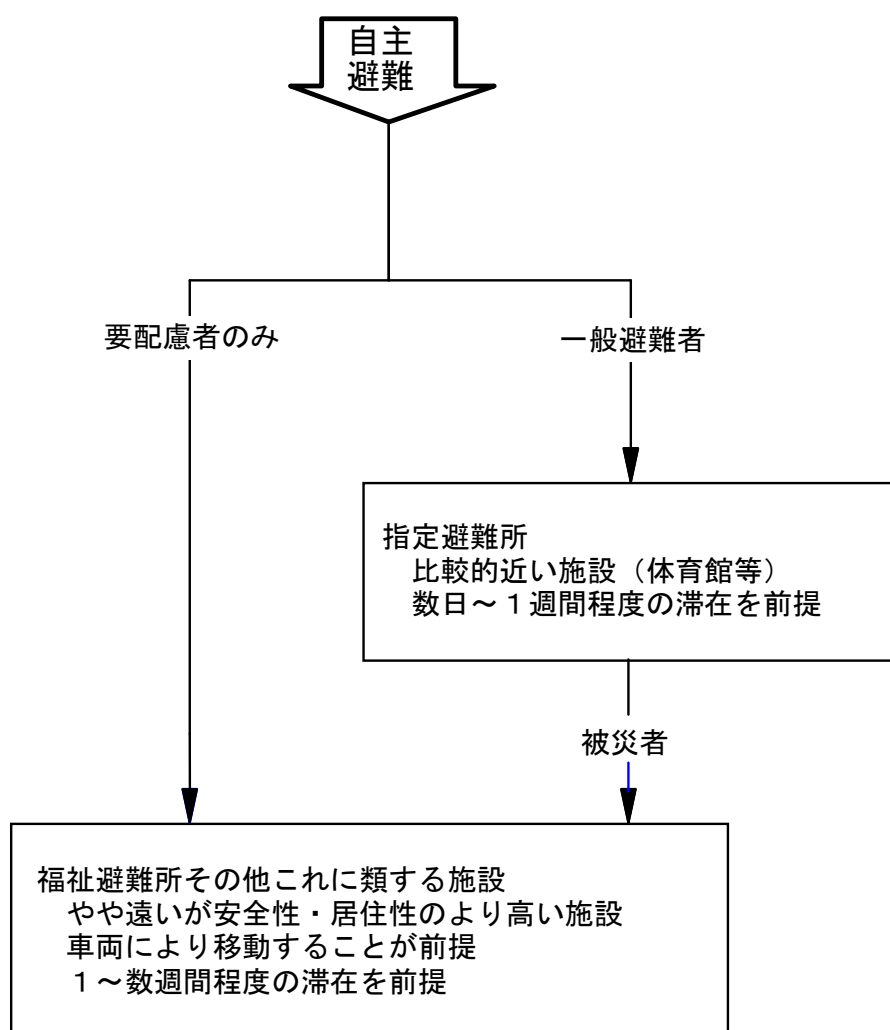
- ① 市町は、要配慮者、特異地域住民、特定地域住民へ避難を勧め、一般住民への避難の準備を勧める場合において、住民等が自主的に避難することを想定し、避難所の開設に必要な計画を検討する。
- ② 市町は、自主避難者に対応する避難所を以下のように区分する。
- a) 特異地域・特定地域の要配慮者以外の避難者：指定避難所
  - b) 要配慮者：福祉避難所その他これに類する施設
- ③ 市町は、住民等に対し、自主避難における避難所開設についてあらかじめ周知する。

※避難所の詳細に関しては、第2期3緊急退避（2）避難所の開設・運営計画の項参照

**B. 要配慮者・避難行動要支援者の避難計画**

- ① 市町は、要配慮者に対し、噴火警報（噴火警戒レベル4）発表時における避難を勧めるとともに、避難支援体制を整備する。
- ② 市町は、要配慮者のうち避難行動要支援者の実態についてあらかじめ把握する。
- ③ 市町は、要配慮者施設に対し、噴火警報（噴火警戒レベル4）発表時における避難に関する計画の策定及び避難訓練等の実施を指導する。





### C. 避難者の確認体制

市町は、以下の点についてあらかじめ住民に周知する。

- a) 避難や自主避難する場合には、近隣に声をかける。
- b) 親戚・知人宅に避難する場合には、避難所または市町、町内会・自治会役員等にその旨申し出る。

## 2 避難勧告及び警戒区域の設定

居住地域に被害を及ぼす噴火発生時またはその危険性が極めて高い場合等における、避難勧告、警戒区域設定や住民への広報についての計画を示す。

### (1) 避難勧告計画（噴火警戒レベル5）

#### 【方針】

市町長は、居住地域に被害を及ぼす噴火発生時またはその危険性が極めて高い場合等には、住民に対して避難勧告を行う。市町は、その時期や範囲を適切に判断し住民を安全に避難させ

るため、国（国土交通省等）、県、防災関係機関との連携等についてあらかじめ検討する。

### 【背景】

- ① 避難勧告は、状況を的確に判断し迅速に行う必要がある。そのためには、避難勧告を速やかに判断できる体制が必要になる。
- ② 被災現場が複数の市町にまたがる場合も想定されていることから、避難勧告対象区域については、市町間で考え方を統一しておくことが必要である。
- ③ 市町が事前に避難勧告対象区域を設定することは現状では難しいが、防災マップをもとに避難対策の視点から考え方を整理し、具体的な避難勧告対象区域の設定方法等を検討する必要がある。なお、その検討にあたっては、住民等が理解しやすい配慮も必要である。

### 【指針】

#### A. 避難勧告等の判断体制

- ① 市町長は、時間的余裕をもって避難を勧告する。
- ② 市町長は、避難勧告を行うにあたり、独自で判断ができない場合、県に助言を求める。
- ③ 県は、必要に応じて岩手山火山検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、本部長を中心に協議・判断し、市町長に対し、避難勧告について助言する。
- ④ 市町は、気象台から、噴火警報（噴火警戒レベル5）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にあり、人の生命または身体を災害から保護する必要がある場合には、岩手山火山検討会の助言に基づき避難対象区域に避難勧告を行う。また、市町長が住民等の安全確保のため必要と判断した場合には、対象地域以外にも避難勧告を行う。（噴火警報（噴火警戒レベル4）が発表された場合には、要配慮者及び状況に応じて特異地域住民に対して避難を勧める。）
- ⑤ 市町は、避難勧告した場合、県に対して速やかに報告するとともに、国（国土交通省等）、防災関係機関に対して連絡する。

#### B. 避難勧告対象区域の設定

- ① 市町は、防災マップ、噴火警戒レベル＜噴火形態に応じた被害危険区分表＞に示す考え方及び国（国土交通省等）による緊急調査に基づく土砂災害緊急情報をもとに、既存の行政区、班、街区等の区分を用いた避難勧告対象区域の設定方法をあらかじめ検討し、住民等へ啓発・周知する。
- ② 市町は、避難勧告時における、対象区域内の学校等の休校措置や観光施設等の対応措置について、あらかじめ検討する。

<噴火警戒レベル表>

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	説 明			
				火山活動の状況	過去の事例	住民の行動	登山・入山者
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	①1686年東岩手山 山頂の噴火	危険な居住地域からの避難	登山口から 登山・入山規制
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)	②1732年東岩手山 山腹の噴火(焼走り溶岩噴出)	警戒が必要な居住地域での避難準備 (災害時要援護者、特異地域**及び特別に被害が予想される区域***の避難)	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	火口付近から居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される	③1919年西岩手山(大地獄谷)の水蒸気爆発 ④1998年4月29日 短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生	通常の生活 (状況に応じて災害時要援護者、特異地域**及び特別に被害が予想される区域***の避難準備)	岩手山西側(大地獄谷)の入山規制
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される	⑤1998年3月17日 火山性地震が増加し地殻変動開始	通常の生活	
予報	噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏	—		自由に登山・入山可能

<噴火形態に応じた被害危険区分表>

区分	西側噴火	東側噴火	備 考
I	【西-I】 噴石影響範囲 火口湖壁決壊による土石流影響範囲	【東-I】 火砕サージ影響範囲 (噴石、火砕流含む)	噴火発生後、数秒~数分で被害発生のおそれ
II	—	【東-II】 火山泥流影響範囲 (冬期のみ)	噴火発生後、数分~数十分で被害発生のおそれ
III	—	【東-III】 溶岩流影響範囲	噴火発生後、避難可能
IV	【西-IV】 火山灰による降雨土石流影響範囲	【東-IV】 火山灰による降雨土石流影響範囲	降雨時に発生のおそれ

C. 住民等への避難勧告伝達

- ① 市町は、避難勧告を徹底するため、緊急サイレンや防災行政無線等を整備する。
- ② 市町は、避難勧告の広報文についてあらかじめ検討し、可能なかぎり統一のとれた文案を事前に策定する。
- ③ 市町は、音声による広報手段について、既存の施設・設備の配備状況に応じて、以下のよ

うな考え方で計画を策定する。

- a) 固定系（同報）無線の戸別受信機、農事有線放送等が配備されている地域については、それを活用する。
  - b) 固定系（同報）無線の屋外拡声器が配備されており、音声による広報が可能な地域については、これを活用する。
  - c) 上記のいずれの設備も未配備の地域については、市町広報車及び消防団等により巡回広報する。
  - d) 市町は、以上の広報手段及び広報内容について、住民等へ啓発・周知する。
- ④ 上記のほか、市町は、自治会等を通じた伝達や緊急速報メールを活用する等、あらゆる手段により避難勧告を伝達する。
- ⑤ 県は、市町からの避難勧告の報告をもとに、報道機関にその情報を提供する。

## （２）警戒区域設定計画（噴火警戒レベル５）

### 【方針】

市町長は、噴火発生時またはその危険性が極めて高い場合等には、警戒区域を設定し、人的被害を防止する。

### 【背景】

- ① 警戒区域設定は、当該区域への立入の制限、禁止または退去を命じ得ることから、住民等に与える影響も非常に大きく、その期間や範囲に関する判断は非常に難しい。
- ② 事前の警戒区域設定は難しく、噴火の状況に応じて判断せざるを得ないが、その判断を少しでも円滑に行うためには、設定に関する考え方を事前に整理しておくことが必要である。
- ③ 警戒区域の設定や解除については、緊急時において柔軟に決定できるよう、平時から県、市町、関係機関において火山活動状況を共有すべく、岩手山火山検討会を開催している。

### 【指針】

#### A. 警戒区域設定の判断体制

- ① 市町長は、警戒区域を設定するにあたり、国（国土交通省等）、県、防災関係機関から被害情報の収集に努め、被害状況を迅速に把握する。
- ② 市町長は、警戒区域設定を行うにあたり、独自で判断ができない場合、県に助言を求める。
- ③ 県は、必要に応じて岩手山火山検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、本部長を中心に関係機関と協議・判断し、市町長に対して警戒区域設定について助言する。
- ④ 気象台は、県、市町、関係機関と連携を図り、適時的確な噴火警報・噴火警戒レベルの発表に努める。
- ⑤ 市町は、警戒区域を設定した場合、国（国土交通省等）、県、防災関係機関に対して速やかに連絡する。

#### B. 警戒区域設定

市町は、避難勧告対象区域設定と同様に、＜噴火形態に応じた被害危険区分表＞や噴火警戒レベルに示す考え方をもとに、既存の行政区、班、街区等を活用して、警戒区域の設定方法をあらかじめ検討する。

### （3）降灰後の土石流に対する避難計画（噴火警戒レベル対象外）

#### 【方針】

- ① 市町は、岩手山の噴火に伴い、居住地域に被害を及ぼす土石流が発生すると予想される（可能性が高まっている）場合等は、住民の円滑な避難を実施するため、住民に対し、避難の準備を勧める。
- ② 県は、必要に応じて、国（国土交通省等）、岩手山火山検討会委員その他必要と認める学識者を招集し、助言を得るための連携体制を整備する。
- ③ 県は、国（国土交通省等）、岩手山火山検討会委員その他必要と認める学識者の助言を受けて、各種の防災対応について検討し、市町等への助言を行えるよう、その判断体制を整備する。

#### 【背景】

- ① 岩手山の噴火に伴い、居住地域に被害を及ぼす土石流を正確に予想することは困難であることから、判断体制を整備し、市町に助言する必要がある。
- ② 避難勧告は、状況を的確に判断し迅速に行う必要があることから、避難勧告を速やかに判断できる体制が必要である。

#### 【指針】

- ① 県は、必要に応じ、国（国土交通省等）、岩手山火山検討会委員その他必要と認める学識者を招集する。
- ② 県は、国（国土交通省等）、岩手山火山検討会委員その他必要と認める学識者で構成する判断体制を整備する。
- ③ 国（国土交通省）は、緊急調査結果を基にシミュレーションを行い、土石流の被害が想定される区域・時期に関する情報を提供する。
- ④ 国（気象台）は、大雨警報・注意報等の気象情報等を提供する。
- ⑤ 県は、国（国土交通省等）、岩手山火山検討会委員その他必要と認める学識者から助言を受け、岩手山の噴火に伴い、居住地域に被害を及ぼす土石流が発生すると予想される範囲を協議する。
- ⑥ 県は、協議した結果を市町に伝達し、必要な助言を行う。
- ⑦ 市町は、県からの助言を受け、現地の状況を勘案し、必要に応じて、避難勧告を行うものとし、その指針等は、「第2期 2 避難勧告及び警戒区域の設定（1）避難勧告計画、（2）警戒区域設定計画」に準ずる。

### 3 緊急退避

噴火発生後の緊急退避における避難所のあり方、避難者の確認体制、避難誘導計画について示す。

#### (1) 緊急退避計画（噴火警戒レベル5）

##### 【方針】

- ① 市町は、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所について、安全性、避難の容易性、収容人数及び居住性とのバランスを考慮し設定する。
- ② 市町は、やむを得ず要配慮者が緊急退避する場合についても想定し、対応策を講じる。
- ③ 市町は、避難者の所在等について迅速かつ正確に把握する。

##### 【背景】

- ① 被災現場が複数の市町にまたがる場合も想定されていることから、避難計画の考え方を統一しておくことが必要である。
- ② 避難所の環境（快適性・居住性）は、避難者の健康維持等に大きく関係する。特に厳寒期等においてはその配慮が必要である。
- ③ 噴火形態の予測は非常に難しいが、噴火発生後の避難（緊急退避）では、まず危険区域からの退避を最優先に考え、その後に避難所等へ避難するという段階的な避難の考え方を導入することが必要である。
- ④ 避難勧告が予想される区域の中には、要配慮者施設等が存在する。事前に注意喚起ができない場合もあり、その際にはこれら要配慮者施設の避難について避難支援者の協力を得て対応することが必要になる。
- ⑤ 避難者の確認は、その後の捜索・救出活動や安否問合せへの対応のため、可能な限り迅速に行うことが必要である。

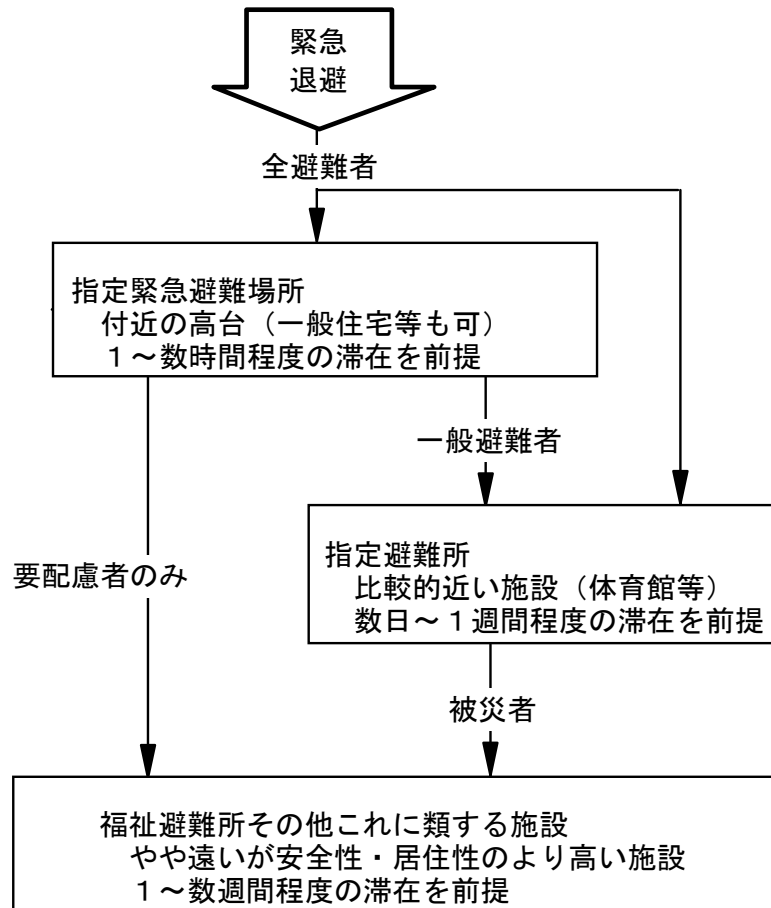
##### 【指針】

###### A. 避難所の種類、避難体系

- ① 市町においては、＜緊急退避の体系図＞をもとに、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所について検討し、段階的避難も含めた計画を策定する。
  - a) 指定緊急避難場所：できるだけ近くの高台等の建物等とする。公共施設等がない場合においては、一般住宅等への収容依頼も検討する。原則として、危険が差し迫っている場合にのみ利用することを前提に設定する。
  - b) 一般避難所：火山災害を対象に指定され、防災マップに示されている避難所。体育館等の施設では、数日から1週間程度の滞在を前提とし、それより長期に及ぶ場合には、畳、暖房設備等が配備され、比較的居住性の高い公共施設等を設定する。
  - c) 福祉避難所：要配慮者など指定避難所では、生活に支障が生じる人または長期の避難生活により指定避難所での生活が困難な住民等を対象に、福祉施設等の特別の配慮がされた施設を設定する。

- ② 市町は、これらの避難所の種類及び段階的避難や避難時の安全装具等について、あらかじめ住民等へ啓発・周知する。

<緊急退避の体系図>



- ③ 市町は、指定緊急避難場所、指定避難所に観光客等を一時的に収容する可能性も考え、あらかじめその人数を想定し、収容人員数等に算入する。
- ④ 県、市町は、活火山法に基づく避難施設緊急整備事業について、過去の災害事例等を参考に検討する。

**B. 要配慮者の緊急退避**

- ① 市町は、要配慮者の実態を聞き取りや調査票配布により調査し、県警、消防署、自衛隊等へ情報提供する。
- ② 市町は、実態調査の結果を受けて、近隣住民、町内会・自治会等、消防団等の協力による避難時の支援体制を整備する。
- ③ 市町は、要配慮者に対する避難の支援について、あらかじめ住民へ啓発・周知し、訓練等を実施する。
- ④ 市町は、福祉避難所等への要配慮者の避難に関して、可能な限りバス等を用いた集団避難

について検討し、県、防災関係機関への要請も含めた計画を策定する。

- ⑤ 市町は、要配慮者施設に対し、固定系（同報）無線の戸別受信機等の連絡体制、輸送手段の整備等を含む避難計画の策定を指導・推進する。

### C. 避難者の確認体制（安否確認）

- ① 市町は、各避難所における避難者の情報について迅速に集計するため、避難所における避難者の確認が円滑に行えるよう、あらかじめ次のような対策を行う。
- a) 住民台帳等に基づいて、避難予定者の名簿を作成し、各避難所に事前に配備（避難者到着時に確認）する。
  - b) 各世帯に避難者カードを配付する等、避難所での安否確認や集計を円滑に行える方法を講じる。
- ② 市町は住民等に対し、親戚・知人宅に避難する場合には、避難所もしくは市町、町内会・自治会役員等にその旨申し出るとともに近隣へも知らせるよう、事前に啓発・周知する。

## （2）避難所の開設・運営計画（噴火警戒レベル4～5）

### 【方針】

市町は、多数の避難者がつめかけても混乱しないよう、避難所の開設及び初期の運営体制を整備する。

### 【背景】

- ① 夜間休日には、避難所を誰が開設するか、その鍵の保管等の問題がある。
- ② 市町においては、職員の派遣計画が定められているが、緊急時には間に合わなかったり人員が足りなかったりする場合も考えられ、その間の対応は町内会・自治会等の協力が必要になる。

### 【指針】

- ① 市町は、避難所の開設については、町内会・自治会等とも事前に相談をし、特に夜間時の対応について、開設方法等の確認や周知を図る。
- ② 市町は、初期の避難所運営について、職員だけでなく町内会・自治会等を含めた体制を事前に整備する。
- ③ 市町は、避難所における町内会・自治会等ごとの集合場所や避難者の収容場所について、あらかじめ計画を策定する。

## （3）避難誘導・避難路確保計画（噴火警戒レベル5）

### 【方針】

- ① 市町は、避難誘導を確実にできるよう消防団、住民等と連携し、避難誘導計画を策定する。
- ② 市町は、安全な避難路を検討し、設定する。



**【背景】**

- ① 避難誘導を的確に行うには、避難路や誘導要員の配置場所を事前に定め、人員を速やかに配備し、避難者に適切な指示を出す必要がある。
- ② 避難時の混乱を可能な限り防止するため、避難路や避難所について、住民等へ啓発・周知する必要がある。

**【指針】**

- ① 市町は、防災マップ等をもとに、避難路及び誘導要員の配置場所を設定するとともに、消防団や交通指導隊の協力を得て、担当区域を定めた配備計画を策定する。
- ② 市町は、避難路及び避難所について、あらかじめ住民等に啓発・周知する。また、地域内に避難所の位置、避難方向等を示す広報板（看板）等を設置する。
- ③ 市町は、避難誘導の徹底を図るため、広報車や消防団等による誘導のほか、たとえば以下のような方法についても関係機関と調整し検討する。
  - a) 固定系（同報）無線による地区別避難誘導（広報）
  - b) ヘリコプターによる避難誘導：県、県警、自衛隊等のヘリコプターを活用して上空から誘導を行うことも考えられるので、その有効性や実施する場合の役割分担等について確認する。
  - c) 町内会・自治会等の協力による避難誘導：避難誘導を担当する住民等には、事前に戸別受信機やスピーカー等の資機材を貸与することを検討するとともに、避難誘導時の安全装具についてあらかじめ啓発・周知する。

## 4 被害概況調査

噴火発生後における被害調査や火山灰調査体制のあり方について示す。

### （1）被害概況の把握体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

**【方針】**

- ① 国（国土交通省等）、県、市町は、被害概況の把握を迅速に行い、その情報を迅速に伝達する。
- ② 国（国土交通省等）、県、市町は、噴火継続時の被害調査等における安全対策を講じる。

**【背景】**

災害発生直後には、その後の防災対応（特に残留者の救出活動等）を効果的に進める上で、まず被害の概況を把握することが必要である。したがって、噴火継続時であっても、早期に被害の概況を把握する体制の整備が必要である。

**【指針】**

- ① 国（国土交通省等）、県、県警、自衛隊は、ヘリコプターによる災害発生直後の被害概況

調査に関する実施計画について調整を図り、互いに連携のとれた計画をあらかじめ策定する。この計画策定にあたっては、調査区域、調査内容等について検討するとともに、ヘリコプターの安全確保のための航空管制についても検討する。

- ② 国（国土交通省等）、県、市町、県警、自衛隊、消防署は、ヘリコプターが利用できない場合に必要となる地上からの被害概況把握計画について調整を図り、互いに連携のとれた計画をあらかじめ策定する。この計画策定にあたっては、調査班体制、調査区域、調査内容等について検討する。また、活動にあたる調査班の安全確保のため、連絡手段及び連絡体制についても十分に検討する。
- ③ 県、市町は、被害概況把握のために、あらかじめ現況に関する共通地図及び航空写真を整備する。これらについては、必要に応じて、国（国土交通省等）、県警、自衛隊に提供するものとし、特に共通地図については、「火山基本図」及び「火山土地条件図」等を活用し、同一メッシュによる区割りを行う等して、上記①②の計画における調査で用いるものとして各機関が共通して利用する。
- ④ 県は、国（国土交通省等）、市町、県警、自衛隊等から収集された被害概況に関する情報をとりまとめ、防災関係機関が共有すべき情報として迅速に伝達するための計画を、あらかじめ策定する。
- ⑤ 県は、衛星写真を迅速に入手できるよう関係する機関との協力について検討する。
- ⑥ 国（国土交通省等）は、県、市町に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し、災害発生後の確かつ迅速な災害対応を実施するための情報収集を行う。
- ⑦ 国（国土交通省等）は、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。

## （2）火山灰調査体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

### 【方針】

国（国土交通省等）、県、市町、大学等の研究機関は、岩手山周辺における降灰状況や火山灰の調査・分析等に関する体制を整備する。

### 【背景】

- ① 噴石や火山灰等のたい積状況によっては、その後降雨等により土石流の発生が考えられる。
- ② 火山灰の組成や降灰量に関する調査・分析は、火山活動のモニタリングやその後の噴火形態を予測する上での貴重なデータになる。
- ③ 岩手山が目視できない場合には、周辺地域への降灰状況から、噴火形態や山体への火山灰のたい積状況等を推測することが必要となる。

### 【指針】

- ① 大学等の研究機関は、広域的な降灰調査が実施できるよう、气象台、近隣自治体とも降灰状況の調査に関する協力体制を構築する。

- ② 大学等の研究機関、気象台は、山体における火山灰たい積状況、噴出量やマグマの活動状況の推測や火山灰の成分分析について、国（国土交通省等）、県、市町等との協力体制を構築し、できるだけ多くの地点で火山灰採集を実施する。
- ③ 国（国土交通省等）、県、市町は、岩手山周辺の降灰状況について、迅速な調査体制を整備し、情報の共有を図る。

### （3）土砂災害防止法に基づく緊急調査計画（噴火警戒レベル2～5）

#### 【方針】

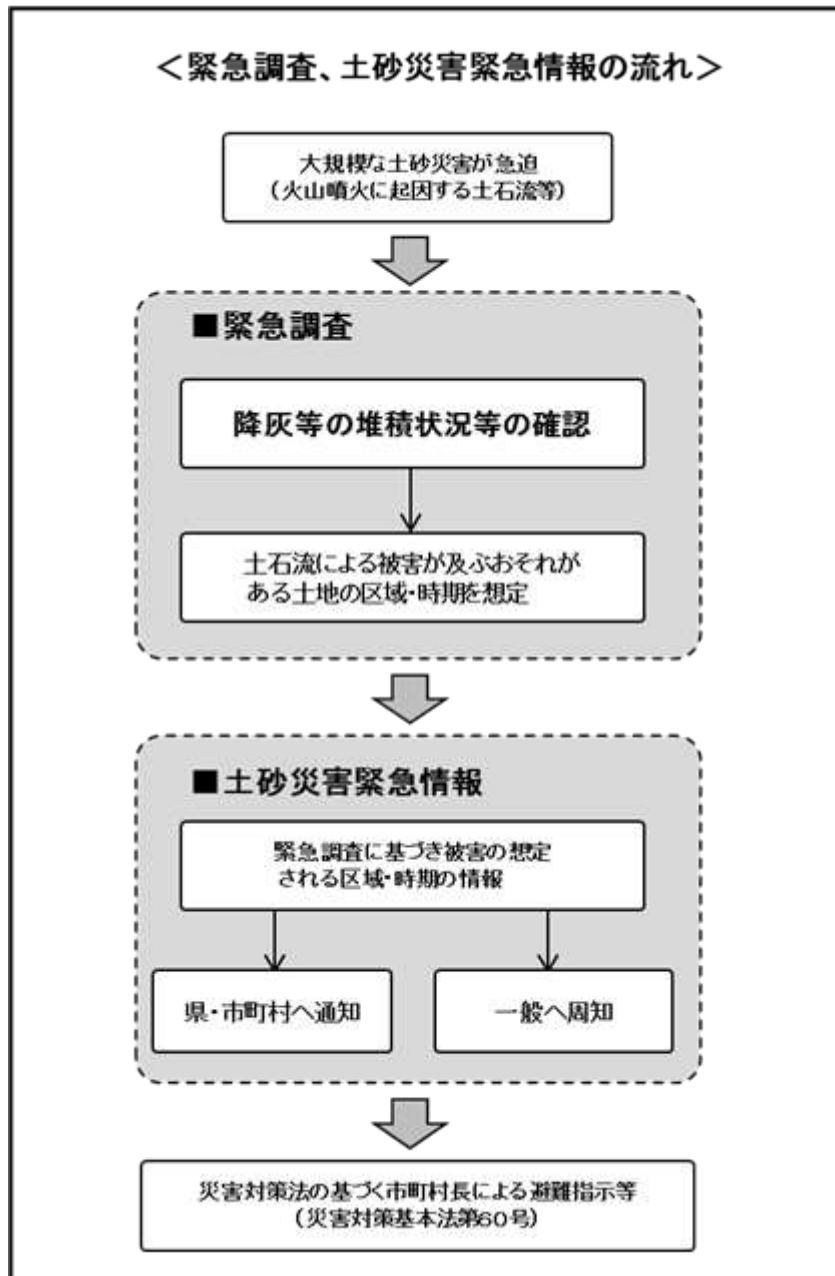
国（国土交通省等）は、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、土砂災害緊急情報を県、市町に通知する。

#### 【背景】

市町が適切に住民の避難勧告の判断等を行えるよう、火山噴火に起因する土石流について緊急調査を実施し、被害の想定される区域及び時期に関する情報を県、市町へ通知する必要がある。なお、国（国土交通省等）の火山噴火に起因する緊急調査の着手要件は、河川の勾配が10度以上である区域のおおむね5割以上に1cm以上の降灰等がたい積し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合となっている。

#### 【指針】

国（国土交通省等）は、緊急調査に基づき被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を県、市町へ通知する。



## 5 災害予測図修正

噴火発生後の状況に基づき、災害予測図の修正を行い、災害に対して的確な判断や対応ができるよう備える。

### 災害予測図修正計画（噴火警戒レベル2～5）

#### 【方針】

国（国土交通省等）、県は、噴火発生後に災害予測図の修正を行い、その結果を受けて、国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、対策について再検討する。

#### 【背景】

- ① 災害の状況は、噴火形態や積雪量等の条件により、防災マップに示すものと大きく異なる可能性もある。
- ② 噴火発生後に詳細な状況把握に基づいた再シミュレーションを行うことは、その後の各種の防災対応を実施する上で非常に有効である。
- ③ 再シミュレーションを行うために必要な地形変化を把握することが重要である。

#### 【指針】

- ① 国（国土交通省等）、県は、土石流に関する再シミュレーションの実施計画について、あらかじめ策定する。その計画においては、以下のような点に留意する。
  - a) 火山灰たい積状況等に関する調査結果の収集
  - b) 再シミュレーションに必要な地形データ等の事前整備
  - c) 再シミュレーション結果に関する情報伝達体制及び情報伝達手段
  - d) 最新の情報を用いた再シミュレーションによる災害予想区域図（逐次計算方式：リアルタイムアナリシス型ハザードマップ）の検討を行う。
- ② 国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、災害予測図の修正結果をもとに、対策の手順等を再検討する。

## 6 自衛隊の災害派遣要請・受入れ

自衛隊への災害派遣要請及び受入れ体制のあり方について示す。

### （1）自衛隊災害派遣要請計画（噴火警戒レベル2～5）

#### 【方針】

県は、市町からの要請を受け、自衛隊に災害派遣を要請する。

#### 【背景】

災害発生後の防災対応においては、自衛隊の協力が不可欠である。災害発生直後において速

やかな災害派遣が実施されるよう、災害派遣要請のあり方等をあらかじめ検討する必要がある。

#### 【指針】

- ① 県、市町は、自衛隊の災害派遣要請に関する計画（自衛隊災害派遣要請計画）について、以下の点に留意して、あらかじめ策定する。
  - a) 災害派遣要請前における連絡体制（特に、自衛隊より自主派遣される連絡班等の連絡要員との連携、情報共有）
  - b) 災害派遣の内容及びその要請のタイミング
- ② 県、市町は、それぞれの自衛隊災害派遣要請計画の策定にあたり、市町が県本部長を通じて直接自衛隊に通知し、自衛隊が自主派遣をする場合についても検討する。

## （2）自衛隊の受入れ体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

#### 【方針】

県、市町は、自衛隊との連携や受入れの体制を整備する。

#### 【背景】

- ① 岩手駐屯地（滝沢）は、岩手山のふもとに位置しており、災害発生後には前線部隊として迅速な対応が期待される。ただし、噴火形態によっては、当該駐屯地に危険が及ぶため避難を余儀なくされる可能性もある。
- ② 自衛隊では、広域的な部隊の派遣活動が考えられるため、そのための前線基地や部隊の宿泊地の確保等が必要となる。

#### 【指針】

- ① 県、市町は、自衛隊の派遣計画に基づき、特に以下のような場所について、あらかじめ確認や調整を図る。
  - a) 大規模災害発生時における他県からの増援部隊の集結拠点
  - b) 岩手駐屯地避難時における代替活動拠点
  - c) 方面航空隊の航空機に関する駐機場所
- ② 県、市町は、災害対策本部の設置計画において、自衛隊との連携や情報共有化が円滑に行えるよう、自衛隊の連絡班用の拠点となるスペースの確保についても検討する。

## 7 捜索・救出活動

災害発生後の残留者・行方不明者等の捜索・救出活動についての計画を示す。

### （1）救出活動計画（噴火警戒レベル2～5）

#### 【方針】

- ① 災害発生後の残留者・行方不明者等の捜索・救出にあたっては、県警、自衛隊、消防署、

消防団等が中心となり、活動する。

- ② 県、市町、県警、自衛隊、消防署、消防団等は、捜索・救出活動にあたる人員の安全確保のための体制を確立する。

### 【背景】

- ① 避難が円滑に行われなかった場合、被災現場には多数の残留者、行方不明者、死傷者が発生するおそれがある。
- ② 噴火形態によっては、災害発生後にも更なる危険が予測されるため、その危険性を把握した上で捜索・救出活動の実施可否が判断されなければならない。
- ③ 捜索・救出活動の安全確保のためには、緊急連絡（退避指示等）が可能でなければならない。
- ④ 捜索・救出活動においては、遺体発見時の対応のために、それぞれの救出班は県警と連絡をとる。
- ⑤ 捜索・救出活動にあたっては、地域情報（被災現場及び周辺の地理、住民等に関する情報）に詳しい消防署・消防団の協力を得ることが重要である。

### 【指針】

- ① 市町、県警、自衛隊は、被災現場における残留者・行方不明者の捜索・救出活動に関する計画（捜索・救出計画）について調整を図り、互いに連携のとれた計画をあらかじめ策定する。計画策定においては、以下の点に留意する。
  - a) 各救出班には、必要に応じて、消防団員等を含む地域情報に詳しい者と連携をとる。
  - b) 特に災害発生直後における救出班の具体的な編成については、市町、県警、自衛隊、消防署、消防団の現地指揮者の調整によって判断するものとする。
  - c) 救出班の編成においては、主に県警、自衛隊、消防署、消防団の通信機器を活用することにより、連絡手段を確保する。
  - d) 救出班の編成のため、県警、自衛隊、消防署、消防団の集結場所について、あらかじめ市町毎に定める。
  - e) 救出班の安全確保のための判断体制についてあらかじめ定め、判断の際には岩手山火山検討会の火山活動の状況に関する学術的助言や土石流被害に関する再シミュレーション結果を反映できるよう計画する。
- ② 県は、市町、県警、自衛隊における捜索・救出活動の安全確保のため、必要に応じて岩手山火山検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町等へ伝達する。
- ③ 市町、県警、自衛隊、消防署、消防団等捜索・救出活動を実施する機関は、救出班の安全装具について、あらかじめ検討し整備する。
- ④ 市町は、捜索・救出計画を策定する中で、必要に応じて救出用資機材の調達・確保について検討する。

## (2) 残留者・行方不明者情報の把握、搜索・救出区域の特定計画 (噴火警戒レベル2～5)

### 【方針】

市町は、残留者・行方不明者等の発生している可能性がある区域を特定し、搜索・救出活動指令所を設置し、迅速に県へ報告する。

### 【背景】

- ① 避難が円滑に行われなかった場合、被災現場には多数の残留者、行方不明者、死傷者が発生するおそれがある。
- ② 残留者・行方不明者の搜索・救出にあたっては、避難者安否確認を通じて得られる情報と、被害概況把握による情報を総合化して、対象区域等を選定する必要がある。
- ③ また、残留者・行方不明者の搜索・救出は、火山活動の状況及び残留者の発生状況によっては、搜索・救出可能な区域を限定して重点的に実施することが必要である。

### 【指針】

- ① 市町は、残留者・行方不明者に関する情報収集伝達について、以下のような点に留意した計画をあらかじめ策定する。
  - a) 各避難所にて行われる安否確認情報を集約するとともに、県警、消防署、消防団等の避難完了確認情報等を集約する。
  - b) 上記の情報に基づいて、残留者・行方不明者の発生が推測される区域を特定し、想定される残留者数とともに、県へ報告する。この報告については、迅速性を第一に、未確認情報の段階から報告する（ただし、未確認情報については、その旨を示す）。
- ② 県は、市町から報告された情報をもとに、残留者・行方不明者発生区域について一元的に情報をとりまとめる。
- ③ 県、市町、県警、自衛隊、消防署、消防団等搜索・救出活動に関わる機関は、搜索・救出区域に関する情報を共有し、的確に伝達するため、あらかじめ共通地図を準備し、活用する。

## (3) 遺体の検視・安置、火葬計画（噴火警戒レベル2～5）

### 【方針】

- ① 県警は、災害の犠牲者について、迅速かつ適切に遺体の検視を行う。
- ② 市町は、遺体安置場所を確保するとともに茶毘に付す。

### 【背景】

災害の犠牲者に対しては、検視や遺体安置等の対応を速やかに行う必要がある。しかし、火葬に関しては、被災地内の対応能力を超える場合には、被災地外での火葬のための広域搬送が必要となる。



**【指針】**

- ① 市町は、遺体安置場所について、あらかじめ計画を策定する。その計画策定に際しては、トリアージポスト付近となるよう配慮するとともに、県警と協議の上、県警の遺体検視場所との位置関係についても十分留意する。
- ② 市町、県警、県医師会、県歯科医師会は、県医師会、県歯科医師会より派遣する医師、歯科医師を災害医療と遺体検視のいずれに配置すべきか、その判断体制等についてあらかじめ協議の上、それぞれの計画に反映する。
- ③ 県は、死者数が市町の通常の遺体火葬手順における火葬能力を超える場合についてあらかじめ検討し、応援火葬場の割り振り、搬送手段を含む広域的な火葬計画を策定する。

**8 安否情報の提供**

避難者や入山者、死傷者等に関する安否確認とその情報提供体制について示す。

**(1) 安否情報の提供体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）****【方針】**

- ① 市町は、避難者情報、入山者情報及び死傷者情報を収集し、住民や入山者家族等の安否確認に対応するための情報収集体制を整備する。
- ② 県は、各市町の情報をとりまとめ、その情報を提供する体制を整備する。
- ③ 県、市町は、広域的な情報提供のために、テレビ・ラジオによる放送、災害用伝言ダイヤルやインターネットを活用する。

**【背景】**

- ① 市町は、避難者や入山者の安否を確認するため、避難者、入山者及び死傷者に関する情報の収集を行う必要がある。
- ② 県は、各市町の情報をとりまとめ、情報提供する必要がある。
- ③ 安否情報のうち、各避難所における避難者、入山者及び死傷者の氏名等の提供については、災害発生直後における避難者や入山者の安否確認に有効である。
- ④ 安否情報の公開にあたっては、個人情報保護に配慮することも必要である。

**【指針】**

- ① 市町は、避難者情報及び入山者情報を収集し「名簿」として避難所に掲示する等、その収集・提供に関する計画をあらかじめ策定する。
- ② 県は、各市町の情報をとりまとめ、情報提供する計画をあらかじめ策定する。
- ③ 県は、避難者情報及び入山者情報については、インターネットによる提供、報道機関を通じての提供等も検討する。
- ④ 市町は、避難者情報及び登山者情報の提供については、避難所等の要所における掲示のほか、インターネットによる提供、報道機関を通じての提供等も検討する。
- ⑤ 県、市町は、死傷者のプライバシー保護に配慮した上で死傷者情報について公開する方法

について検討する。なお、その検討の際には、県警、医療機関等と連携する。

- ⑥ 県、市町は、住民等に対し、災害用伝言ダイヤル「171」の活用に関し、事前に啓発・周知する。

## (2) 問合せ対応計画（噴火警戒レベル2～5）

内容は「第1期 7 問合せ・報道機関対応 (1) 問合せ対応計画」と同じ。

## (3) 報道機関の取材対応・連携計画（噴火警戒レベル2～5）

内容は「第1期 7 問合せ・報道機関対応 (2) 報道機関の取材対応・連携計画」と同じ。

# 9 観光客対応

観光客等への避難等の情報伝達や帰宅促進のための計画について示す。

## (1) 観光客等への情報伝達計画（噴火警戒レベル3～5）

### 【方針】

市町や観光事業者は、観光客等を安全に避難させるための情報伝達・避難誘導に関する計画を策定する。

### 【背景】

スキー場、温泉、キャンプ場等の観光施設、宿泊施設等には、多数の観光客等が来訪している。これら観光客等は、地理不案内で避難所や避難路に関する情報の不足が懸念される。そうした観光客等が混乱することなく円滑に避難するには、観光客等に対する適切な情報伝達や避難誘導が必要となる。

### 【指針】

- ① 市町は、以下に示すような情報伝達手段及び情報伝達体制を整備する。
  - a) 宿泊施設に、固定系（同報）無線の戸別受信機等の配備を働きかける。
  - b) 観光施設については、管理事務所への固定系（同報）無線の戸別受信機等の配備を図るとともに、放送設備を通して、利用者に情報伝達するようその体制や手順について、観光事業者への指導を行う。
- ② 市町は、観光事業者に対し、以下に示すような避難誘導計画の策定を指導する。
  - a) 避難誘導責任者を決め、観光客等に対して避難所、避難路等の情報伝達を確実に行う。
  - b) 観光客等の避難に必要な車両の調達・確保を行う。
- ③ 市町は、観光事業者に、観光施設・宿泊施設における連絡体制の構築を指導する。
- ④ 市町、観光事業者は、地区または施設単位等で避難訓練を実施する。

## (2) 帰宅促進のための輸送計画（噴火警戒レベル3～5）

### 【方針】

市町は、防災関係機関との連携のもと、観光客等が早期に帰宅できるよう情報提供や交通機関を確保する。

### 【背景】

- ① 観光客等は、異常データ観測・活動活発期から帰宅行動を起こすことが予想される。
- ② 市町の防災対応の負担を軽減するためにも、観光客等の帰宅促進を図る必要がある。

### 【指針】

- ① 市町は、避難所に収容されている観光客等に対し、帰宅に向けての適切な交通情報の提供が行えるよう、道路の交通規制状況（高速道路も含む）、鉄道及びバスの運行状況に関する情報収集体制を整備する。
- ② 市町は、観光客等の鉄道による帰宅を促進するため、事前に鉄道事業者及びバス事業者をはじめとする観光事業者等と輸送体制等を調整する。
- ③ 市町は、観光客等の集団輸送について、鉄道事業者及びバス事業者と事前に調整する。

## 10 輸送確保

被災地における人員や物資の緊急輸送のための輸送路の確保や鉄道・バス輸送の活用に関する計画を示す。

### (1) 交通規制計画（噴火警戒レベル4～5）

#### 【方針】

道路管理者、県警は、各種の防災対応に伴う緊急輸送に効果的な輸送路確保のための交通規制を実施する。

#### 【背景】

- ① 各種の防災対応を実施するためには、輸送路の確保が不可欠であり、そのための交通規制を効率よく円滑に行うことが必要である。
- ② 交通規制には、道路管理者、県警相互の連携が重要となる。また、利用者に交通規制実施状況を周知させるための広報が必要である。

#### 【指針】

- ① 道路管理者、県警は、互いに連携して、災害発生後の交通規制計画や通行規制図を策定する。
- ② 道路管理者、県警は、防災関係機関へ交通規制実施状況を伝達するための情報伝達体制、及び規制実施のための連携体制を整備する。

- ③ 市町は、避難路と交通規制の関係を明確にし、国（国土交通省等）、県、防災関係機関へ周知する。
- ④ 県、県警は、交通規制実施状況に関する広報を報道機関へ依頼する。また市町は、防災行政無線、農事有線放送、広報車等により広報する。

## （２）鉄道・バス輸送活用計画（噴火警戒レベル４～５）

### 【方針】

県、市町は、多くの避難対象住民が自力による避難が困難と認められる場合及び広域的な避難が必要と認められる場合には、鉄道事業者及びバス事業者の協力を得て、輸送手段を確保するものとし、あらかじめ鉄道事業者及びバス事業者等と連携し、計画を策定する。

### 【背景】

- ① 避難や人員・物資の輸送に関し、その輸送力、広域性を勘案して、鉄道やバスの活用も効果的と考えられる。
- ② 多くの避難対象住民が移動することから、鉄道やバス等のあらゆる手段を検討する必要がある。

### 【指針】

- ① 市町は、鉄道やバスによる人員（観光客等）の輸送について、県、鉄道事業者、バス事業者の協力のもと、あらかじめ計画を策定する。
- ② 県、市町、鉄道事業者、バス事業者は、気象台からの噴火警報・予報等、岩手山火山検討会からの火山活動の状況に関する学術的助言、避難勧告等の区域設定、交通規制情報、ライフライン（特に電力）の被害状況等の情報の共有化が図られるよう、連絡手段及び連絡体制を構築する。

## 1 1 ライフラインの確保

ライフライン施設等が停止した場合の、被災者に対する支援を目的としたライフラインの確保計画について示す。

### ライフライン確保計画（噴火警戒レベル２～５）

#### 【方針】

電力、ガス、水道等を供給するライフライン事業者は、ライフラインが被災し供給が停止した場合に備えるとともに、互いに連携して被災者を支援する。

#### 【背景】

- ① ライフラインの停止は、その影響により日常的な生活維持が困難となる。このため、ライフラインの停止による影響を最小限に押さえるための対策が必要である。
- ② 停電のおそれがある区域にある重要施設においては、非常用発電機の整備等、自衛的な停

電対策をとる必要がある。

- ③ 避難所には契約電力容量が非常に小さい施設もあり、移動電源車等による緊急送電に対応するためには、事前にその契約電力容量の見直しが必要となる。
- ④ 避難により無人となる区域においては、電気機器やガス器具からの出火防止等、二次災害の防止に努めなければならない。
- ⑤ 市町によっては、噴火により上水道の水源に影響がでるおそれがある。

#### 【指針】

- ① ライフライン事業者は、防災マップを参考に、ライフラインの被害やその影響について検討する。
- ② 国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、東北電力から停電範囲についての調査結果等の報告を受け、自らの施設における影響を把握するとともに、非常用電源等の配備をはじめとする電源確保対策を実施する。
- ③ 県、市町は、東北電力から停電範囲についての調査結果等の報告を受け、停電区域内における国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関以外の重要施設に対してこれを啓発・周知するとともに、対策の徹底を指導する。
- ④ 国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、上記①②の対策にあたり、特に噴火の直接的影響を受けない地域における長期的停電の可能性についても十分配慮する。
- ⑤ 市町は、避難所の収容人員数を確認し、必要に応じて契約電力容量の見直し等について検討する。
- ⑥ ライフライン事業者は、住民に対し避難時における電気ブレーカー遮断、ガス元栓・ポンベ元弁の閉鎖実施等について啓発・周知する。
- ⑦ 県、市町は、水道の被害把握や対応に関する計画を策定する。その中では、特に応急給水活動について、給水拠点の整備、住民等への啓発・周知等についても検討する。

## 1.2 河川管理対応

火山泥流等による河川の水量変化や水質変化及び河道埋塞に対応するための体制整備について示す。

### （1）ダム管理体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

#### 【方針】

ダム管理者は、火山活動に伴い発生する河川の水量変化等に速やかに対応し、河川下流への影響を最小限にする。

#### 【背景】

火山泥流等により河川の水量変化等が生じることが考えられるため、ダムから放流（発電含む）を行う場合には、下流に急激な水位の変動を生じないようにダム管理を行う必要がある。

**【指針】**

- ① ダム管理者は、災害発生時の河川の水量変化に対応する体制を整備する。
- ② ダム管理者は、河川の水量等に異常が発生した場合には、速やかに情報伝達するよう体制を整備する。

**(2) 河川水質管理体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）****【方針】**

国（国土交通省等）、県、市町は、火山活動に伴い発生する河川の水質変化等に適切に対応し、飲料水、農業用水等への影響を最小限にする。

**【背景】**

噴火形態によっては、火山噴出物が河川へ降下・流入し、飲料水、農業用水等に利用している河川水の水質変化もしくは泥水等による外的な変化等が発生するおそれがある。このため、河川の水質等の管理を行う必要がある。

**【指針】**

- ① 国（国土交通省等）、県は、河川の水質管理について連携するよう体制を整備する。
- ② 国（国土交通省等）、県、市町は、河川の水質等に異常が発生した場合には、速やかに飲料水、農業用水等の各利水者へ情報伝達するよう体制を整備する。

**(3) 河道確保計画（噴火警戒レベル2～5）****【方針】**

河川管理者は、火山泥流や火山噴出物等により河道埋塞が生じた場合に河道を確保する。

**【背景】**

火山泥流や火山噴出物等が河道にたい積し、流水の疎通に著しい支障をきたす場合は、氾濫被害を防止するため河道の確保が必要である。

**【指針】**

河川管理者は、火山泥流や火山噴出物等による河道の埋塞により氾濫被害が予想される場合に備え、以下のような体制を整備する。

- a) 河川の状況把握、及び国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関への迅速な情報伝達
- b) 緊急的な河道の確保

### 1.3 火山噴火緊急減災対策砂防計画

岩手山の噴火に伴い、土石流の可能性が高まった場合に対応するための火山噴火緊急減災対策砂防計画について示す。

#### 火山噴火緊急減災対策砂防計画（噴火警戒レベル2～5）

##### 【方針】

国（国土交通省等）、県は、岩手山の噴火に伴い、土石流の可能性が高まった場合には、「岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画（案）」に基づき緊急対策の整備を実施する。

緊急対策は、住民の生命・財産、地域の資産を可能な限り保全することを目的とした緊急ハード対策を実施する。さらに緊急対策工事の安全確保及び避難対策の支援を目的としたソフト対策により、ハード対策による減災効果を上回る事象について対応することとする。

##### 【背景】

国（国土交通省等）、県では、火山噴火に伴い発生する土石流に対して、緊急対策を迅速かつ効果的に実施し被害をできる限り軽減（減災）することを目的とした「岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画（案）」を作成している。

##### 【指針】

- ① 国（国土交通省）、県は、互いに連携し「岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画（案）」に基づいた監視観測機器や緊急対策工の整備を検討する。
- ② 国（国土交通省）、県は、「岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画（案）」の内容等を関係市町、防災関係機関に周知する。
- ③ 国（国土交通省）、県は、円滑な緊急対策が実施できるよう平時から以下の準備を行う。
  - a) 用地の調整（国有林、民有地含む）
  - b) 緊急対策施設整備用資材の把握
  - c) 行動計画の作成

### 1.4 災害医療

負傷者が多数発生する場合を想定し、被災現場周辺での応急医療や後方医療等に関する体制や計画を示す。

#### （1）災害医療指揮計画（噴火警戒レベル2～5）

##### 【方針】

県、市町は、被災地において行われる医療活動については、負傷者発生状況及び医療機関・医療従事者に関する情報を一元化し、最適配分する。

**【背景】**

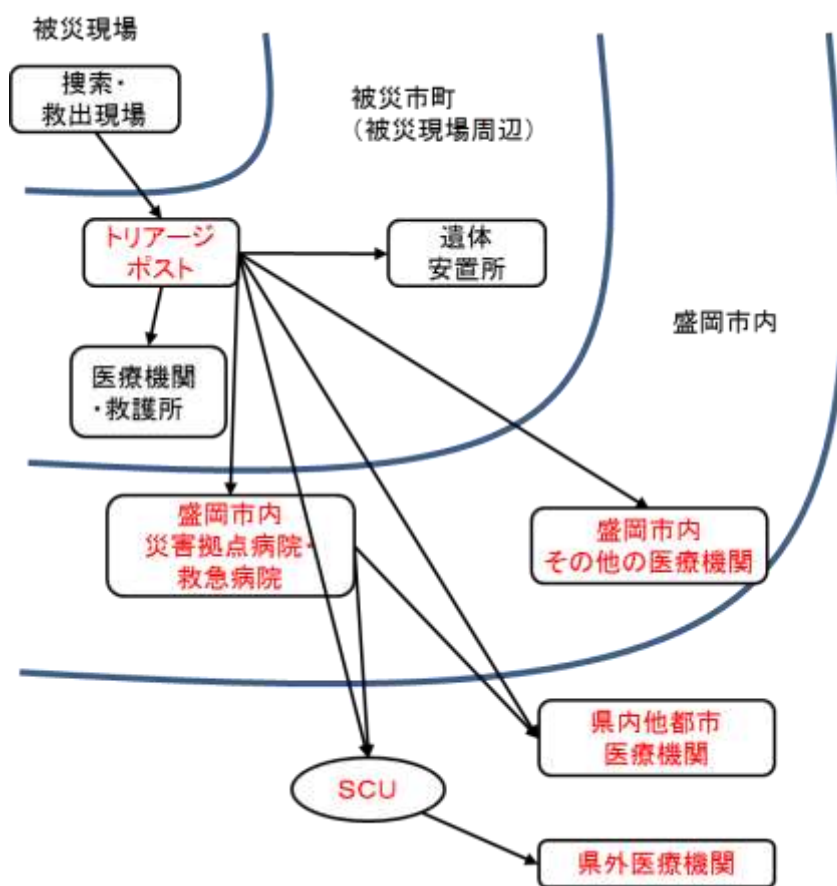
- ① 火山の噴火状況によっては、多数の負傷者が発生するおそれがある。また、予想される噴火形態に応じて負傷者数等を事前に想定する手法は現在のところ確立していない。
- ② 市町によっては、市町内の医療機関、医療従事者の数が非常に限定されることもあり、県を通じての応援要請、患者搬送・収容要請が出される可能性は高い。したがって、市町から出された医療活動に関する応援要請等については、総合的にその相互調整を図る必要がある。

**【指針】**

- ① 県は、災害発生後の医療活動について総合的に検討し、あらかじめ岩手山火山災害における災害医療体系図>に示す災害医療体制を整備する。この整備にあたっては、災害拠点病院連絡協議会及び盛岡圏域災害医療対策連絡会議を活用し、同協議会等の構成機関と協議する。また、通常の救急医療との関係についても十分配慮する。
- ② 県は、上記の災害医療体制に基づき、発災後に総合的に調整・指揮をとるための拠点となる「災害医療総合指揮所（仮称）」の設置について、計画を策定する。
- ③ 県は、「災害医療総合指揮所（仮称）」において、市町、医療機関からの負傷者情報や医療活動に関する応援要請等の情報を集約するとともに、医療機関の受入れ体制等の情報を一元的に把握し調整するものとし、そのために必要な電話機、ファックス、「広域災害・救急医療情報システム」、地域通信衛星ネットワーク等の連絡手段を整備する。
- ④ 県、市町は、災害拠点病院連絡協議会及び盛岡圏域災害医療対策連絡会議における構成機関の協力を得て、災害医療訓練を実施する。



〈岩手山火山災害における災害医療体系図〉



## (2) 救護所設置計画（噴火警戒レベル2～5）

### 【方針】

市町は、避難所の避難者が避難当初から必要に応じて医療が受けられるよう体制を整備する。

### 【背景】

- ① 避難所に集まった避難者の中には、持病のある人や体調不良を訴える人が出る可能性がある。
- ② 市町は、必要に応じて医療機関や郡市医師会に医師派遣を要請し、救護所を開設することが必要である。

### 【指針】

- ① 市町は、被害の状況及び規模に応じて避難所の開設と同時に避難所毎に救護所等を開設するものとし、そのための救護所開設計画をあらかじめ策定する。
- ② 市町は、救護所開設計画の策定にあたり、以下の点に留意する。
  - a) 救護所等は、避難所の開設時点から開設する。
  - b) 全避難所に対して医療救護班派遣が困難な市町においては、一部の避難所に対する医療救護班派遣を行い、その他の避難所について医療救護班の巡回または看護師・保健師等の

派遣によって対応する。

- c) 市町は、医療救護班が不足する場合等、状況に応じて県に対し災害派遣医療チーム（以下「岩手DMAT」という。）の派遣要請を行う。
  - d) 医療機関、郡市医師会の協力を得て医療救護班体制をあらかじめ整備し、当番制等の計画を定める。
  - e) 救護所設置場所の住民等に対する啓発・周知方法等、広報計画についても同時に定める。
- ③ 市町は、「（1）災害医療指揮計画」の項で示した災害医療訓練において、救護所設置にかかわる訓練を実施する。

### （3）後方医療計画（噴火警戒レベル2～5）

#### 【方針】

県、市町は、重傷・重篤患者については、災害拠点病院及びそれに準じる救急医療施設へ搬送し治療を行うよう体制を整備する。

#### 【背景】

- ① 重傷・重篤患者に対しては、高度な救命救急医療が必要とされる。このような医療を提供することの可能な医療機関としては、まず盛岡市内の災害拠点病院等が考えられる。盛岡市内の災害拠点病院等での収容可能数を超えた場合には、県内または県外の救急医療機関への広域搬送が必要となる可能性もある。
- ② 災害発生後の後方医療体制については、その受入れ先等に関して総合的に調整を図ることが必要である。

#### 【指針】

- ① 県は、＜岩手山火山災害における災害医療体系図＞に示した災害医療体制の整備にあたり、後方医療体制に関わる計画についても検討する。その際には、以下の点に留意する。
  - a) 被災市町内に設置された救護所等の後方医療機関として、盛岡市内の災害拠点病院をはじめとする救急病院等を設定する。
  - b) 盛岡市内の医療機関における対応能力を超えた場合の後方医療機関としては、原則として県内の医療機関とするが、必要に応じて県外の医療機関への搬送も可能なよう計画する。
  - c) 後方医療受入れ先の選定については、「災害医療総合指揮所（仮称）」において実施する。
- ② 県は、県医師会等の協力のもと、盛岡市内の災害拠点病院等、後方医療機関に対し、「災害医療計画（マニュアル）」を定めるとともに災害医療想定訓練を実施するよう指導する。
- ③ 県は、「（1）災害医療指揮計画」の項で示した災害医療訓練において、後方医療計画についての訓練を実施する。

#### (4) 負傷者の搬送計画（噴火警戒レベル2～5）

##### 【方針】

- ① 市町は、郡市医師会や関係機関と連携し、トリアージを行うトリアージポストや救護所から、盛岡市内、県内、県外の医療機関へ迅速に患者搬送する。
- ② 県は、県内・県外への患者搬送については、陸上搬送のみならず、航空機による搬送を実施する。

##### 【背景】

- ① 市町は、多数の死傷者が発生した場合に備えて、トリアージポスト（負傷者選別場所）の設置場所について、あらかじめ候補地を選定する。
- ② 被災の状況によっては、多数の負傷者が発生するおそれがあるが、被災現場周辺における医療機関の収容力、医療従事者の人数に限界があることや、医療機関が被災する可能性もあることから、盛岡市内、県内及び県外への患者搬送も必要となる可能性がある。その搬送手段の確保も課題となる。
- ③ 負傷者の広域的な搬送にあたっては、ドクターヘリ、県のヘリコプター、自衛隊の航空機等を活用することが必要である。
- ④ 重傷・重篤患者の搬送は、医師・看護師・救急救命士等の医療関係者の付き添いが望ましい。しかし、死傷者が多数発生している状況下では、被災現場周辺の医療関係者は現地での診療に専念する必要があり、域外搬送に付き添うことは困難である。
- ⑤ 自衛隊や医療機関の救急車の活用も考えられる。多数の要搬送患者が発生している場合には、バス等の大量輸送が可能な車両による搬送も必要である。

##### 【指針】

- ① 県は、＜岩手山火山災害における災害医療体系図＞に示した災害医療体制の整備にあたり、負傷者の搬送計画についても検討する。その際には、以下の点に留意する。
  - a) 搬送手段は、次の6種類に区分して検討する。
    - ・ 捜索・救出現場→トリアージポスト
    - ・ トリアージポスト→遺体安置所
    - ・ トリアージポスト→盛岡市内医療機関、県内他都市医療機関または航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）
    - ・ 盛岡市内医療機関→県内他都市医療機関またはSCU
    - ・ SCU→県外医療機関
  - b) 救急車による搬送が困難な場合の車両の手配について、その主体及び要請先等を検討する。
  - c) 救急車以外の車両を利用する場合においては、県警の協力のもと、パトカー等による先導が行われるよう計画する。
  - d) 搬送については、付き添いとしてDMAT等医療救護班を派遣できるよう計画する。
  - e) 県内及び県外への搬送については陸路のほか、気象や噴煙の状況によりヘリコプター等

を活用するものとし、その際のヘリコプター搬送要請の主体及び要請先、SCUの設置等について計画する。

- ② 県は、岩手山周辺におけるヘリコプターの発着可能な空地について、あらかじめ場外着陸場としての設定を行う。

## (5) 被災地内への医療応援計画（噴火警戒レベル2～5）

### 【方針】

県、市町は、負傷者が多数発生した場合には、他の都道府県のDMAT等応援医療救護班を被災市町や広報医療機関等へ迅速かつ円滑に派遣する。

### 【背景】

多数の負傷者が発生した場合には、原則として被災地周辺の医療活動は最小限にとどめ、患者を搬送して後方医療を行うことが望ましい。応援医療救護班は主として救護所活動、被災現場周辺から後方医療機関への搬送及び医療機関の支援を担当する

### 【指針】

- ① 市町は、救護所等の医療に対する応援要請計画について、郡市医師会と協議の上、策定する。ただし、その計画策定にあたっては、以下の点に留意する。
  - a) 原則として負傷者は域外に搬送し、域内での医療活動は最小限とする。
  - b) 特に、要請先が郡医師会となる町においては、別町が同時に応援派遣要請を行う可能性があることに留意する。
- ② 県は、災害発生直後からの応援医療救護班の受入に係る計画を策定する。計画策定にあたっては、以下の点に留意する。
  - a) 負傷者が多数発生し、岩手DMATや医療救護班では不足する場合には、他の都道府県に対し、応援要請を行うものであること。
  - b) 応援医療救護班の活動調整は、「災害医療総合指揮所（仮称）」が行うものであること。

## (6) 医薬品等配備計画（噴火警戒レベル1～5）

### 【方針】

市町は、災害医療に必要な医薬品等については、備蓄の整備や事前の協定等による調達計画を整備する。

### 【背景】

- ① 多数の負傷者が発生した場合には、医薬品等の迅速な確保が必要となる。
- ② 事前に、必要となる医薬品等の内容を検討しておく必要があるが、広範囲熱傷の場合を除いては、特殊な医薬品等が必要となるケースは少ないと考えられる。

**【指針】**

- ① 市町は、救護所等開設予定の避難所に対する応急手当セットの事前配備について、検討する。
- ② 県、市町は、郡市医師会、県医師会、医療機関、県医薬品卸業協会等に対し、医薬品の備蓄及び緊急調達計画の策定を要請する。

## 第3期：避難生活期（応急対策）

避難者の生活維持のための各種の対策が本格化する災害発生後1～2週間に実施されるべき防災対応を示す。

### 1 避難所運営

円滑な避難所生活のために重要となる避難所運営計画や避難者への防災対応のあり方について示す。

#### （1）避難所運営計画（噴火警戒レベル4～5）

##### 【方針】

市町は、避難所生活が長期化することを前提として、望ましい生活空間を確保し、円滑に避難所運営する。

##### 【背景】

- ① 避難所では、多数の避難者が共同生活を行う。また、火山活動が長期化することも考えられる。このため、長期にわたる避難所生活を前提とした施設、円滑な避難所運営を目指した組織、生活のしかたや施設の使い方等の共同生活のルールについて、事前に検討することが必要である。
- ② 避難所として公共施設以外の旅館、ホテル等の宿泊施設を利用する場合も考えられ、その対応についての検討も必要である。

##### 【指針】

- ① 市町は、長期にわたる避難所生活を前提とし、安全性や居住性が高く、要配慮者に配慮した指定避難所、福祉避難所を確保するとともに、あらかじめ住民等に啓発・周知する。
- ② 市町は、避難所となる学校等の管理者や町内会・自治会等と事前に協議し、避難所の運営体制を確立する。
- ③ 市町は、避難所の運営に関して、次のような点に配慮した計画（マニュアル）を策定する。その計画策定にあたっては、町内会・自治会等との協議の場を設ける。また、その計画内容について、住民等に啓発・周知する。
  - a) 市町、施設管理者、町内会・自治会等の役割分担
  - b) 施設の使い方
  - c) 共同生活のルール
- ④ 市町は、避難者の収容施設として旅館、ホテル等民間の宿泊施設の借り上げ等についても検討する。

## (2) 食料供給計画（噴火警戒レベル4～5）

### 【方針】

市町は、要配慮者にも配慮し、避難者に適切に食料を供給する。

### 【背景】

長期にわたる避難所生活では、栄養バランスや食物アレルギー等に配慮し、避難者からの要望にも可能な限り対応した食料供給を行うことが必要である。また、避難所には乳幼児や高齢者等もおり、これら要配慮者への配慮が必要である。

### 【指針】

- ① 市町は、避難者数の推移、避難所生活の変化等に応じた食料供給計画を策定する。この計画策定にあたっては、関係業者からの調達、学校給食センターからの供給、炊き出し等、状況に応じた供給体制について検討する。
- ② 市町は、乳幼児のミルクや高齢者向けの食料等、要配慮者のための食料について備蓄または関係業者と協定を締結する。
- ③ 市町は、食事の供与に関する災害救助法の適用範囲や内容について、過去の災害事例等を参考に検討する。

## (3) 物資の配布計画（噴火警戒レベル4～5）

### 【方針】

市町は、避難所生活に必要な物資について、適切に配布するとともに管理する。

### 【背景】

避難所生活に必要な物資には、避難者個人に配布が必要なものと共有可能なもの、全避難者が必要なものと一部の避難者のみが必要とするもの等、さまざまなものがある。避難者の状況にも配慮し、必要数量を確保するとともに、必要とする避難者に確実にその物資が行き届くよう、配布方法、管理体制を整備することが必要である。

### 【指針】

- ① 市町は、避難所における生活必需品等の物資の配布に関して、配布場所の設定や配布体制、品目別の配布基準等について検討し、避難者数の推移、避難所生活の変化等に応じた物資配布計画を策定する。
- ② 市町は、避難所における物資の管理に関して、使用目的や内容に応じた管理体制を検討する。

#### (4) 避難者への情報提供計画（噴火警戒レベル4～5）

##### 【方針】

市町は、避難所において、避難者が必要とする情報を適切に提供する。

##### 【背景】

- ① 避難者は、残してきた自宅や被災現場の様子、火山活動の見通し等に関する情報を求める。こうした情報の不足は、不安の増長、不適切な判断等をもたらし、避難所内の混乱につながるおそれがある。避難者に正しい情報を周知できるよう、情報提供体制を事前に検討する必要がある。
- ② 避難者の安否確認のための避難者情報を掲示することも必要である。しかし、避難所生活が長期化するにつれて、避難者のプライバシー保護に配慮することも必要となる。

##### 【指針】

- ① 市町は、災害対策本部と避難所との連絡手段及び連絡体制を整備する。
- ② 市町は、避難所における避難者への情報掲示の場所や方法についてあらかじめ検討し、情報提供手段及び体制を整備する。
- ③ 避難者情報の掲示については、地区単位で発表する等プライバシー保護に配慮する。

#### (5) 避難所設備の確保計画（噴火警戒レベル4～5）

##### 【方針】

市町は、避難所の生活環境の維持に努め、ライフライン事業者とともに必要な設備について確保・設置する。

##### 【背景】

- ① 避難所では、多数の避難者が共同生活を営む。避難所の各種設備も共同で使われ、数量の不足も考えられる。また、寒さ対策や暑さ対策等、季節に応じた対策も重要になる。
- ② 設備のための電源の確保や仮設電話の設置等に関しては、避難所の設置主体である市町とライフライン事業者との連携が必要となる。このため、避難所に必要な設備について、事前に設置場所や優先順位等について、市町とライフライン事業者との協議が必要である。

##### 【指針】

- ① 市町、ライフライン事業者は、避難所に必要とされる以下のような設備とその設置場所等について事前に協議する。また、要配慮者に配慮した設備に関しても併せて検討する。
  - a) 仮設電話
  - b) 移動電源車等の発電・送電設備
  - c) 移動式ガス発生設備
  - d) 応急給水設備



- ② 市町は、避難所開設に関する情報（開設場所、避難者概数等）について、速やかにライフライン事業者にも伝達できるよう情報伝達の手段及び体制を整備する。
- ③ 市町は、避難所に必要となる設備の確保に関して、災害救助法の適用範囲や内容について、過去の災害事例等を参考に検討する。

## （6）避難所外避難者への対応計画（噴火警戒レベル4～5）

### 【方針】

市町は、避難所外の避難者に対しても情報、物資等を提供する。

### 【背景】

- ① 避難者の一部は、避難所以外の施設、親戚・知人宅等に避難することも考えられる。これら避難者も、避難所と同様の情報を必要とし、また生活に必要な物資の提供を望む場合もある。
- ② 避難所外の避難者へ適切に対応するために、その所在の把握方法を検討するとともに、情報・物資の提供について、事前に計画を検討することが必要である。

### 【指針】

- ① 市町は、避難所外の避難者の所在の把握について、町内会・自治会等や防災関係機関と事前に協議し、その手段及び体制を検討する。
- ② 市町は住民等に対し、避難所外に避難する場合には、避難所もしくは市町、町内会・自治会役員等にその旨申し出るとともに近隣へも知らせるよう、事前に啓発・周知する。
- ③ 市町は、避難所外の避難者に対する物資や情報の提供手段・提供体制について、事前に計画を策定する。

## 2 物資調達・受入れ・輸送

防災対応に必要な物資の調達・確保や輸送、各地から送られてくる義援物資や義援金の受入れについての計画を示す。

### （1）物資調達計画（噴火警戒レベル4～5）

#### 【方針】

市町は、防災対応に必要な物資・資機材等について、確実に調達・確保できるよう調達計画を策定する。

#### 【背景】

災害発生後には、防災対応上、特定の物資・資機材等が大量に必要となる可能性もある。このため、備蓄や関係業者からの調達・確保が必要である。また場合によっては、近隣自治体や県への協力要請等を通じての確保も必要となる。

**【指針】**

- ① 市町は、避難所の運営や食料供給体制、要配慮者対応等を勘案し、防災対応の上で必要となる物資・資機材等について検討する。
- ② 市町は、必要に応じ、物資・資機材等を備蓄する。
- ③ 市町は、防災対応の上で必要となる物資・資機材について整理し、その調達方法について計画を策定する。その計画策定にあたっては、関係業者等からの物資調達のほか、近隣自治体や県への協力要請等を通じた調達についても検討する。
- ④ 市町は、関係業者と物資・資機材等の調達及び輸送に関する事前協定を締結する。

**(2) 義援物資・義援金の受入れ計画（噴火警戒レベル4～5）****【方針】**

県、市町は、義援物資・義援金の受入れについて、混乱が生じないように、その体制を整備する。

**【背景】**

- ① 災害発生後には、各地から義援物資や義援金が送られてくることが予想される。
- ② 物資の仕分け作業は、多くの人手を要する。しかも、長期にわたり送られてくると考えると、人手の確保や物資の管理等が大きな課題になる。

**【指針】**

- ① 市町は、義援物資・義援金の受入れ担当窓口を明確にし、受入れ手順等について計画を策定する。
- ② 県、市町は、義援物資の一時保管・配送の拠点となる物資集積場所について、輸送路との関係等も配慮の上、計画を策定する。
- ③ 県、市町は、義援物資の仕分け・配布作業の人員の確保のため、ボランティア等の活用を検討する。
- ④ 県、市町は、以下のように情報提供や呼びかけができるよう、報道機関やインターネット等を通じての情報提供体制を整備する。
  - a) 特に他自治体や企業に対しては、被災地が必要としている物資の情報を提供する。
  - b) 個人に対しては、できるだけ義援金により支援を寄せるよう協力を呼びかける。

**(3) 物資輸送計画（噴火警戒レベル4～5）****【方針】**

市町は、防災対応に必要となる物資・資機材等を、迅速かつ確実に目的地に輸送する。

**【背景】**

- ① 物資・資機材等の輸送には、輸送手段や輸送路の確保等でさまざまな機関が関わり、目的地までの確実な輸送を行うための互いの連携が重要となる。
- ② 市町においては、保有車両や調達可能な車両に限界があり、輸送手段は県への支援要請を通じての確保が必要になる。また、道路交通情報等の把握についても、県からの情報収集が重要になる。

**【指針】**

- ① 市町は、防災対応に必要な物資・資機材等の一時保管・配送の拠点（物資集積場所）について、輸送路との関係等も考慮し、あらかじめ定める。
- ② 市町は、県、防災関係機関と協議の上、防災対応に必要な物資・資機材等の輸送計画をあらかじめ策定する。

### 3 人員・物資の輸送路確保

防災対応に必要な人員や物資・資機材等の輸送路確保のあり方について示す。

#### 輸送路の確保計画（噴火警戒レベル4～5）

**【方針】**

道路管理者は、円滑な防災対応のため、輸送路を確保する。

**【背景】**

- ① 防災対応を進めるにあたっては、それに必要な人員、物資・資機材等の輸送路の確保が重要である。
- ② 道路は、国道、県道、市道等それぞれ管理者が分かれているため、道路啓開・復旧において互いに連携することが重要である。特に、降灰処理機械等の資機材については、関係業者の地域割り当てを行う等、相互支援体制を整備することが必要である。

**【指針】**

- ① 道路管理者は、高速道路の活用も考慮した輸送路の計画について検討する。
- ② 道路管理者は、災害発生後の輸送路の確保に関する相互の活動調整を図る場を設け、連携を強化する。

### 4 ボランティアの活動

災害発生後のボランティア活動を効果的なものとするための、受入れ体制について示す。

#### ボランティア活動計画（噴火警戒レベル4～5）

**【方針】**

県、市町、県・市町社協、防災関係機関は、ボランティアの受入れ体制を整備し、ボランテ

ィアとの連携を目指す。

### 【背景】

- ① 災害発生後には、多数のボランティアが各地から集まると予想される。特に阪神・淡路大震災以降、全国レベルでの災害ボランティアのネットワーク化が進み、災害時のボランティアの派遣体制が確立されつつある。その一方で、被災地のニーズとボランティアの受入れや派遣を効果的に結びつけるため、被災地での受入れ体制（特にボランティアコーディネーター機能）の重要性が指摘されている。
- ② ボランティア活動では事故の発生等も懸念されることから、ボランティア保険への加入が重要となる。

### 【指針】

- ① 県・市町村協は、以下のようなボランティアの受入れ体制を整備し、互いに連携してボランティアの受入れを調整する。
  - a) 県社協は、県の支援を受け、市町村社協と連携し、総合的なボランティアの受入れを調整する。
  - b) 市町村協は、市町の支援を受け、災害ボランティアセンターを設置し、適切なボランティアの受入れや派遣を行う。
- ② 市町は、町内会・自治会等を対象に、自主防災組織や防災リーダーを育成する。
- ③ 県・市町村協は、県、市町、日赤県支部と連携し、防災ボランティア活動について住民等へ啓発・周知する。
- ④ 県・市町村協、日赤県支部は、ボランティアコーディネーター等を育成する。
- ⑤ 県・市町村協等は、ボランティア保険へのボランティアの加入を促進する。

## 5 被害調査・罹災証明発行

被害詳細調査の体制や安全対策、各種支援の前提となる罹災証明の発行体制について示す。

### (1) 被害調査体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

#### 【方針】

市町は、被害詳細調査を早急かつ確実に実施する。

#### 【背景】

物的被害、人的被害の詳細調査結果は、各種支援の前提となる。しかし、火山災害の場合には、噴火活動が長期化するおそれが考えられ、そうした危険な状況において調査する必要性が生じる可能性がある。

#### 【指針】

- ① 市町は、被害詳細調査に関して、関連部署からなる調査体制を整備する。また、被害の判

定基準について、過去の災害事例等を参考にあらかじめ検討する。

- ② 市町長は、避難勧告対象区域・警戒区域内またはその周辺での被害調査の実施の可否について、独自で判断できない場合には、県に助言を求めるが、県は、避難勧告発令等の判断体制や警戒区域設定の判断体制と同様の体制で協議等を行い判断した上で市町長に助言する。
- ③ 市町は、調査班の安全確保のため、情報伝達体制及び情報伝達手段や安全装具等を整備するとともに、関係機関と連携について協議する。

## (2) 罹災証明発行体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

### 【方針】

市町は、円滑に被害の認定や罹災証明を発行する。

### 【背景】

- ① 罹災証明の発行には、申請書の受付、被害調査結果との照合、証明書発行とその記録保管のほか、再調査に関する相談・受付等も必要である。罹災証明発行の停滞は、義援金配分をはじめとする各種支援事業にも影響を与えるため、その発行体制を確立することが必要である。
- ② 特に火山災害の場合には、噴火が継続し、繰り返し被害が発生することも予想され、再調査結果に基づく罹災証明の再発行も必要となる。
- ③ 罹災証明の発行窓口は、住民等にわかりやすいよう明確化するとともに、相談・受付のためのスペースを確保することも必要となる。

### 【指針】

- ① 市町は、罹災証明に基づく各種支援等の整理を行い、罹災証明の種類（発行対象、証明内容等）のあり方について事前に検討する。
- ② 市町は、窓口の設置場所、配置人員等、罹災証明発行のための体制を整備する。
- ③ 市町は、罹災証明発行業務の省力化を図るための電算化を検討する。

## 6 医療・衛生活動

火山活動が長期化する中での医療・衛生活動について、住民等の健康管理やこころのケア、避難所における衛生活動等についての計画を示す。

### (1) 巡回医療計画（噴火警戒レベル4～5）

#### 【方針】

市町は、災害が長期化した場合に備え、住民等の健康管理を支援する。

#### 【背景】

- ① 避難所や仮設住宅における長期にわたる生活においては、住民等が、疲労やストレスの蓄積により体調を崩したり、持病を悪化させたりするおそれがある。このため、長期における医療として、住民等の健康管理を支援し、疾患等の防止に努める必要がある。
- ② 住民等の疾病は多岐にわたることが予想され、その発見やその後の処置について、適切に対応できる医療体制が必要である。

**【指針】**

- ① 市町は、県、郡市医師会等の協力を得て、避難所等への継続的な巡回医療、健康調査や訪問医療のための計画を策定する。
- ② 市町は、防災関係機関や町内会・自治体等の協力体制も併せ、避難所や仮設住宅において発生する病人等の医療機関への搬送等について検討する。また、病人等の発見時の対応や処置等に関し、住民等へ啓発・周知する。

**(2) こころのケアの体制整備計画（噴火警戒レベル4～5）****【方針】**

県、市町は、住民等の心理的不安を取り除くためのこころのケア体制を整備する。

**【背景】**

- ① 長期にわたる避難所や仮設住宅等での生活では、災害体験から来る恐怖心や不安、精神的ストレス等で心理状態が不安定になる可能性がある。このため、そうした不安等を取り除くためのこころのケアが必要になる。
- ② 各種の防災対応の従事者も、長期の活動において、疲労の蓄積、精神的ストレス等が原因で、体調を崩すことが考えられる。

**【指針】**

- ① 市町は、避難所の部屋割りや仮設住宅の入居に関して、精神的ダメージの軽減やストレスの解消等に配慮した計画を検討する。
- ② 市町は、児童・生徒のこころのケア対策について、学校の協力のもと、父兄等に対し啓発・周知する。
- ③ 県、市町は、こころのケアに関する専門のボランティア（カウンセラー、精神科医等）の受入れ・派遣体制を整備する。
- ④ 県、市町は、岩手県立大学等の協力のもと、こころのケアを実施するための専門的知識を有する者の確保について検討する。
- ⑤ 国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、各種の防災対応に従事する職員の健康管理、こころのケアについて検討する。

### (3) 衛生活動計画（噴火警戒レベル4～5）

#### 【方針】

県、市町は、避難所の食事や生活面における衛生管理を徹底し、感染症等の発生を防止する。

#### 【背景】

- ① 避難所では、多数の避難者が共同生活を営むため、感染症が発生するとそれが蔓延するおそれがある。したがって、避難所における感染症予防活動や食事、生活に関する衛生指導等を徹底する必要がある。
- ② 避難所における衛生管理については、市町の避難所運営に関する検討の一環として取り組むことが重要である。
- ③ 避難所では、特に生活ゴミの処理やし尿処理が重要となる。

#### 【指針】

- ① 市町は、避難所や食料供給施設に対する衛生指導に関し、県への専門職員派遣要請等について、あらかじめ計画を策定する。
- ② 県は、避難所や食料供給施設に対する衛生指導に関し、いわて感染制御支援チーム（ICAT）等専門職員の派遣計画をあらかじめ策定する。
- ③ 市町は、避難所における衛生管理やゴミ処理等について、町内会・自治会等の協力を得られるよう、事前に住民等に啓発・周知する。
- ④ 市町は、仮設トイレの備蓄または関係業者からの調達について検討する。
- ⑤ 市町は、避難所で発生する生活ゴミの処理に関して、関係業者との協定の締結等回収体制を整備する。

## 7 学校の再開

学校が被災した場合や避難所となった場合における学校教育の早期再開についての計画を示す。

### 応急教育計画（噴火警戒レベル4～5）

#### 【方針】

市町は、被災地における市民生活の平常化や活性化のため、学校教育の早期再開を目指す。

#### 【背景】

- ① 学校が被災した場合や避難所となった場合には、教育機能に支障が出ることが考えられる。一方で、学校教育の再開は、被災地における市民生活の平常化や活性化のため、早期に実施されることが必要となる。
- ② 一部市町では、防災マップにおける予想危険区域内に位置する学校も存在する。
- ③ 学校教育の再開に向けては、教室と設備の確保が必要となり、児童・生徒の登下校にお

る安全対策等への配慮も必要となる。

#### 【指針】

- ① 市町は、火山活動の影響で長期にわたり学校が使用不能となる場合に備え、応急教育実施のための基本方針を定めるとともに、仮設校舎の用地、他施設の利用等に関する計画を策定する。
- ② 市町は、仮設校舎の候補地等について、関連するライフライン事業者に事前に情報を提供する。
- ③ 市町は、遠距離通学の解消や安全確保のため、児童・生徒の送迎に関して、既存のスクールバス等の運用や路線バスの活用等を検討する。
- ④ 市町は、給食センター方式の場合、児童・生徒への給食と避難者への食料供給に関し、あらかじめ調整を図る。
- ⑤ 市町は、教科書・学用品の支給に関しては、災害救助法の適用範囲や内容について、過去の災害事例等を参考にあらかじめ検討する。また、支給の対象となる児童・生徒の把握方法等について、学校等とあらかじめ協議する。

## 8 仮設住宅建設

被災者のための住宅の確保や入居者募集のあり方、家財道具の一時保管のための仮設倉庫利用計画について示す。

### (1) 仮設住宅建設計画（噴火警戒レベル4～5）

#### 【方針】

市町は、自宅を失った被災者、もしくは警戒区域等の設定により自宅に戻れない避難者に対し、早期に住宅を確保する。

#### 【背景】

- ① 避難所生活では、衛生面等の環境の維持、要配慮者への対応等、運営上の課題が多い。避難所生活の長期化を避けるためには、自宅を失った被災者や警戒区域等の設定により自宅に戻れない避難者に対し、住宅を確保する必要がある。
- ② 仮設住宅には、電話、ふろ、暖房器具、エアコン、テレビ、洗濯機、乾燥機等の設備も必要である。
- ③ 仮設住宅は、高齢者や身体障害者等の要配慮者が入居することも考えられ、これに対する配慮が必要である。また、建設地には新たな街路灯等の環境整備も必要となる。
- ④ 仮設住宅の建設候補地は、現状では空地であるため、ライフラインが整備されていない場合もある。このため仮設住宅の建設にあたっては、ライフラインの確保も重要である。
- ⑤ 住宅の確保においては公営住宅の利用も考えられるが、これを円滑に行うためには、空家に関する情報が常に把握されている必要がある。



**【指針】**

- ① 市町は、仮設住宅について、必要戸数、ライフライン整備状況や利便性等を考慮し、建設候補地を検討するとともに、事前にライフライン事業者へ情報提供を行い、ライフラインの確保に関する調整を図る。
- ② 市町は、仮設住宅の生活に必要な設備の確保について、関係業者との事前協定等を検討する。この検討に際しては、要配慮者に配慮するとともに、周辺環境整備についても検討する。また、災害救助法の適用範囲等について過去の災害事例等を参考にあらかじめ検討し、県と協議する。
- ③ 市町は、公営住宅の入居状況（空家情報）について、常に把握できる体制を整備する。
- ④ 市町は、住宅の確保に関する各種支援制度について、過去の災害事例等を参考に検討する。

**（2）仮設倉庫利用計画（噴火警戒レベル対象外）****【方針】**

市町は、土石流の発生が継続する等災害が長期化した場合、避難者の家財道具等の保管場所を確保する。

**【背景】**

- ① 避難勧告・警戒区域設定が解除されても土石流の危険が残る場合は、避難者の負担軽減を図るため、家財道具等の保管場所を危険区域外に確保することが必要である。
- ② 保管場所については、既存施設の利用や関係業者の一時預かり制度等の活用、さらには空家となった仮設住宅の活用等が考えられる。

**【指針】**

- ① 市町は、避難者の家財道具等の保管場所として、既存施設、関係業者の一時預かり制度、仮設住宅の空家等の利用について検討する。
- ② 市町は、避難者の倉庫等の借り上げや購入等に対する助成について、事前に検討する。

**（3）建設業者・資機材の調達確保計画（噴火警戒レベル4～5）****【方針】**

県は、仮設住宅の建設にあたり、関係業者、資機材を確保する。

**【背景】**

避難所生活の長期化を避けるためには、仮設住宅の迅速な建設が必要である。そのためには、関係業者や資機材の円滑な確保が重要である。

**【指針】**

- ① 県は、仮設住宅建設に関し、関係業者と協定を締結するとともに、噴火形態に応じた関係

業者毎の地域割り当て等について、あらかじめ協議する。

- ② 県、関係業者は、建設資材の輸送について、調整・協議を図る。

#### (4) 入居者募集計画（噴火警戒レベル4～5）

##### 【方針】

市町は、仮設住宅等への入居が混乱なく効率的に実施されるよう、その方法や基準について明確化する。

##### 【背景】

仮設住宅の入居に関しては、その需要と供給のバランスを考慮し、住民等の納得を得られるよう、事前に検討が必要である。また、要配慮者への配慮、従前のコミュニティの維持も必要となる。

##### 【指針】

市町は、既存のコミュニティや要配慮者に配慮した仮設住宅入居者の選定基準・選定方法について、事前に検討する。

## 9 義援金配分

各地から寄せられる義援金の配分計画について示す。

#### 義援金配分計画（噴火警戒レベル4～5）

##### 【方針】

県、市町は、被災者等に対して、公平かつ公正な方法で義援金を配分する。

##### 【背景】

- ① 義援金は、各地から多数寄せられることが考えられるが、被災者等に対して、公平かつ公正な方法で配分することが基本である。被害が複数の市町にまたがる場合には、市町間で格差が生じないような配分方法を検討することが必要である。
- ② 被災者等の生活再建にとって、義援金の果たす役割は大きい。
- ③ 火山活動の長期化や被害の拡大により、義援金の配分回数が複数回となり、支給対象者が変化することが考えられる。このため、義援金の配分に関する管理体制が重要となる。

##### 【指針】

- ① 県、市町は、日赤県支部等とともに、義援金配分委員会の設置や配分方法等について、あらかじめ協議する。
- ② 県、市町は、義援金の配分状況を管理し、支給額等が迅速に把握できる体制を整備する。
- ③ 県、市町は、義援金配分に関し、住民等への広報を迅速に行えるよう広報体制を整備する。

## 10 生活情報の提供

被災地の住民等が生活を維持していくために必要となる情報の収集及び伝達に関する計画、及び住民等からの問合せ対応、報道機関の取材対応・連携計画について示す。

### (1) 生活情報収集・伝達計画（噴火警戒レベル2～5）

#### 【方針】

国（国土交通省等）、県、市町は、生活に必要な情報について、住民等に迅速かつ正確に伝達する。

#### 【背景】

- ① 住民等にとって、噴火警報・予報等や避難に関する情報のほかに、ライフラインの復旧や道路交通、仮設住宅等への入居に関する情報等生活を維持していくための情報も不可欠である。国（国土交通省等）、県、市町は、こうした生活に必要な情報について防災関係機関からも収集し、住民等に迅速かつ正確に伝達することが必要である。
- ② 被災地及び被災地外への迅速な情報伝達には、報道機関による広報も不可欠である。したがって、国（国土交通省等）、県、市町と報道機関との連携が必要となる。

#### 【指針】

- ① 市町は、住民等の生活に関わる情報について、防災関係機関との情報収集体制を整備する。
- ② 市町は、住民等への情報伝達体制を整備する。その際には、他自治体への避難者や要配慮者への情報提供のあり方についても配慮する。
- ③ 国（国土交通省等）、県、市町は、生活に関する情報提供に関して、報道機関とその連携等について事前に協議する。

### (2) 問合せ対応計画（噴火警戒レベル2～5）

内容は「第1期 7 問合せ・報道機関対応（1）問合せ対応計画」と同じ。

### (3) 報道機関の取材対応・連携計画（噴火警戒レベル2～5）

内容は「第1期 7 問合せ・報道機関対応（2）報道機関の取材対応・連携計画」と同じ。

## 11 二次災害対応

火山灰調査体制整備計画、繰り返し発生する可能性のある土石流二次災害からの避難計画、ダム管理、河川水質管理体制の整備計画及び河道確保計画について示す。

### (1) 火山灰調査体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

内容は「第2期 4 被害概況調査（2）火山灰調査体制整備計画」と同じ。

## (2) 二次災害避難計画（噴火警戒レベル2～5）

### 【方針】

- ① 市町は、火山灰たい積後に発生する可能性のある土石流災害に対し、避難の時期や区域等を適切に判断し、住民等円滑に避難させるための体制を整備する。
- ② 市町は、土石流災害における避難が繰り返し長期にわたる可能性があることに対して、避難者の精神的負担を可能な限り軽減するよう配慮する。

### 【背景】

- ① 土石流は多量の降雨が原因で発生することから、監視観測体制を整備し、状況の把握や住民等への迅速な情報伝達を行うための体制整備が重要である。
- ② 山体への火山灰たい積状況の把握については、目視が難しい場合には、周辺地域の降灰状況を把握することで推測ができる。
- ③ 土石流二次災害に関する警報等は、実際に土石流の災害に到らなくとも、状況に応じて、繰り返し行われることが重要であるが、住民の警報等に対する意識を低下させないための配慮が必要である。
- ④ 土石流二次災害に関する避難では、長期化する可能性があること等を考慮し、その避難施設は、居住性やプライバシー保護等に十分配慮して確保することが必要である。
- ⑤ 国（国土交通省）は、継続的に緊急調査を実施し降灰（火山灰等）の調査を行う必要がある。

### 【指針】

- ① 国（国土交通省、農林水産省等）、県は、火山灰たい積後の土石流発生に備えて設置された雨量計、土石流検知センサー等の監視観測システムについて適切に管理・運用するとともに、火山活動の状況に応じて監視観測体制の強化を検討する。
- ② 国（国土交通省）は、降雨予測や雨量計等のデータに基づいて、土石流の発生を予測し、速やかに県、市町等に伝達するよう体制を整備する。
- ③ 市町は、適切に避難勧告等の判断を下すための体制及び判断基準を構築するとともに、避難勧告等の情報を速やかに住民等に伝達するための情報伝達手段及び体制を整備する。
- ④ 国（国土交通省）は、土石流発生後も実績に応じて、基準雨量を見直すことを前提とした判断体制を整備する。
- ⑤ 国（国土交通省等）、県、市町は、土石流二次災害に関する警報等について、住民の十分な理解を得られるよう、警報等の意味や必要性、その判断体制等について、あらかじめ住民へ啓発・周知する。
- ⑥ 市町は、防災マップ等をもとに土石流災害発生時の避難勧告対象区域等についての計画を策定する。
- ⑦ 市町は、土石流二次災害の危険が長期化した場合に備えて、居住性やプライバシー保護等に配慮する等、避難所のあり方について検討する。また、公営住宅や民間宿泊施設の活用

や必要に応じて長期滞在型の避難施設の建設についても検討する。

- ⑧ 国（国土交通省等）は、継続的に緊急調査を実施し土石流災害が想定される土地の区域及び時期を県、関係市町に提供する。

### （3）ダム管理体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

内容は「第2期 12 河川管理対応 （1）ダム管理体制整備計画」と同じ。

### （4）河川水質管理体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

内容は「第2期 12 河川管理対応 （2）河川水質管理体制整備計画」と同じ。

### （5）河道確保計画（噴火警戒レベル2～5）

内容は「第2期 12 河川管理対応 （3）河道確保計画」と同じ。

## 1 2 応急治山・砂防工事

災害発生後に、応急治山・砂防工事が速やかに実施できるよう、その事前計画や体制整備について示す。

### 応急治山・砂防計画（噴火警戒レベル1～5）

#### 【方針】

国（国土交通省・農林水産省）、県は、被害の拡大防止、軽減化を図るために実施する緊急的・応急的な治山・砂防工事について、あらかじめ計画し体制を整備する。

#### 【背景】

- ① 火山泥流、土石流に対しては、遊砂地の確保等の応急的な治山・砂防工事により、その被害の拡大防止・軽減化を図ることが可能である。しかし、応急治山・砂防工事は、災害発生後に緊急に実施するものであるため、あらかじめそれらの計画を策定し、資材の備蓄、無人化施工機械の確保等を行う必要がある。
- ② 応急治山・砂防工事は、地権者をはじめとする住民等の合意をあらかじめ得ておくことが必要である。そのため、平時からの治山・砂防に対する理解を深めることが重要である。

#### 【指針】

- ① 国（国土交通省・農林水産省）、県、市町は、災害発生後に応急的に実施する治山・砂防工事について、速やかに住民等の同意・理解が得られるよう、あらかじめ住民等に対して治山・砂防に関して啓発・周知する。
- ② 国（国土交通省・農林水産省）、県は、災害発生後速やかに応急治山・砂防工事の実施できるよう、あらかじめ以下のような点に配慮して体制を整備する。
  - a) 無人化施工導入をはじめとする工事の安全管理
  - b) 応急対策施設整備用資材の備蓄

### 1 3 被災現場等の一時入域

火山活動の長期化に伴い、住民等から警戒区域等への一時入域の要望が生じた場合、その可否についての判断体制や入域者の安全対策等について示す。

#### (1) 避難勧告対象区域・警戒区域の一時入域計画（噴火警戒レベル5）

##### 【方針】

市町は、避難生活が長期化し避難者から避難勧告対象区域・警戒区域への一時入域の要望が高まった場合、火山活動の状況を十分に考慮しつつ、避難者の一時入域を実施する。

##### 【背景】

- ① 火山活動の長期化に伴い、避難勧告対象区域・警戒区域の設定により避難を余儀なくされた避難者の中には、自宅の状況の確認や維持・管理、自宅からの家財持ち出し、家畜・農作物の世話等のために、避難勧告対象区域・警戒区域への一時的な立ち入りを望む声が大きくなるものと考えられる。
- ② 避難所等の生活が長期化した場合、避難者の精神的負担等に配慮する上でも、避難勧告対象区域・警戒区域への一時入域の実施が必要とも考えられる。
- ③ 避難勧告対象区域・警戒区域においては、住民が避難して無人となるため、部外者等の立ち入りによる盗難等犯罪の発生する恐れがある。

##### 【指針】

- ① 市町長は、避難勧告対象区域・警戒区域への住民等の一時入域の可否について、独自で判断できない場合には、県に助言を求める。
- ② 県は、市町長の求めに応じ、避難勧告発令等の判断体制や警戒区域設定の判断体制と同様の体制で協議等を行い判断した上で助言し、気象台は、噴火警報（噴火警戒レベル）の適切な発表を行う。
- ③ 市町は、避難勧告対象区域・警戒区域への住民等一時入域について、次のような点に配慮した計画をあらかじめ策定する。
  - a) 住民等からの要望の集約方法、集約体制
  - b) 判断体制
  - c) 安全確保のための防災関係機関との連携体制
- ④ 市町は、県警等と連携の上、避難勧告対象区域・警戒区域への計画外の入域を阻止するため、区域境界周辺等における巡回に関する体制を整備する。

## (2) 入域者の安全対策計画（噴火警戒レベル5）

### 【方針】

市町は、避難勧告対象区域・警戒区域への一時入域及び区域境界の巡回等に際しては、入域者・巡回者の安全対策に万全を期す。

### 【背景】

火山活動に関する完全な予測はできないため、避難勧告対象区域・警戒区域に対する一時入域及び区域境界周辺等における巡回に際しては、入域者・巡回者への緊急時の情報伝達や入域者等の装備等安全対策を講じる必要がある。

### 【指針】

市町は、避難勧告対象区域・警戒区域への一時入域及び区域境界周辺等の巡回に際して、入域者・巡回者への情報伝達体制の整備や安全装具等、安全確保のための計画を策定する。

## 1.4 避難勧告対象区域・警戒区域の見直し

火山活動の状況や復旧活動等の対応から、必要に応じて避難勧告対象区域・警戒区域等の見直しを行う場合の判断体制等について示す。

### 避難勧告対象区域・警戒区域の見直し計画（噴火警戒レベル5）

#### 【方針】

避難勧告対象区域・警戒区域等の見直しについては、火山活動の状況とともに、復旧等の防災対応、住民等の動向等を勘案し、総合的に調整し検討を行う。

#### 【背景】

- ① 火山活動においては、厳密な科学的観点からの安全宣言までは非常に時間を要する。一方で、避難勧告や警戒区域設定は住民等の生活に多大な影響を与えるため、住民等からは一刻も早い解除が求められるものと考えられる。
- ② 岩手山周辺における交通・ライフライン等の関係機関は、原則として行政による避難勧告・警戒区域設定の解除を待って施設等の復旧作業を行うことになる。また、砂防施設等の防災工事の実施についても、警戒区域を無視して実施することはできない。

#### 【指針】

- ① 市町長は、避難勧告・警戒区域設定の延長・見直しを行うにあたり、独自で判断できない場合には、県に助言を求める。
- ② 県は、市町長の求めに応じ、避難勧告発令等の判断体制や警戒区域設定の判断体制と同様の体制で協議等を行い判断した上で助言する。

- ③ 国（国土交通省等）は、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し土砂災害緊急情報の変更を行った場合には、県、関係市町に通知する。
- ④ 県は、避難勧告・警戒区域設定の延長・見直しに関して、施設整備や復旧活動等に携わる国（国土交通省等）や防災関係機関の意見や要望、気象台による火山活動の状況及び噴火警報（噴火警戒レベル）更新見込み等も取り入れて協議する場合を配慮し、あらかじめ関係機関を定めて協議体制を整備する。
- ⑤ 市町は、県の助言を基に噴火警戒レベルに合わせた避難勧告・警戒区域設定の延長・見直しを行う。



## 第4期：生活再建期（復旧・復興対策）

噴火による災害の危険がやや低下し、復旧活動や復興につながる対策の検討が本格化してくる生活再建期において実施されるべき対応について示す。

### 1 公共施設の復旧

河川、道路及びライフライン施設の復旧計画とその活動のために全国から集まる応援要員の受入れ計画について示す。

#### （1）河川復旧計画（噴火警戒レベル2～5）

##### 【方針】

河川管理者は、地域の安全確保のため、河川復旧（改良含む）を行う。また、河川復旧に際しては、地域住民のコンセンサスを得るとともに、地域の復興へも配慮する。

##### 【背景】

- ① 地域の復旧・復興に際しては、河川機能の回復が不可欠である。
- ② 河川復旧を行う場合、地域の復興計画と整合のとれた計画を策定することが必要となる。

##### 【指針】

- ① 河川管理者は、河川の状況を十分把握した上で、早期に河川復旧計画を策定するための体制を整備する。
- ② 河川管理者は、復旧計画を策定する際、住民等の意見を活用し、さまざまな立場から議論するための場を設けるとともに、地域の復興計画と整合のとれた計画となるよう配慮する。

#### （2）道路復旧計画（噴火警戒レベル2～5）

##### 【方針】

道路管理者は、各種防災対応や地域復興の基盤となる道路機能については、安全性に配慮した上で早期に復旧する。

##### 【背景】

- ① 地域の復興に際しては、人員・物資等の輸送の基盤となる道路の早期復旧が不可欠である。
- ② 道路周辺には、各種のライフラインも存在することから、復旧に関しては、道路管理者間だけでなく、ライフライン事業者との調整等が重要になる。

##### 【指針】

- ① 道路管理者は、被害が予測される道路について、その復旧体制及び復旧手順等について、あらかじめ計画を策定する。また、道路施設に関するライフライン事業者とも、計画策

定に関して、事前に協議する。

- ② 道路管理者は、県警や自衛隊等と連携し、危険区域内における道路復旧工事の実施手順及びその場合の安全対策のあり方について、あらかじめ計画を策定する。
- ③ 道路管理者は、火山灰除去をはじめとする道路復旧における優先順位等の判断を下すための体制を整備する。この判断体制については、可能な限り住民等からの要望を取り入れるよう配慮するとともに、その判断の結果である道路復旧活動の手順、範囲等に関して住民等に周知するよう広報体制を整備する。

### (3) ライフライン施設復旧計画（噴火警戒レベル2～5）

#### 【方針】

ライフライン事業者は、住民等の生活を支えるライフラインの被害については、安全性に配慮した上での早期復旧を目指す。

#### 【背景】

住民生活を支えるライフライン機能の維持または早期復旧に努めるとともに、ライフライン施設の一部の被害が、他のライフラインにも影響を及ぼすことも考えられ、復旧活動については安全対策とともに、事業者相互の連携が必要である。

#### 【指針】

- ① 国（国土交通省等）、県、市町は、予想されるライフライン被害に対して、病院、避難所等、特に優先して復旧すべき重要施設の所在等をあらかじめ把握するとともに、ライフライン事業者へ情報提供する。
- ② ライフライン事業者は、復旧活動を円滑に進めるため、国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関とも互いに連携して、以下のような点に配慮した復旧計画をあらかじめ策定する。
  - a) 交通規制・道路復旧等に関する情報の連絡体制
  - b) 避難勧告対象区域・警戒区域等の設定・見直しと復旧活動との調整
- ③ ライフライン事業者は、火山活動や降灰等がライフラインに与える影響について検討する。

### (4) 広域応援要員の受入れ計画（噴火警戒レベル2～5）

#### 【方針】

国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、公共施設の復旧のために全国から集まる応援要員について、円滑な受入れを行い、復旧活動の推進を図る。

#### 【背景】

- ① 道路やライフライン、河川等に被害が発生した場合には、各機関ごとに他地域からの応援を受けての復旧活動が実施される。また、自衛隊、県警、盛岡消防本部等が行う活動にお

いても必要に応じて広域的な応援体制がとられる。

- ② 広域応援要員の宿泊場所については、作業現場近傍の前線基地のほか、やや離れた場所にベースキャンプの設営が必要である。これらの宿泊施設等に関しては、可能なかぎり公共施設の使用が適当である。

#### 【指針】

国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、災害発生後の復旧工事等において広域応援要員の宿泊や資機材等の集積に備え、公共施設の使用について協議し、施設利用計画を策定する。

## 2 住宅再建

被災者の居住空間確保のための家屋の応急修理や火山灰除去の計画、新たな生活拠点確保のための集団移転計画等について示す。

### （1）住宅の応急修理・火山灰除去計画（噴火警戒レベル2～5）

#### 【方針】

市町は、住民等の居住空間の確保のため、住宅の応急修理、火山灰除去作業を支援する。

#### 【背景】

- ① 災害救助法においては住宅の応急修理について定められているが、住宅はあくまでも個人の私有財産であるため限られた範囲のみ適用可能となっている。
- ② 住宅の火山灰除去作業には、住民個々の対応が求められるが、その活動範囲にも限度があり、市町の支援が不可欠になる。
- ③ 地震・噴火・津波による住宅被害については、通常の損害保険（火災保険等）では担保されない（保険・共済の種類等によっても異なる）ため、これらの災害による住宅被害では保険金が給付されないこともあり、個人住宅の修理・再建の上で問題となっている。

#### 【指針】

- ① 市町は、災害救助法における住宅の応急修理の対象範囲等についての的確に理解し、住民等へ制度の内容を周知する。
- ② 市町は、活火山法に基づく降灰除去・降灰防除事業について、過去の災害事例等を参考に検討する。
- ③ 市町は、住民等が自ら行う自宅等の火山灰除去作業に対し、以下のような点に配慮した支援計画を策定するとともに、住民等へ啓発・周知する。
  - a) 火山灰袋等の配布
  - b) 火山灰捨て場、運搬（回収）体制
  - c) 水道料金減額等の支援制度
- ④ 市町は、高齢者や心身障害者等、自ら自宅の降灰除去作業等を行うことが困難な人々に対

し、ボランティア等を活用した支援策についてあらかじめ検討する。この場合、特に火山活動が長期にわたる場合を想定し、地域内におけるボランティアを育成する。

- ⑤ 市町は、火山噴火災害における民間損害保険等の担保範囲等、住宅が被災した場合における既存保険・共済制度に関する知識の住民等へ啓発・周知する。

## (2) 災害危険区域設定・集団移転計画（噴火警戒レベル2～5）

### 【方針】

県、市町は、被災した集落、あるいは将来的に被災する危険性の高い集落については、既存のコミュニティを可能な限り維持した形で、新たな生活の拠点を確保する。

### 【背景】

- ① 被災した、あるいは被災する危険性の高い地域については、建築基準法に基づく「災害危険区域」を設定して危険区域への居住を制限し、安全を確保することが必要である。
- ② このような地域における住宅の移転を促進するための既往事業としては、「防災集団移転促進事業」「がけ地近接等危険住宅移転事業」があげられるが、事業の円滑な推進のためには、事業の進め方や体制について事前に検討しておく必要がある。

### 【指針】

- ① 県、市町は、「災害危険区域」の設定及び「防災集団移転促進事業」をはじめとする各種関連事業について、以下のような点についてあらかじめ検討する。
  - a) 担当窓口及び役割分担の明確化
  - b) 各種事業に関する過去の実施事例等の詳細把握
  - c) 事業条例案の事前検討等、各種事務手続きに関する事前準備
- ② 県、市町は、災害発生後に住居等の移転が必要になった場合に備え、住民等の合意形成を推進するために、以下のような点に配慮した計画を整備する。
  - a) 住民等の住宅等再建に関する意向の把握手法
  - b) 平時からの住民組織の活動支援、育成
- ③ 市町は、各種事業を実施する上で基本となる各種データ（地籍等）について、あらかじめ整備する。

## 3 地域経済再建支援

災害による影響を受けた地域経済の再建を図るための支援として、相談業務体制、各種支援事業・制度、生活再建支援金の支給等の対応について示す。

### (1) 住民・事業者相談業務計画（噴火警戒レベル2～5）

#### 【方針】

県、市町は、住民・事業者等に対して、生活再建・事業再建等への各種支援策に関する必要

な情報を円滑に提供するための相談業務体制を整備する。

### 【背景】

- ① 一般に災害発生後の住民・事業者等の相談業務については、その内容によって担当する機関・部署が多岐にわたることから、相談者にとってはどこに、何を相談に行けば良いのかわかりにくいという問題が指摘されている。
- ② 相談の内容によっては、県、市町のみならず弁護士、建築士等の専門家の知見も必要となる。また、ライフライン事業者等に対する相談業務も発生するものと考えられる。

### 【指針】

県、市町は、防災関係機関のほか、弁護士等の専門家もまじえた総合相談窓口の設置について、互いに調整の上、以下のような点に配慮して計画を策定する。

- a) 県、市町における役割分担
- b) 窓口設置場所
- c) 窓口参加機関・専門家等のメンバー（候補者等）選定
- d) 窓口設置時における住民等への広報
- e) 巡回相談、訪問相談等

## （2）地域経済再建・生活再建計画（噴火警戒レベル2～5）

### 【方針】

- ① 県、市町は、各種の災害対策支援事業を活用して被災者の救済及び自立復興支援を実施し、農業・観光業等の地域経済や住民等の生活に対する災害の影響を最小限にとどめる。
- ② 県、市町は、岩手山を観光資源として活用し、地域経済の活性化を図る。

### 【背景】

- ① 広域にわたる降灰、火山活動の長期化等により、農業をはじめとする地元産業が受ける影響は大きいものと予想される。
- ② 自然災害により被災した商・工・農林水産業関係事業者等に対しては、災害貸付・天災融資制度等さまざまな支援事業がある。
- ③ さまざまな支援事業を円滑に実施していくためには、大規模災害に備えた災害対策基金の設置が必要である。

### 【指針】

- ① 県、市町は、火山活動に伴い発生する各種産業への影響（直接被害のほか、間接的被害も含む）について、調査・把握するための体制及び手法等をあらかじめ検討する。調査対象には、以下のものを含める。
  - a) 降灰等による農作物への影響
  - b) 避難勧告対象区域、警戒区域設定等による間接被害

- c) 風評等による観光業をはじめとする間接被害
- ② 県、市町は、災害発生後に影響を受けた産業に対する支援・再建策として活用可能な既往の各種事業制度・支援制度について、以下のような点に関して検討する。
  - a) 各事業における担当部署及び役割分担の明確化
  - b) 制度の詳細把握及び過去の災害事例等における活用例や問題点の整理
  - c) 既存制度の活用方法
  - d) 沈静化後の措置(キャンペーンの実施など)
- ③ 県、市町は、被災者の生活再建策についても、活用可能な既往の各種事業制度・支援制度について、上記②と同様の検討を行う。その際、被災者の中でも低所得世帯や心身障害者世帯への支援のあり方についても配慮する。
- ④ 県、市町は、大規模災害に備えた災害対策基金の設置について、以下のような点に関して検討する。
  - a) 基金設置検討窓口の明確化と設置時の役割分担
  - b) 過去の災害における支援メニューの整理と支援メニュー案の事前策定
  - c) 災害発生後の支援メニュー検討体制(住民等の参加)
- ⑤ 県、市町は、活火山法に基づく防災営農施設等整備事業について、過去の災害事例等を参考に検討する。
- ⑥ 県、市町は、災害発生後の被害程度を明確に把握するために、災害発生前(平時)における各産業・事業所毎の基礎データについて、必要項目を整理し、現状を把握するとともに、各事業所に対して関連データ整備の必要性について啓発・周知する。
- ⑦ 県、市町は、事前に定める復興準備計画(「7 復興計画の策定」参照)において、火山資源を活用した観光開発のあり方について検討する。

### (3) 生活再建支援金の支給計画(噴火警戒レベル2~5)

#### 【方針】

県、市町は、被災者の生活再建のために重要な制度のひとつである生活再建支援金の支給について、円滑に実施する。

#### 【背景】

- ① 平成10年5月に成立した「被災者生活再建支援法」に基づき、大規模災害における被災者に、自立した生活を開始するための必要な経費(被災者生活再建支援金)が支給されることとなった。
- ② 同法においては、支給対象条件、支給範囲等が詳細に定められているが、運用面においては、さらに詳細な検討が必要と考えられる。
- ③ 同法による被災者支援は、被災者のその後の生活再建を支える上では重要な現金支給施策であることから、円滑に支給することが必要である。

#### 【指針】

- ① 市町は、生活再建支援法に基づく支援の対象範囲、支援内容等について、あらかじめ住民等へ啓発・周知する。
- ② 県、市町は、被災者の生活支援として、被災者生活再建支援法の適用対象とならない規模の災害についても検討を加える。

## 4 恒久治山・砂防工事

地域の安全確保のための恒久的な治山・砂防工事のあり方について示す。

### 恒久治山・砂防計画（噴火警戒レベル2～5）

#### 【方針】

国（国土交通省・農林水産省）、県は、地域の恒久的な安全確保のため、治山・砂防施設の建設を推進する。また、治山・砂防施設の建設に際しては、住民等のコンセンサスを得るとともに、地域の復興へも配慮する。

#### 【背景】

治山計画・砂防計画については、火山活動の状況に応じて、臨機応変に計画の見直しを行うこととしており、噴火の影響範囲、不安定土砂量を調査した上で、地域の復興計画と整合のとれた計画を再検討することが必要となる。

#### 【指針】

- ① 国（国土交通省・農林水産省）、県は、火山活動による影響等の状況を十分把握した上で、地域の復興計画と整合のとれた計画となるよう、必要に応じて、「岩手山火山治山計画」及び「岩手山火山砂防計画」、「岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画（案）」を見直す。
- ② 国（国土交通省・農林水産省）、県、市町は、計画の再検討を行う際、住民等の意見を活用し、さまざまな立場から議論するための場を設ける。

## 5 ボランティアの活動

災害時のボランティア活動を効果的なものとするため、受入れや派遣体制等の対応について示す。

### ボランティア活動計画（噴火警戒レベル2～5）

内容は「第3期 4 ボランティアの活動 ボランティア活動計画」と同じ。

## 6 災害の長期化への対応

火山活動が長期にわたることで必要となる防災対応として、火山灰調査、風向・風速情報の広報や健康調査等降灰から住民生活を守るための対応、地域の感染症予防活動について示す。

**(1) 火山灰調査体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）**

内容は「第2期 4 被害概況調査（2）火山灰調査体制整備計画」と同じ。

**(2) 火山灰対応計画（噴火警戒レベル2～5）****【方針】**

県、市町は、火山活動が長期化した場合においても、住民等の日常生活の利便性及び健康が維持できるよう支援する。

**【背景】**

降灰等は、直接的に人命への影響は少ないものの、広範囲に及ぶことから住民等の日常生活の利便性を阻害する可能性がある。また、火山活動の長期化により、住民等の健康についても影響を与えるものと考えられる。

**【指針】**

- ① 県、市町は、气象台から降灰に関わる風向・風速情報を収集し報道機関の協力を得て、住民等に周知するための体制を整備する。
- ② 県、市町は、降灰が長期化する場合に備えて、住民等に対する健康影響調査の実施についてあらかじめ検討する。
- ③ 气象台は、降灰予報の適切な発表に努める。

**(3) 被災後の感染症予防活動計画（噴火警戒レベル2～5）****【方針】**

県、市町は、土石流の災害が繰り返し発生する場合において感染症等の発生を防止するため、被災現場、浸水家屋等への消毒等の活動を効果的に実施する。

**【背景】**

- ① 火山灰等のたい積状況によっては、土石流災害は長期にわたることが予想される。土石流災害により浸水等が発生した地域に対しては、住民等の感染症等の発生防止のための活動が必要である。
- ② 被災現場で発生する災害廃棄物も環境衛生上、可能なかぎり早期に処理することが必要である。

**【指針】**

- ① 県、市町は、土石流の災害発生後に被災現場における衛生・感染症予防活動を実施するための計画について、以下のような点に配慮しあらかじめ策定する。
  - a) 県、市町、事業所間の連携、連絡体制
  - b) 感染症予防資機材、薬品の調達・確保



- c) 住民等との連携
- ② 市町は、被災現場における災害廃棄物等の処理のための計画について、以下のような点に配慮しあらかじめ策定する。
  - a) 回収のための関係業者との事前協定
  - b) 集積場所の確保
  - c) 住民等との連携

## 7 復興計画の策定

災害発生後の地域の復興を速やかに進めていくための復興準備計画や災害記録編纂のための体制について示す。

### (1) 復興準備計画（噴火警戒レベル2～5）

#### 【方針】

国（国土交通省等）、県、市町は、被災地の復興を迅速・適切に推進するため、総合的な復興計画を策定する上で必要となるデータ等の整備や体制のあり方について検討する。

#### 【背景】

- ① 復興計画の策定にあたっては、災害前の地域の実態を把握し、災害の影響をさまざまな側面から分析し、今後の地域のあり方等を検討することが必要である。
- ② 地域の復興を迅速かつ円滑に進めていくためには、国（国土交通省等）、県、市町の各種対策の推進において、相互に調整を図ることが必要である。
- ③ 復興対策もその内容が多岐に及ぶことも考えられる。専門的知識が必要となる場合には、学識者の助言を受けることが必要である。また、地域の復興に関しては、住民等の意見を生かしていくことも重要となる。

#### 【指針】

- ① 市町は、災害発生後の地域の復興に必要な基本的データ（人口、産業、都市施設の基礎データ、地籍、建物、権利関係等の情報及び図面等に関するデータ等）について、事前に整備するとともに、適切に管理する。
- ② 国（国土交通省等）、県、市町は、災害発生後の地域復興を可能な限り円滑に進めるため、相互の連携や学識者の協力及び助言を得るための体制についてあらかじめ検討する。
- ③ 国（国土交通省等）、県、市町は、地域の復興に関して住民等の意見の集約方法、住民参加の方法等についてあらかじめ検討する。

## (2) 災害記録編纂計画（噴火警戒レベル1～5）

### 【方針】

国（国土交通省等）、県、市町、防災関係機関は、火山防災対策の向上のため、火山活動の経過や被害、それに伴う行政機関や防災関係機関の防災対応について、正確に記録を残しとりまとめる。

### 【背景】

- ① 噴火災害の経験を生かし、その後の防災計画等の具体的な見直しや再構築を行うにあたっては、火山活動の状況や被害に関するデータや資料のみならず、各機関において取り組まれた活動の記録、対応上の教訓、反省点等を記録として正確に残しておくことが必要である。
- ② 特に発災初期においては、その混乱状況から貴重なデータや資料が紛失したり、散失したりすることが考えられる。それを防ぐためにも、貴重なデータや資料を整理したり、まとめる体制をあらかじめ構築しておくことが必要である。

### 【指針】

国（国土交通省等）、県、市町及び防災関係機関は、活動記録等を残し、集約していくための体制を構築し、重要なデータや資料、活動状況等の記録・整理方法についてあらかじめ検討する。

## 付) 用語一覧

本資料において、使用している用語の定義は以下の表のとおりである。

(五十音順)

	用語	定義
ア	一般避難者	避難者のうち要配慮者を除くもの
	岩手山火山検討会	岩手山の火山活動に関する検討会
カ	火山観測機器	火山活動に関する観測機器。例えば、地震計、空振計、傾斜計、GNSS等の観測機器
	河川管理者	国（国土交通省等）、県の河川管理関係者
	活火山法	活動火山対策特別措置法
	関係市町	入山規制を行う八幡平市、滝沢市、雫石町の3市町
	観光客等	観光その他の目的で、岩手山周辺を訪れている人
	監視観測機関	監視観測機器を設置している機関
	監視観測機器	火山観測機器のほか、監視カメラ、土石流検知センサー、雨量計、積雪計等岩手山に関する全ての監視観測機器の総称
	観測情報	観測データを加工処理した結果、得られた情報（地質調査情報も含む）
	観測データ	観測機器から得られた原データ（加工処理されていないもの）
	气象台	盛岡地方气象台、仙台管区气象台
	緊急退避	噴火直後等に緊急に避難すること
	勤務時間外	夜間や休日等職員の勤務時間以外の時間帯
	国（国土交通省等）	県、市町の防災会議のメンバーのうちの国の機関である气象台を含む
	郡市医師会	一般社団法人 岩手郡医師会、一般社団法人 盛岡市医師会
	警戒区域	災害対策基本法第63条に基づく区域設定。市町長は、警戒区域を設定し、当該区域内への立入りを制限し、若しくは禁止し、または区域からの退去を命ずることができる。
	警戒体制	災害警戒本部を設置するか、またはそれに準じる体制
	県	岩手県
	県医師会	一般社団法人 岩手県医師会
	県警	岩手県警察本部
	県社協	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会
	固定系（同報）無線	屋外拡声器・戸別受信機で受信する市町の防災行政無線

	用語	定義
サ	災害拠点病院	県地域防災計画に定められている災害時における地域医療の拠点となる病院
	災害警戒本部	県、市町地域防災計画に定められた災害警戒本部
	災害対策本部	災害対策基本法第23条もしくは法第23条の2に基づき、県、市町地域防災計画に定められた災害対策本部
	自衛隊	特に断り書きがある場合を除き、陸上自衛隊岩手駐屯地
	自主避難	避難勧告発令前に、住民等が行う自主的避難
	市町	特に断り書きがある場合を除き、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町の4市町
	市町社協	各市町の社会福祉法人 社会福祉協議会
	指定緊急避難場所	付近の高台にある建物等で、噴火災害の危険が差し迫っている場合にのみ利用することを目的とし、1～数時間程度の滞在を前提とした避難場所
	指定避難所	体育館等の比較的近い施設で、数日から1週間程度の滞在を前提とした避難所（原則として、火山防災マップ（平成10年10月発行）に示されている避難所）
	住民等	住民、事業所、観光客等を含む
	専用電話	専用回線による電話
	専用ファックス	専用回線を用いたファクシミリ（防災行政無線によるものも含む）
	タ	ダム管理者
注意喚起		活動活発期において、市町が住民等に対し注意を促すもの
町内会・自治会等		町内会・自治会等の地元の住民組織
鉄道事業者		東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社、IGRいわて銀河鉄道株式会社
東北電力		東北電力株式会社岩手支店
道路管理者		国（国土交通省）、県、市町、東日本高速道路株式会社東北支社の道路管理関係者
土砂災害防止法		土砂災害警戒区域等における土砂災害の防止対策の推進に関する法律
テックフォース		国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊
トリアージ		負傷者選別
トリアージポスト		負傷者選別場所
ナ		日赤県支部
	入山規制	市町長による岩手山への入山を禁止する措置
ハ	バス事業者	公益社団法人岩手県バス協会、岩手県交通株式会社、岩手県北自動車株式会社
	被災現場	火山活動に伴う火砕流や火災サージ、溶岩流、火山泥流、土石流等の重大な被害を受けた現場
	被災者	家屋等に被害を受けた人
	避難勧告	災害対策基本法第60条に基づく避難勧告（避難指示も含む）
	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であり、特に支援を要する者
	避難者	避難した人（親戚・知人宅に避難した人を含む）
	避難所	指定避難所の施設、福祉避難所等の避難者が避難生活を営む場所
	福祉避難所その他これに類する施設	より安全性、居住性が高く、1～数週間程度の滞在を前提とした避難所

	用語	定義
	防災関係機関	<p>県、市町の地域防災計画に定められる防災関係機関のうち、行政機関を除く機関</p> <p>東日本電信電話株式会社岩手支店、日本銀行盛岡事務所、日本赤十字社岩手県支部、日本放送協会盛岡放送局、東日本高速道路株式会社東北支社、電源開発株式会社東和電力所、日本たばこ産業株式会社盛岡支店、</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社、IGRいわて銀河鉄道株式会社、</p> <p>日本通運株式会社盛岡支店、東北電力株式会社岩手支店、</p> <p>株式会社IBC 岩手放送、株式会社テレビ岩手、株式会社岩手めんこいテレビ、株式会社岩手朝日テレビ、株式会社I7M岩手、株式会社岩手日報社、</p> <p>公益社団法人岩手県トラック協会、公益社団法人岩手県バス協会、岩手県交通株式会社、岩手県北自動車株式会社、三陸鉄道株式会社、</p> <p>一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会、盛岡ガス株式会社、</p> <p>一般社団法人岩手県医師会、一般社団法人岩手県歯科医師会、一般社団法人盛岡市医師会、一般社団法人岩手郡医師会、</p> <p>日本貨物鉄道株式会社東北支社、I・T・E・コミュニケーション株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、盛岡中央郵便局、独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所、</p> <p>岩手県土地改良事業団体連合会、鹿妻穴堰土地改良区、松川土地改良区、一本木土地改良区、岩手山麓土地改良区 等</p>
	防災マップ	岩手山火山防災マップ（平成10年10月発行）
	報道機関	新聞社、テレビ局、ラジオ局、雑誌社等
	噴火警報・予報等	仙台管区気象台・盛岡地方気象台から発表される噴火警報・予報、火山解説資料等
マ	目視情報	目視による情報（通報も含む）
	盛岡消防本部	盛岡地区広域消防組合消防本部
ヤ	要配慮者	高齢者や乳幼児、身体障がい者、傷病者など介護を必要とする等の理由により、特に配慮を要する者
ラ	ライフライン事業者	電気、ガス、水道、電話等のライフラインを担当する機関